

意見提出法人・団体の一覧

1. AI Advocates Network.....	3
2. サニー	3
3. ソフトバンク株式会社.....	4
4. トヨタ自動車株式会社 知的財産部.....	6
5. マカイラ株式会社.....	6
6. マンガ表現を考える会 茨城支部.....	8
7. マンガ表現を考える会 栃木支部.....	10
8. 一般財団法人 大阪デザインセンター	13
9. 一般社団法人 ABJ	13
10. 一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構	14
11. 一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会.....	15
12. 一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン	20
13. 一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会.....	31
14. 一般社団法人 日本アニメフィルム文化連盟	31
15. 一般社団法人 日本レコード協会.....	34
16. 一般社団法人 日本音声 AI 学習データ認証サービス機構	35
17. 一般社団法人 日本音楽制作者連盟.....	36
18. 一般社団法人 日本音楽著作権協会.....	37
19. 一般社団法人 日本自動車工業会.....	39
20. 一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター.....	40
21. 一般社団法人 日本新聞協会.....	41
22. 一般社団法人 日本知的財産協会.....	42
23. 一般社団法人 日本動画協会.....	61
24. 一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会・一般社団法人 デジタル出版者連盟 ..	64
25. 一般社団法人 日本民間放送連盟.....	66
26. 株式会社 KADOKAWA	68
27. 株式会社 NTT ドコモ.....	69
28. 株式会社デンソー	69
29. 株式会社知的利益	70
30. 株式会社日本国際映画著作権協会.....	73
31. 公益財団法人 日本関税協会 知的財産情報センター.....	76
32. 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター.....	77
33. 情報統合技術研究合同会社.....	79
34. 知財ガバナンス研究会	82
35. 中部日本放送株式会社・株式会社 CBC テレビ	84
36. 東京都中小企業知的財産交流・研究会等参加企業有志.....	84
37. 特定非営利活動法人 映像産業振興機構.....	95
38. 日本ジェネリック製薬協会.....	96
39. 日本製薬工業協会知的財産委員会.....	97

40. 日本電気株式会社	99
41. 日本弁理士会.....	100

法人・団体名
1. AI Advocates Network
意見の分野
(A3) AI と知的財産権
意見
AI が生成する作品について、著作権同様、生成プロセスに人間の創作的関与がある場合その生成物に知的財産権を適用して良いと思っております。AI を用いた創作活動に知的財産権の保護がされることにより、新たなアイデアやコンテンツの開発を促進することや、人の創作的関与を適切に評価することでAI 技術の活用が一層進むことが期待できます。創作的関与の基準も著作権と同様で問題ないと思われます。知的財産権の是非を問う時にどのように AI 技術が使用された又は生成されたのかの記録を求めることは透明性の確保のため必要だと思います。

法人・団体名
2. サニー
意見の分野
(A3) AI と知的財産権
意見
1 生成 AI(アプリケーション) について 生成 AI をして作成した絵、文章、写真、ソースコードなど多彩にありますが、それらを用いて他者の著作権、誹謗中傷、闇取引、詐欺、サイバーテロなどなど複数の犯罪に応用ができ、それらを国外や国や個人関係なく被害にあう可能性があります。それ以外にも著作権、商標権（全商標）、肖像権他の権利の被害も生み出します、ただ規制したとしても生成 AI 自体を防ぐと言うのは困難であり、対策の必要としての研究（著作権や他権利侵害を除いたもの）は必要にはなりますが、犯罪に応用する権利侵害を行いと行った行動に対しては何らかの規制や罰則が必要です。 2 生成 AI の大本のデータベース(インフラストラクチャー&モデル) について 生成 AI に使われている大本は複数の写真、絵、文章、音声など様々な情報が詰め込まれています。それらほぼ 10 割が無断で使用している物(取得)であり、何らかの違法な手段で手に入れた情報が入っています、それらの情報を集め販売している業者もいます。これ等に関するものは著作権侵害、商標権侵害、肖像権侵害等含まれています、生成 AI に限らずこういった不当な情報の売買を取り締まってほしいです。 3、ウェブサイトを使用に居たり生成 AI を使用するための情報収集に契約の変更、追加をするという行為の規則を作してほしいことについて 現 X (旧 Twitter) で 生成 AI を使用するために文章、写真、絵などを 2 のようにデータ化して他者に売買をするという行為が行われています。この行為はほぼすべての権利侵害に至る可能性があります。以降業者が生成 AI を使用するために契約の変更、契約に追加するといった行動が増える恐れがあります、情報を売るまたは提供するという行為は偽装行為、詐欺行為に加担する恐れがあるため、何らかの規制対策をしてほしい。 4、生成 AI によるビジネス促進 ビジネス促進の効果はありません。他者の情報を抜き取って同じような製品、同じような物を出すだけかと思われます。サービスの向上等も非常に低いと思われます。また他社の製品と類似した物が出てくる可能性が高く市場において妨害行為等の混乱が起きる可能性があります。(研究で AI で設計した物や空気の流れをイメージした人の流れを観測し数値化した等の物を除き) 5、現状の生成 AI の評判 容易に犯罪に使用ができ成り済ましや著作権侵害、誹謗中傷等のいやがらせ行為に使用可能なツール、サイバーテロ、国家犯罪にも使用が可能な道具、逸れの大本のデータを販売している(提供) 所は盗品を売買する企業、国家犯罪に加担する業者、全国に対し著作権侵害をしているとして見受けられます。これ等を推進する人や国は著作権、商標権権利を放棄しているのと同様です。 6、アメリカ等が AI の規制に関しこれ等 5 つを踏まえアメリカや他国は生成 AI の規制を行っています。

現状に至ってこの技術（誰でも作るのは容易だがデータを集めることが困難）は非常に危険です。規制の必要もあります。対策（生成 AI を防ぐための技術）の必要性もあります。

7、被害者の補助

生成 AI を規制してもまた同じように被害を生む可能性があるため生成 AI を使用して著作権侵害なりすまし商標権の侵害等を行ったものに対し裁判費用の軽減、被害の緩和、補填の補助、罰則の強化（相手が支払い能力がなくといった場合で泣き寝入りもある為もあるため対策が必須）等も必要かと思われます。これは他国との協力も必要になる恐れがあります。

まとめ

生成 AI は手軽に犯罪に使用ができる規制や対策が必要

それに伴いデータの提供をしている企業の取り締まり、規制対策も必要。国単位の協力などが必要であり行わなかった場合、国に対して甚大な損害を生む自国民、他国民、事業者に対し損害を生む可能性がある。それらに対し補填や補助、罰則強化（泣き寝入りを防ぐ）等が必要がある。そして同じようなパプコメを幾つか見ているのですが現政府に対し牛歩戦術等を用い生成 AI の技術、データの売買の容認強行する可能性があります。

法人・団体名
3. ソフトバンク株式会社
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備
意見
【(A3) AI と知的財産権】 (1) AI 創作デザインについて 生成 AI の技術発展に伴い、短時間かつ低コストで大量のデザインを生成・公開することが可能となることも考えられる。この点、「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（令和 6 年 5 月）では、AI 技術の急速な進展がどのような影響を与えるかに関しては引き続きの検討課題とされ、また、「産業構造審議会知的財産分科会 第 16 回意匠制度小委員会」では、第三者が生成 AI を用いて修正指示を繰り返すことで、既存デザインに類似する新たなデザイン公開が飛躍的に増加する懸念が議論されつつある。 特許法同様、AI 技術革新に即した意匠法の在り方を議論することに賛同する。一方で、公開されたデザインが AI を用いて創作されたものか否か、現時点での技術や法的枠組みでは正確に把握することが難しい場合がある。また、AI を用いて創作されたデザインだとしても、デザインに対する創作者の貢献や寄与度によっては創作者適格や登録要件を満たすこともあり、AI を利用したことを以て一律に先行文献適格性を排除するのは問題となる恐れがある。 特に、AI を利用する者が創作デザインの非実施者のみとは限られず、場合によっては AI 生成デザインを先行創作し実施している者に対して、後日、当該 AI 生成デザインと同一又は類似の意匠出願を行った意匠権者から事後的に侵害警告を受ける恐れもあり得る。また、新規性喪失の例外の適用範囲の拡大を検討する場合でも、先行する AI 利用者の利益との調和を図る必要がある。 近年では、意匠権の存続期間の拡大や関連意匠制度の拡充に関する重要な法改正が矢継ぎ早になされており、その導入効果を見定める必要性もある。既存の意匠制度との整合性や国際的な制度調和も視野に、慎重な議論を希望する。 (2) 海外の AI サービス等を利用した際の準拠法の考え方について 近年の事業のグローバル化や、ネットワーク技術に伴うクラウドサービスの拡大等を背景に、国境を跨いだサービスが増加している。AI に関するサービスについても例外ではなく、日本の事業者が海外の AI サービスを用いて顧客にサービス提供する場面や、日本の事業者が海外のサーバに保存されるデータを AI 学習に使用した場面等において、その準拠法に関する判断に迷う場合が想定される。特に、諸外国より機械学習が認められる範囲が広い日本の著作権法 30 条の 4 をはじめとする権利制限規定の適用可否が問題となる。

属地主義の原則のもと、準拠法についてはベルヌ条約や法適用通則法の解釈によって判断されるところ、「保護国」や「結果発生地」が日本となるか否かは、著作物の利用過程の一部が海外で行われた場合や複数の行為主体が AI 利用に関与した場合、その判断が困難になることが想定される。

過去の日本の裁判例においては、属地主義の原則は比較的緩やかに捉える立場が有力のように思われるが、日本と諸外国との著作権法における権利制限規定の差異や、各サービスの利用規約の内容との優劣、各国のコンテンツ保護政策の相違等から、日本の著作権法が適用される範囲につき予測可能性が高いとは言えない。

「法制度に関するワーキングチーム（第 1 回）」において著作権侵害の国外犯処罰の執行の在り方が検討されているが、それに加えて、海外の AI サービス等を利用した際の準拠法の考え方についても、どのような条件や利用態様であれば、属地主義の原則に基づき日本の著作権が適用され得るのか、ガイドライン等でその類型や考え方を一定程度纏めて頂くことを希望する。

（3）不正クローリングに対する技術的措置について
AI 学習による著作物の複製等を防止するための措置として、“robots.txt”への記述や ID・パスワード等を用いた認証によって、クローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置がなされることがある。

これらの機械可読な措置を通じて権利者の意思表示が適切に表明されることは、クローラにより AI 学習データの収集を行おうとする AI 開発事業者等が著作権法 30 条の 4 但し書の適用範囲を判断するための一要素として期待できるものである。

一方、その他の考慮要素であるデータベースの著作物が現在又は将来販売される予定があることが推認される事実有無や、利用規約上でクローリングを禁止する意思表示等については、その販売事実や意思表示を機械的に識別することが難しく、また、その表示方法も一様でないため、販売事実や意思表示に反し誤って著作物が AI 学習に利用されることも考えられる。

権利者の意思尊重と AI 技術発展の均衡を保ちつつ、双方の利益保護を実現するための更なるエコシステム促進を目指すために、機械的に識別可能で統一的な仕組みや記載ルール（ガイドライン等）を検討頂くことを希望する。

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

・中古ドメインに対するドロップキャッチ対策について

昨今、中古ドメインに対するドロップキャッチが社会的な問題となっている。地方公共団体や企業等が不使用・不必要として放棄したドメインや、不用意に放棄してしまったドメインの中には、それ自体に被リンク評価が化体し SEO 効果が高いものもある。そのため第三者がその「ドメインパワー」にフリーライドする目的で中古ドメインを取得した場合、なりすましや高額での買取請求等の不適切利用がなされる恐れがある。

一方、一度削除してしまったドメインを再取得する場合、取得希望者多数ドメインはオークション形式の取引となり高額な費用がかかる。UDRP や JP-DRP 等の紛争解決手段も用意されているが、時間やコストがかかるほか、ドメイン文字列に関する商標権を取得しておく必要もありハードルも高い。

そのため企業等は、第三者の中古ドメイン使用により消費者等がなりすまし等による被害にあわないために、一度使用したドメインを保持し続ける必要があり、この維持管理に相当の人的・金銭的（ドメインの更新料等）コストがかかっている。また、中古ドメインがフィッシング等に使用された結果、消費者に不利益が生じたことを具体的に立証しない限り、悪意の中古ドメイン取得者の責任を追及することができず、その対応に多くの労力を要するのみならず、迅速性を要する消費者保護の観点にも悖る結果となっている。

インターネットドメインは世界中で利用されるため ICANN 等を含めた国際的枠組みの検討が必要である

ところ、まずは国内ルール形成を行いつつ国際的調和の枠組み構築に向けた主導的役割を我が国が担って頂くことを希望する。例えば、ドメイン不正利用を規制する不正競争防止法2条1項19号の厳罰化による、ドメイン管理会社を含めた不正使用に対する抑止力強化やドメイン登録要件の設定等について検討することも一案と考える。

【(C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備】

サイバー空間とフィジカル空間が高度融合する Society5.0 実現に向けて、我が国では、「DFFT」(Data Free Flow with Trust) 構想のもと、高い信頼性とオープンなデータ流通に向けた国際的な仕組み作りを推進している。特に AI 利活用を更に加速するためには、大規模かつ良質なデータ連携基盤の構築が極めて重要である。

一方、データ連携基盤を構築するには、協調領域と競争領域それぞれの課題への対応が必要となる。この点、データの高度な流通性とは対照的に、諸外国においてはそれぞれのデータ主権及びデータガバナンスの考え方に基づきデータ法制度が検討されており、データ利活用に際しては各国制度を見極めつつ個別対応が必要となりその負担が懸念される。また、産業データ等は企業の営業秘密等が含まれており、競争領域においてはデータ保護やトレーサビリティの仕組みが、データ協調領域においてはオープンなデータ流通を実現するための仲間作りや対価還元方法等の検討等、データへのアクセス主体（消費者・行政・競合他社等）毎に応じて、その前提となる正当化根拠や目的、アクセスが許容されるデータ範囲等の検討が必要となる。

DFFT 構想のもと、データ利活用が促進される「データ流通性と適正保護」の均衡をいかに取るべきか国内及び国際的枠組み検討の主導的役割を我が国が推進して頂くのと合わせて、官民学協調のもと、グローバルな共存共栄を図りつつ、エコシステム全体での最適解を探るための検討を希望する。

法人・団体名
4. トヨタ自動車株式会社 知的財産部
意見の分野
C. 知的財産の活用
意見
近年、デジタル化の進展や生成 AI の急速な発展等、社会・経済を取り巻く状況が大きく変化し、国家間競争の激化等により国際情勢も厳しさを増す中、国際競争力のある企業活動の為には、知的財産に関する取り組みが一層重要となっております。このような認識のもと、政府におかれましては、企業などの各主体による知的財産の「創造」、「保護」、「活用」からなる「知的創造サイクル」の活性化や好循環を促進していく取り組みをいただいております。感謝申し上げます。 日本の知的財産の「保護」に関しては、近年の政府施策により、経済安全保障の観点から特定技術に関する技術流出防止の為の特許出願非公開制度の導入をいただいておりますが、日本の国際競争力強化の為にはより一層の「活用」も重要となります。日本の知財収益に目を向けてみると、海外からの産業財産権等使用料は増加しているものの、更なる国際競争力の強化に向けて、日本の優れた知的財産をよりグローバルに活用していくことが必要だと考えます。については、政府に積極的な旗振り役となっただき、日本企業の知的財産が国際的に広く活用される環境の整備を期待いたします。

法人・団体名
5. マカイラ株式会社
意見の分野
E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
1. 新たなクールジャパン戦略について 2024 年知的財産戦略本部は知財計画 2024 を策定するにあたって、「新たなクールジャパン戦略」を公表し、同戦略の中でコンテンツ産業を国の基幹産業と位置付けている。 コンテンツ産業を基幹産業と位置付け具体的施策を議論することは、コンテンツ産業の規模、および期待できる経済波及効果から、日本経済の発展にとって極めて重要な意義を持つと同時に、現在日本が置か

れている地政学的リスクの中ではコンテンツ産業の持つソフトパワーを十分に発揮するという側面も重要な視点であると考えます。

また新たなクールジャパン戦略において、「クリエイターへの還元」等コンテンツ産業にとって非常に重要な具体的施策を多々ご議論いただいている点は、コンテンツ産業の持続的発展を考えると是非民間としても応援したい取り組みである。

これらを踏まえ、知財計画 2025 においても、引き続き継続的に「新たなクールジャパン戦略」に基づく具体的施策の検討、実装を推し進めていただきたい。

2. 人材育成機関について

現状の課題として、業界参入前に実践的スキルを十分に習得できる育成機関がないため、新人がスキル不足を理由に極めて低賃金で業界に参入せざるを得ない状況となっており、その結果業界の深刻な人手不足を招いてしまっている。

そこでコンテンツ産業の課題を解決すべく、是非 OJT に頼らない OFFJT の業界参入前の実践的人材育成機関の整備を検討いただきたい。

この点、少数の選抜されたクリエイターのみが対象になっているものの、政府施策として海外展開の際のメンター支援制度が設けられていることは、素晴らしい取り組みだと考える。コンテンツ産業の技術は日進月歩であるため、特に現場で活躍している方の経験値を活かせる仕組みづくりを、更に押し進めていただくことを希望する。

3. クリエイターへの還元について

クリエイターの還元が、知財計画 2024 や新しい資本主義においては優先順位の高い政策テーマと定められている。コンテンツ産業振興のためには、知財計画 2025 でも重点的に推進していただきたい。

またクリエイター還元の施策を議論する際にご留意いただきたい点として、欧米との相違点を踏まえてご議論いただきたいという事が挙げられる。組合や EU 著作権司令等、日本とは前提の大きく異なる欧米のクリエイター還元の仕組みをそのまま導入すると、日本においてはむしろ弊害が予想される。

制作に関わるスタッフに幅広く利益が還元されるよう、是非、日本独自の「クリエイター還元」をご検討いただきたい。

なお各クリエイターに還元を進めるためには、前提として「クリエイターのスキルの見える化」が必要であるため、日本版クリエイター還元の具体策の一つとして、是非「スキルの見える化」に取り組んでいただきたい。（ご参考までに、経済産業省でおまとめいただいた「IT スキルスタンダード」という施策で、IT 業界の人材スキルの見える化が進み、結果的に IT 業界の賃金向上につながったという実績がある。）

4. 労働環境改善について

業界の人材流出を留めるための喫緊の課題である「労働環境改善」の取り組みは、知財計画 2025 においても是非強力に押し進めていただきたい。

特に業界が自主的に策定した映適ガイドラインの尊重、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」の尊重、フリーランス法の徹底とさらなる進化を是非推進していただきたい。

またセーフティネットの確立もご検討いただきたい。賃金向上や労働環境の改善と同じく、新しい才能が挑戦したくなる業界となるために、人材確保の前提となるインフラとして必要な施策である。具体的には、フリーランスへの社会保障整備などをご検討いただきたい。

5. バックオフィス人材の確保について

収益力強化に向けた著作物の活用や労働環境改善のためには、制作会社に法務人材の確保が必須である。

また海外展開のために大規模投資を呼び込む前提としては、プロジェクト会計が不可欠である。

是非バックオフィス人材の育成、導入支援を政策として進めていただきたい。

ただし、日本の制作会社は小さい規模の事業体が多いため、内制化が困難な可能性も多い。小さい規模の制作会社でも収益力を強化し十分なコンプライアンスを確保できるよう、著作権処理および経理・法務人材を一定数雇用する組織の設立や税制での優遇支援などをお願いしたい。

6. その他

ロケがもたらす経済波及効果に鑑み、一定の条件を前提に、国内ロケ誘致もご検討いただきたい。具体的には、「インバウンド訪日客がまだ数多くは訪れてない地方におけるロケ」に対して、海外で一定以上

の配給、配信をすることを前提として、国内ロケも含めた積極的なロケ誘致支援を設けていただきたい。地方創生の観点でも、一部に訪日客が集中してしまうオーバーツーリズム対策の観点でも有効だと考える。

アニメの日（10月22日）を日本国内外で大きく取り上げ、アニメの世界普及の機会としてキャンペーン活動として取り組むことをご検討いただきたい。特に在外公館で、現地の児童・学生らを招いて、日本のアニメと触れ合い日本にシンパシーを持つ機会を作ることは、今後の日本通あるいは、日本のファンを作るためにも極めて有効な手段である。

政府専用機に日本コンテンツを描き、総理のトップセールスで諸外国に日本コンテンツの魅力を訴えていただくことも是非ご検討いただきたい。コンテンツ産業が国の成長産業だと位置付けられたことを踏まえ、トップセールスによって模範を示していただけると、日本コンテンツおよび日本の魅力を海外に訴求するにあたって効果的だと考える。

以上

法人・団体名
6. マンガ表現を考える会 茨城支部
意見の分野
E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
【①】 1. はじめに：クールジャパン政策の意義と課題 日本のコンテンツ産業はアニメ、マンガ、ゲームをはじめとした多様な表現文化を持ち、これが国内外で高く評価されています。特に、クールジャパン政策では、こうした文化を活用し、国際市場での競争力を高めることが目標とされています。この中で、ダイバーシティ（多様性）を活かすことが掲げられていますが、その解釈次第では、逆に表現の自由を制約し、創作活動を萎縮させる可能性があることを懸念しています。 たとえば、次のような現象が現実起きています： チャット GPT（生成 AI）の誤用に対する懸念 最近、生成 AI が利用者の期待と異なる回答をしたり、誤った情報を生成した場合に、「AI が不適切な倫理観を助長している」という批判が見られます。このことから、一部では AI に過度な規制を求める声が上がっています。同様に、コンテンツ制作でも、特定の価値観に基づく表現が「有害」と見なされるリスクがあります。 海外市場における文化的摩擦の事例 日本のアニメ『ドラえもん』では、のび太が母親から叱られる場面や、父親がたばこ代を家族に交渉する場面が描かれています。一見、ほのぼのとした家庭の描写ですが、一部の国では「親の権威が弱く描かれている」や「子供にたばこを肯定的に伝える」として批判されることがあります。また、女性キャラクターの描写についても、一部では「性差別的だ」という声がありました。 中華民国（台湾）の出版規制の例 かつて台湾では「迷信を子供に教えることを禁じる」という理由から、マンガやファンタジー作品が規制される事態が発生しました。この結果、マンガ文化が一時的に壊滅的な打撃を受け、表現の多様性が大きく失われました。こうした歴史からも、規制が過度に強化されることで、文化そのものが衰退するリスクが懸念されます。 2. 規制強化の具体的懸念 政策の中に掲げられる「ダイバーシティの推進」や「教育への影響」という理念は重要ですが、これが過度に解釈され、以下のような表現規制につながる可能性があります。 特定のキャラクター描写への批判 例えば、障害を持つキャラクターを描いた場合に、それがステレオタイプとして批判されるケースがあります。一方で、こうしたキャラクターを全く描かないことも「多様性が不足している」と批判される可能

性があるため、クリエイターが萎縮してしまう事態が想定されます。

創作文化の均質化

規制によって、クリエイターが特定の価値観や倫理観に合わせた表現を余儀なくされる場合、作品の多様性や独自性が失われる可能性があります。結果として、国際市場での競争力が低下するリスクもあります。

自主規制の強化による表現の幅の制限

過去の規制事例を受けて、業界が自主的に過度な規制を導入することで、クリエイターの自由な発想が抑制される可能性があります。

3. 表現の自由を守るための提案

規制強化のリスクを回避しつつ、政策の目標を達成するために、以下の施策を提案します。

多様性の定義を明確化する

「多様性」とは単に表面的な配慮を示すものではなく、異なる視点や意見を尊重し、共存することで新しい価値を生み出すことです。その定義を政策文書で明確にし、規制が過度に広がることを防ぐべきです。

業界と団体の対話の場を設ける

女性保護団体や障害者団体とクリエイター団体が協力し、作品の中で問題となり得る表現を共に議論する場を設けることで、透明性を高めます。これにより、規制が一方向的に課されることを防ぎます。

文化的多様性の価値を訴える啓発活動

特定の文化や価値観だけでなく、多様な表現がもたらす社会的・教育的な価値を国民や国際社会に広めるため、啓発活動を強化します。

年齢別レーティング制度の適切な運用

全ての表現が規制対象となるのではなく、年齢別レーティング制度を通じて、受け手に適した内容が提供されるよう配慮します。

国際市場での受容性を検討する

海外市場での文化的な摩擦を軽減するために、国際的な基準に基づいた作品作りを進める一方、各国の背景に応じたローカライズを行い、柔軟に対応します。

4. 結論

表現の自由は、日本のコンテンツ文化を支える基盤であり、これを守ることは国際的な競争力を維持するためにも不可欠です。クールジャパン政策が掲げる多様性の理念を実現するためには、表現の幅を狭める規制ではなく、クリエイターが自由に創作できる環境を維持し、かつ社会的な懸念にも対応する仕組みを構築する必要があります。

本提案が、多様性と表現の自由を両立させ、日本のコンテンツ文化をさらに発展させるためのきっかけとなることを強く望みます。

【②】

1. 表現の自由とクリエイターの経済活動に対する規制の影響

近年、クレジットカード決済停止事例が増加し、特にマンガ、イラスト、同人誌などのクリエイターの作品販売に影響を与えています。この動きは、クリエイターが自主制作したコンテンツを販売する場での主要な決済手段が利用できなくなることを意味し、創作活動を直接的に阻害する要因となっています。特に以下の問題点が挙げられます：

責任の所在の不透明性：

決済停止がどの段階で、誰の判断で行われたのかが不明であるため、クリエイターやサービス運営者が予防措置を講じることが困難です。

表現への介入：

決済代行業者やクレジットカード会社が、特定の表現やキーワードを基準として取引を停止するケースがあり、これは事実上の検閲につながる可能性があります。

経済的損失と創作環境の悪化：

決済手段が制限されることで、購入者が離れ、クリエイターの収益が減少します。これは、特に小規模なクリエイターにとって深刻な影響を及ぼします。

2. 同人コンテンツや小規模クリエイターへの影響

最近の事例では、同人コンテンツも規制の対象となりつつあります。これにより、以下の問題が顕在化しています：

多様な表現の抑制：

同人コンテンツはしばしば社会的に過小評価されがちですが、このような規制によりさらに制作が困難になるリスクがあります。

クリエイターコミュニティの弱体化：

同人コンテンツを主力とするサービスやプラットフォームが運営困難に陥ることで、クリエイター同士の交流や新規参入の機会が失われます。

3. 提案と要望

知的財産推進計画 2025 において、クリエイターが安心して創作活動が続けられる環境を整備するために、以下の施策を検討してください：

透明性の確保：

クレジットカード決済停止の判断基準と責任の所在を明確化する仕組みを設ける。

表現の自由の保護：

決済手段の提供が表現内容を理由に不当に停止されないよう、政府がガイドラインを策定し、監督を強化する。

多様な決済手段の導入促進：

小規模なクリエイターやプラットフォームが利用できる多様な決済手段を開発し、その普及を支援する。

自主規制の範囲の明確化：

自主規制を行う場合、クリエイターやサービス提供者が適切な対応を取れるよう、明確な基準を示す。

4. おわりに

日本のクリエイターは、国内外で多大な文化的・経済的貢献をしています。その活動を支えるためには、表現の自由を尊重し、クリエイターが安心して経済活動を行える環境が必要不可欠です。知的財産推進計画 2025 において、本コメントが検討されることを強く希望します。

法人・団体名
7. マンガ表現を考える会 栃木支部
意見の分野
E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
【①】 1. はじめに 本提案におけるダイバーシティの促進や知財投資の推進といった理念は、日本のコンテンツ文化をさらに発展させるうえで重要な方針であると高く評価します。特に、異なる背景を持つ人材の多様性を活かすことは、新しいアイデアや創造性を生む基盤となります。

2. 規制強化への懸念

しかしながら、これらの施策が、クリエイティブな表現の自由を制約する方向に働く懸念も払拭できません。たとえば、以下のようなリスクが考えられます。

特定の表現が「有害」とみなされ、規制される恐れ

性別や障害に関する表現が、団体や第三者の意向によって修正や削除を求められることで、表現の幅が狭められる可能性があります。このような状況は、クリエイターが自らの創作に対して自己検閲を強いられる結果を招きかねません。

コンテンツの魅力や多様性の低下

規制が強化されることで、コンテンツそのものの多様性が失われ、日本独自の文化的価値が損なわれるリスクがあります。これにより、日本のコンテンツが持つ国際的な競争力が低下する可能性も懸念されます。

3. 提案する解決策

規制による問題を回避しつつ、政策の目標を達成するために、以下の施策を提案します。

業界自主規制の強化

表現の自由を尊重しつつ、社会的懸念に対応するための自主的なガイドラインをクリエイターや出版社が策定することで、外部からの過剰な介入を防ぐ仕組みを構築します。

多様な視点を含む意見交換の場の設置

女性保護団体や障害者団体などの関係者、クリエイター、文化学者が参加する意見交換の場を設け、多様な視点を取り入れることで、偏りのない政策決定を行います。

教育や啓発活動の充実

コンテンツの内容が特定のステレオタイプを助長しないよう、教育や啓発活動を通じて正しい理解を促進します。規制ではなく、教育的なアプローチが望ましいと考えます。

コンテンツ制作支援の拡充

多様性を促進するために、様々な視点や背景を持つクリエイターが活躍できる環境を整備することが重要です。労働環境の改善や資金支援を通じて、創作の幅を広げる施策を進めるべきです。

4. 結論

表現の自由は、日本のコンテンツ文化が発展し続けるための基盤であり、これを守ることは、国際的な競争力を維持する上でも不可欠です。本提案に基づく施策が、クリエイティブな表現を抑制する方向に進むことがないよう、慎重な運用を求めます。また、表現の自由を守りながら、多様性を推進するための実効的な方策を模索していくことを強く提言します。

【②】

1. はじめに

クールジャパン政策の一環として、日本のアニメ、マンガ、ゲームといったコンテンツが持つ創造性や多様性を活用し、国際市場での競争力を高めることは極めて重要です。この政策が、日本独自の価値観を世界に広めるだけでなく、多文化交流を通じて新たな発見や発展を促進することを期待しています。しかし一方で、特定のテーマや描写が規制されるリスクや、それに伴う表現の萎縮について懸念があります。

2. 規制が懸念されるテーマ：身分格差や政権打倒を描く表現

「身分格差」や「王位継承」、「革命」、「政権打倒」といったテーマは、特定の国や文化圏で問題視される場合があります。その理由として、以下の点が挙げられます：

政治的センシティブティ

一部の国では、こうしたテーマが現行の政府や社会体制への批判とみなされる可能性があります。たとえ

ば、フィリピンでは『ボルテスV』が「社会的不平等への挑戦」を象徴するとされ、マルコス政権時代に放送禁止となった事例があります。

社会秩序の維持

身分格差や革命を描く物語が、社会的な不満や対立を煽る危険性があると見なされる可能性があります。特に、階級闘争や王位継承の問題が歴史的に敏感なテーマとなっている地域では、規制の対象となることが考えられます。

宗教的・文化的価値観

王や指導者が神聖視されている文化圏では、王位継承や権力闘争を描くことが伝統的価値観を冒涇すると受け取られる可能性があります。

若年層への悪影響に関する懸念

「革命」や「政権打倒」といったテーマが、青少年に対して暴力的な手段を容認するメッセージと捉えられるリスクがあります。

3. 規制がもたらす影響

こうした規制が導入された場合、以下のような問題が懸念されます：

日本のコンテンツ文化の多様性が損なわれる

日本独自のテーマやストーリーテリングが規制されることで、創作の幅が狭まり、作品の質や魅力が低下する恐れがあります。

国際市場での競争力が低下する

政治的・社会的な配慮を過度に優先した結果、作品が画一化し、日本のコンテンツが持つ独創性が失われ、他国のエンターテインメントとの競争で不利になる可能性があります。

クリエイターの創作意欲が低下する

表現の自由が制限されることで、クリエイターが自己検閲を行わざるを得なくなり、結果的に業界全体の活力が失われるリスクがあります。

4. 提案：規制を避けつつ多様性を守るための方策

以下の提案を通じて、表現の自由を守りながら、国際市場での受容性を高めることが可能です。

テーマの多層化と柔軟なローカライズ

身分格差や革命を単なる対立構造として描くのではなく、個人の成長や社会の再構築を中心とした物語へと発展させることで、誤解や批判を避ける。

各国の文化や規制に配慮した編集や翻訳を行い、適切なローカライズを通じて国際市場での受け入れを促進する。

国際的な対話と教育的意義の強調

コンテンツの社会的意義を正しく伝えるため、政府や業界団体が海外の規制当局や文化団体と対話を進める。

身分格差や政権打倒といったテーマが、単なる暴力や対立を描くものではなく、社会問題の理解や解決策の模索を促す教育的意義を持つことを強調する。

クリエイターの自由を守る仕組みの整備

業界内での自主規制ガイドラインを策定し、社会的な懸念に配慮しつつ、過度な外部規制を回避する。政府はコンテンツ制作に対する干渉を最小限にとどめ、クリエイターが自由に創作できる環境を支援する。

国際市場での多様性の価値を訴求する

日本のコンテンツが国際市場において多様なテーマを扱うことで、視聴者に新たな視点や考え方を提供するという文化的意義を積極的に発信する。

5. 結論

身分格差や革命、政権打倒をテーマにした作品は、日本のコンテンツ文化の一部として非常に重要な要素を持っています。これらのテーマが国際市場での規制対象とならないよう、表現の自由を守りつつ、文化的背景や規制への配慮を行うことが不可欠です。

クールジャパン政策がこうした多様なテーマを描く自由を尊重し、日本のコンテンツ文化を発展させるための基盤となることを期待しています。そのためには、規制の懸念を未然に防ぎつつ、クリエイターが安心して創作活動を行える環境の整備が必要不可欠です。

補足：事例の説明

『ボルテス V』：フィリピンで身分格差や革命を象徴する作品として人気を博す一方、政権批判と解釈され規制を受けた。

法人・団体名
8. 一般財団法人 大阪デザインセンター
意見の分野
(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化
意見
失われた 30 年といわれる中、企業が活力を取り戻し、未来の価値をステークホルダーと共創していくには、企業経営の考え方を「人」中心にとらえ時代や環境に合わせて何度も修正していくという「デザイン経営」への取り組みが求められている。デザイン経営の推進のためには内閣府知財戦略本部が使用を推奨する「経営デザインシート」も非常に有効であると考えられる。しかしながら、以下の 2 つの課題がありデザイン経営が浸透しているとは言えない。 第 1 に、企業経営者にデザイン経営が有効であるということがなかなか認知されていないことである。第 2 にデザイン経営を支援する仕組みが整っていないことである。 第 1 の課題に対しては、なぜ経営者がデザイン経営を自社と関係があると思わないのかについて民間に任せず、国が率先して調査研究すべきではないか。国がデザイン経営が企業経営にとってどのような効果をもたらすかを明らかにすれば経営者も振り向き取り組みが進むと考えられる。現在、地方経済産業局や特許庁が取り組んでいるが、世の中が変わってきているとは言えない。もっと抜本的に政府として取り組んでいくことが必要であると考えます。 第 2 の課題に対しては、デザイン経営を支援する人材の育成や、その人材の能力の見える化・評価の仕組み、支援人材と企業経営者とのマッチングの仕組みが必要であると考えます。特に中小企業は新たな取り組みに対し自走することは非常に困難であり、伴走支援者の存在が非常に重要である。現在、様々な機関において支援専門家の登録があるが、その中にデザイン経営の支援者というカテゴリーが存在しない。それを早急に作るべきであると考えます。 知的財産推進計画 2024 には、このような趣旨が盛り込まれていないため、ぜひとも盛り込んでいただきたい。

法人・団体名
9. 一般社団法人 ABJ
意見の分野
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
海外では日本のコンテンツ人気が高まり一般の層まで引き付けるようになってきている。とりわけ漫画をはじめとした出版コンテンツは単行本や電子書籍にとどまらず、アニメやドラマ・実写映画・ゲーム等の原作になり、商品化やテーマソングなどのキャラクタービジネス全般に広がるパワーを持っている。 一般社団法人 ABJ は出版者、電子書籍流通事業者、IT・通信事業者、著者権者団体といった複数の関係者で構成される民間団体である。電子書籍の正規配信サービスであることを示す「ABJ マーク」(Authorized Books of Japan＝公認された日本の本)の交付事業をはじめ、違法サイトの情報収集と提供、違法配信防止の啓発や教育活動、電子出版事業に関する法整備の提言や周知啓発、国内外関係機関と

の協力体制の構築など、読者が正規版サービスを正しく認識し、適切な権利保護がなされるための幅広い取り組みを行っている。

本年 6 月 24 日に発表された「新たなクールジャパン戦略」（以下、「新 CJ 戦略」という）における「2. デジタル化に伴う共通課題」「(3) 深刻な海賊版被害」および「4. 対応方針・今後の取組」「(5) 官民一体となって海賊版対策を強化する」に基づいて意見を申し上げる。

政府による「官民一体となって海賊版対策を強化する」という方針については、たいへん高く評価する。

2023 年 1 年間の日本国内向けの漫画海賊版サイトの被害額（タダ読みされた金額）は、約 3,818 億円と弊社（一般社団法人 ABJ）は推定している（ただし 2024 年間は大幅に増加の見込）。日本国内向け海賊版上位 10 サイトの月間アクセス数は 2024 年 1 月には約 1 億 35 万回まで減少、抑え込みに成功したに見えたが、夏以降急伸し、2024 年 11 月には約 5 億 2 千万回と、ピーク時の 2022 年 1 月の 4 億回を大幅に超えるレベルまで達している。一時期とはいえ減少となった成果は、出版社、漫画家、行政、広告関連企業、通信事業者と業界を横断する形での協力に対策を進めてきたからだと考えるが、再び莫大な被害が生じているのが現状である。加えて英語版での海賊版上位 10 サイトの月間アクセス数は、2024 年 11 月に約 4 億 2700 万回となっている。英語版以外にもベトナム語、中国語、ロシア語、スペイン語の海賊版サイトも多く見受けられる。海賊版の拠点は海外にあり、深刻な被害は国富を奪うことに繋がる。よって日本国内だけではなく、グローバルな対策が必要となっている。

「新 CJ 戦略」に記載されている「実務者級の関係省庁連絡会議」「二国間協議や各種国際会議の場での働きかけ」等は、政府にしかできない対策であり、ぜひとも継続を望む。また、「CDN サービス事業者における海賊版サイトへのサービス提供の停止」への働きかけや発信者情報開示の迅速化に加えて、海外における以下のようなプラットフォームへの対策要請を要望する。

- ・海賊版サイトの検索表示抑止をドメイン単位で行うよう検索事業者への要請
- ・海賊版閲覧アプリのテイクダウンを行うアプリマーケットへの規制

さらに、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) のインターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF) のような国際会議や政府諮問委員会 (GAC) 等の場において、海賊版サイトのドメイン停止に向けた働きかけを続けていただきたい。

過去に官民の協力による海外での大型海賊版サイト運営者の逮捕があり、海賊版運営者への大きな抑止となった実例がある。海賊版運営者は海外に拠点を置いており、このような国際執行についても強化拡大をお願いしたい。

我々、民間事業者は、クリエイターを守り、築き上げてきたクールジャパン文化を継続するために正規版コンテンツの流通拡大を目指しているが、それだけでは海賊版対策としては十分ではないと考える。外国語への翻訳支援、海外での正規版コンテンツに関するプロモーション、弊社が国内外に向けて発信している「STOP! 海賊版」キャンペーンを始めとした海賊版のコンテンツを利用しないことへの意識啓蒙についても一層のご支援をいただきたい。

官民の協力により海賊版を抑止するとともに、国内外において正規版コンテンツの普及を促進し日本のソフトパワーの拡大を図るよう、今後とも継続的な対策を望む。

法人・団体名
10. 一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構
意見の分野
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
CODA 及び会員社は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に掲げられている著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、CDNへの削除要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対

策、フィルタリングの要請などはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。

「国際連携・国際執行の強化」を目的に、エシカルハッカーと連携し、合法的な各種調査を実施することにより、海賊版サイトの運営者を特定し、居住する当該国に対して摘発を求めていく活動には特に注力しており、2024年度は、中国やブラジルなどにおいて、刑事摘発やノック＆トーク（直接交渉）など、効果的かつ効率的な対応を検討し実施した。

今後もこれら国際連携・国際執行の実現にあたっては、我が国政府及び当該国在外公館等の支援・協力は必要不可欠である。

(1) 政府の支援強化

政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。

(2) 事業者による身元確認の徹底

海賊版サイト運営のためのサービスを提供する事業者には、権利者による情報開示請求が行われた際、個人を特定し得る情報が必ず提供されるよう、顧客情報の身元確認を確実にし、その上でサービスが提供されるように義務付けることを要望する。

(3) サービス提供事業者の日本法人による有害情報問題解決の義務化

海外に拠点を置く事業者であったとしても、少なくとも日本でサービスを展開している事業者については、有害情報問題に関して日本法人で解決できるよう義務付けることを要望する。

現状では、著作権侵害について削除申請しても対応がなされず、問い合わせ窓口も機能していない事業者が存在する。また、問い合わせができたとしても「本国に確認する」として、回答に長時間を要することや、理由が分からないまま解決できないことも少なくない。

(4) 著作権侵害から広告収益を得ている事業者に対する規制について

動画投稿サイトでは、動画の閲覧数に応じて広告収益を得ることができる仕組みをとっており、この仕組みを悪用して、著作権侵害投稿で広告収益を得ているアカウントが多数存在している。しかし、そのようなアカウントへの積極的な対応や自主規制を行わず、権利者からの権利侵害申告に対しても、投稿者への広告収益の支払をストップすることはしない事業者がいる。最終的に事業者側にも広告収益が入るため、いわば権利侵害によって事業者側も不当な利益を得ている状況が存在する。そのような事業者に対する、実態に即した規制についての検討を要望する。

(5) 司法的ブロッキングの在り方について基礎的な検討の開始

「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」は、2019年10月に策定されてからすでに4年以上が経過している。同対策メニューは、第1段階から第3段階までを掲げ、それらを段階的に実施するとしている。第3段階である「ブロッキング」につき、「裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング」の在り方について、他の取組の効果や被害状況等を見つつも、技術・法律の両面における基礎的な検討を始めていただくことを要望する。

法人・団体名
11. 一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備 F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
【(A3) AI と知的財産権】 令和5年度著作権分科会法制度小委員会報告書「AI と著作権に関する考え方」では、著作権法第30条の4のただし書き（著作権者の利益を不当に害することとなる場合）について、AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられている等のケースを検討した記載がありますが、ゲームソフトにも無許諾利用を防ぐため技術的手段が講じられています。AI の学習・開発段階においては、権利者の意思を尊重し、著作物に施される技術的手段を回避、除去するなどして、学習データとして収集されること

がないよう要望します。

また、海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製することについては、AI 開発事業者においてその判断が困難であることは理解できなくはないものの、全く措置を講じず漫然と学習データとして収集されてしまえば、先述した技術的措置も意味をなさず、権利者の意思は反映されないことになってしまいます。そのため、AI 開発事業者においては権利者から海賊版等の権利侵害複製物を掲載している Web サイト等に関する情報を提供するための窓口を設置し、情報提供のあった Web サイト等については学習データ収集対象から除外することを求めます。

さらに、画像、映像を生成することを主目的とした生成 AI ツールを利用する際に著作権侵害を防止するため、AI サービス提供事業者においては著作権侵害となりうるプロンプト（著名な著作物の固有名詞等）については当該プロンプトの利用を排除する技術的措置を講じること、権利者から当該権利者の著作物の固有名詞等を除外する申し入れがあった場合にはこれに対応し、そのために簡易に利用できる申請窓口を設けることを要望します。また、生成 AI 利用者による著作権侵害を防止するため、AI サービス提供事業者においては、生成 AI が画像等を出力する際に著作権に留意して使用する旨を利用者に促すなどの仕組みを設けることを要望します。加えて、生成 AI の生成・利用段階で著作権侵害がおこり、権利者が法的対応を行うにあたっては、当該権利者の著作物が当該生成 AI の学習データとして利用されているかどうかは AI 開発事業者のみが把握するものであることから、権利者からの自社著作物の利用の有無に関する問合せ等に対応するため、AI 開発事業者に対して、学習データの記録・保存を義務化することを求めます。

今後、生成 AI ツールの利用によって、既存の著作物を模倣したものが短時間に大量に生成されることが懸念されていることから、AI 生成物の著作権侵害判断については権利者の意向が反映されるよう従来より柔軟にさせていただくよう要望します。

また、令和 6 年より、「AI と著作権に関する関係者ネットワーク」が開催され、権利者と AI 関連事業者による情報共有等が行われておりますが、前述の事項等の権利者の懸念点が解消されるよう、さらには、知的財産権の侵害だけでなく、不法行為に該当するような行為も行われないう、他者の創作物を尊重することを前提とした生成 AI の適正な開発と利用に向けて、引き続き文化庁、経済産業省にはご尽力いただくことを要望します。

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

(EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について)

我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。国内で長年運営されている大手の EC サイトは知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）が設置され、削除要請等の対応もなされているものの、新興の EC サイトでは、そのような専用の窓口が設置されていなかったり、特に中国系 EC サイトにおいては、削除要請等にあって日本では必要とされない権利証明のためのより詳細な情報（著作権侵害においては著作物の掲載された権利者の URL だけではなく、著作物の初公開日の情報や著作物の元画像など）を要求されたり、個別商品毎に毎回権利書など同様の書類のアップロードを要求されたりするなど削除要請の手続きが煩雑であり、権利者が必要な権利行使を迅速に行うことが困難な状況にあります。EC サイトについてはグローバルに展開していたとしても、日本国内を対象としている場合には、削除要請等に必要な手続については、日本で一般的に行われている申請方法や書式に基づいた対応とするよう求めます。

また、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」では、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務の一つとして、販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めることとされておりますが、これは権利者の侵害対策にも大きく資するものと考えます。さらに、同法に基づき設置された取引デジタルプラットフォーム官民協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うことをその目的としていますが、EC サイトにおいて大量の知的財産権侵害品が販売される事態は消費者にとって安全で安心な取引の場であるとは到底言えず、取引デジタルプラットフォーム提供者による、知的財産権侵害品の流通等不正な取引を防止するための厳格な出店者の事前及び事後の定期的な審査に加え、権利者による知的財産権侵害品の削除要請等を滞りなく行うことも、消費者の保護につながるものと考えます。官民協議会を通じて、各取引デジタルプラットフォーム提供者による知的財産権侵害品対策のためのガイドライン、知的財産権侵害対策のための申請窓口の設置等進めていただくことを要望いたします。

(リンク提供行為の違法化について)

令和2年の著作権法改正により、リーチサイトに対する法規制が導入されたものの要件が厳格であり、また、ユーザーによる情報提供手段が多様なサービス等で行うことができるようになったことで、海外の海賊版サイトやリーチサイトへの個別のリンク提供行為によってリーチサイト等へのアクセスを容易にしており対策が進まない状況も生じています。令和2年法改正においては、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定されていたものと承知しておりますが、現在対象とならないような個別のリンク行為であっても、侵害コンテンツを拡散するユーザーの意思の元で行われており、その結果被害が拡大するという問題は同じですので、「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」について改めて検討いただくよう要望いたします。

（越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策）

近年、個人使用目的として輸入される模倣品・海賊版の流入が増加しているという問題について、令和3年の商標法・意匠法、令和4年の関税法の改正により、税関における知的財産権侵害品の取締りが強化されておりますので、引き続き法運用を適切に行っていただくことを要望いたします。また、著作権に関連して言えば、無許諾で複製された大量のレトロゲームが複製されたゲーム機が、個人使用目的で輸入されるなどの状況があるところ、同様の持込み行為の違法化について、著作権法ならびに特許法についても導入することを要望します。

（税関手続の電子化・簡素化について）

わが国ではデジタル社会の実現に向けて、国や地方公共団体において様々な施策が実施されておりますが、行政手続のうち特に税関の水際取締手続におきましては、個人輸入の増加にも伴い差し止め件数が増加傾向にあるなか、令和4年10月より認定手続の簡素化手続の対象が拡大され、権利者の負担が軽減されたところ、権利者側としては引き続き適切な運用を期待するものです。なお、権利者の申出により、疑義物品の画像での確認等、部分的に電子メールでの対応を頂いている状況ですが、これに限らず、輸入差し止め申立から認定手続の一連の手続きにつきましても更なるDX化の推進を検討いただくことを要望します。

（情報流通プラットフォーム対処法について）

情報流通プラットフォーム対処法では、インターネット上の違法・有害情報に対処するため、新たに大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化および運用状況の透明化に係る措置を義務づけることとされています。本法によって義務化の対象となるのは総務省に指定される大規模プラットフォーム事業者ではあるものの、プラットフォーム事業者の大小にかかわらず、これらの措置について全てのプラットフォーム事業者が取り組むよう推奨することを求めます。

（アプリ広告等による知的財産権侵害について）

SNS等において、他社の著作物を無断で利用したアプリ等の宣伝広告がランダムに表示される事例が散見されます。権利者にとってはランダムに表示される広告を特定し、削除申請を行わねばならず対応が非常に困難な状況です。広告代理店等の事業者については、広告が知的財産権を侵害していないことの確認を義務づけるほか、SNSプラットフォーム等に対しても、不正な広告に対する必要な措置を権利者が講じやすい仕組みを構築するよう要望します。令和6年10月より開催されている、総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」においては、検討課題として「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対処に関する事項」もあげられておりますので、詐欺広告のみならず知的財産権を侵害した広告も検討対象とすることを要望します。

（不正競争防止法について）

平成30年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化され、効果を妨げる指令符号を提供する行為が不正競争行為として追加されました。法改正後、当協会も周知活動や会員企業の権利執行の支援を行って参りましたが、未だ不正流通は継続しています。権利者は、権利執行等対策を積極的に継続しているところ、現行法でこれ以上の対策が困難となった際には、法改正について改めて検討いただけるよう要望いたします。加えて、ゲームソフトに施されている技術的制限手段を無効化し、当該ゲームソフトのセーブデータ等を不正に改造する行為が問題となっておりますが、不正に改造されたデータ等を譲渡等している者が、技術的制限手段の無効化等には関与せず、単に無効化した結果物のみの譲渡等を行っている場合には、現行法での対策が困難な場合があり、被害の解消がなされずに被害の拡大を招く結果となります。既にオークションサイトやフリマアプリなどの個人が売買できるサービス上では、このような不正に改造されたセーブデータのみを譲渡する行為が横行しているため、技術的

制限手段の無効化によって得られた結果物を情を知って譲渡等する行為を規制するための法整備の検討を要望いたします。

また、ゲーム機本体やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画等が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどについても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望いたします。

【(C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備】

デジタルアーカイブについては、ゲームソフトを含め、多岐にわたるコンテンツについて推進することが重要な課題とされ、アーカイブの拡充に止まらず、「アーカイブ資産をオープン化し、二次利用・二次創作等の利活用を促進すること」があげられております。ゲームソフトにつきましても国立国会図書館への納本の対象となっており、文化的資産として保存されており、閲覧資料として館内でプレイ可能とする範囲での活用であれば許容できると考えるところ、保存されたゲームソフトをインターネット等で公開し、プレイ可能とするなどの利用については、権利者の利益を不当に害するものであり、甘受できることではありません。アーカイブ化されたコンテンツの利活用については、一律にその対応基準を設けるのではなく、コンテンツごとに慎重に検討を進めることを強く要望します。

【F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）】

（メタバース上の知的財産権侵害対策について）

令和5年の不正競争防止法改正では、商品形態の模倣行為について、2条1項3号に「電気通信回線を通じて提供する」行為が追加されています。権利者は、侵害行為が発見された場合には侵害者を特定し、法的措置をとる必要がありますが、デジタル空間において、どのような場合に日本法が適用されるのかが明確にさせていただくとともに、デジタル空間のプラットフォーム運営者に対する侵害者の情報開示手続、侵害排除要請手続、プラットフォーム運営者の協力義務など、健全なデジタル空間実現のための法整備を要望します。

メタバース上では、ブランド品など現実の製品を模したアイテムが無断で売買されており、これらデジタル空間における知的財産権侵害について、権利者が有効な対策を講じるため、意匠権の保護対象を拡充することが求められており、これに沿った意匠法の改正について検討が進められるとのことですが、商品性、意匠にかかる物品の同一性（物品としての機能の有無）などの要件を除外するなど、デジタルであることを理由に保護の対象を現行の法目的や法の趣旨を超越して過剰に拡充することについては賛同できません。ゲームソフトに関していえば、権利者は自社の知的財産権が侵害されたことに対し権利行使だけでなく、ゲームソフト（製品）内で他者の権利を侵害しないよう権利クリアランスも行っておりますが、独立した取引の対象とならず、また、リアル空間での物品に相当する機能性もない単なるゲーム内画像のようなものまでも、意匠権侵害の対象となることとなれば、権利者の負担は甚大なものとなり、ビジネスを阻害しかねません。法改正の検討にあたっては、慎重に進めていただくよう要望します。

（簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について）

令和5年の著作権法改正により、未管理公表著作物等について新しい裁定制度（以下「新制度」）が創設されることとなりました。新制度の利用者は多岐にわたることが想定されるところ、利用に関する手続きや条件、権利者による著作物の利用の可否に係る意思表示のあり方等新制度の内容は理解しやすいものであるとは言いきれません。このため、新制度の内容については広くまた十分に周知していただくことを要望いたします。新制度の手続等については新たに創設される一元的な窓口組織において行われることとされ、具体的な窓口組織の運用方法等については今後検討されることとなるかと存じます。令和3年『デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について』第一次答申には、当該著作物等の利用の可否に係る意思や条件等に係る表示内容・方法・場所について、実態を踏まえた多様な方法、場所とすることが記載されており、権利者はこれに対応していくこととなります。一方、二次的著作物については、原著作者に許諾を得ずに制作・頒布され、原著作者がその存在を関知していないものも多く存在するため、窓口組織において二次的著作物であるかどうかを適切に判断することが肝要となります。そのために窓口組織においてはインターネット上の検索等を活用すると想定されますが、その探索方法については、権利者、関係者からのヒアリングを行う等、制度設計について十分な検討を行い、二次的著作物について、誤って利用可能とされないようにしていただくことを強く要望します。

また、窓口組織における探索・検索に利用される分野横断権利情報データベースについては、現状では、コンテンツ（著作物）の種類と利用方法によって、許諾を得る（若しくは著作権者を探索する）一助となる権利者団体等の情報を提供することを目的に設計されているように見受けられます。この範囲であれば、ユーザーや窓口組織は利用するコンテンツに応じた権利者団体等に問い合わせる等の対応となることから、データベースの検索を以て新制度の対象となることはないと考えられます。ただ、著作物の権利者を探索するために著作物名等を検索対象とできるデータベースを今後想定する場合、現実として、すべての著作物等が同データベースに登録されることはあり得ないことを十分に考慮した上で当該データベースのあり方を慎重に検討することを求めます。さらに、新制度の運用について具体的に検討を行うにあたっては、著作物等の権利者を探索する手法を十分に検討し、どの程度の探索を以て権利者が発覚しなかったと判断するのか等、著作物等の権利者の意思を確認するためのフローを適切に策定することを求めます。なお、新制度は著作権者等の意思が確認できない（意思表示がされていない）著作物等について一定の利用を認めるものであるところ、アウトオブコマースについては、引き続き検討課題とすることとされておりますが、過去における当事者の意思表示を一方的に無効化する等権利者にとって不当に利益が損なわれることがないように、慎重に検討を進めることを求めます。

（デジタルプラットフォームの規制に関する国際連携）

EU のデジタルサービス法案（DSA）をはじめ、グローバル化する EC サイトをはじめとしたオンライン仲介サービス提供事業者に対して、違法コンテンツへの削除対応等を整備することが定められるという国際的趨勢から、我が国においても、業態にかかわらずすべての EC サイト等デジタルプラットフォームにおいて、権利者が権利行使を滞りなく行えるように利用規約、ガイドライン等を設けるほか、利用規約やガイドラインの遵守、BtoC デジタルプラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保すること、デジタルプラットフォーム提供者に対して知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置を義務化すること、特に侵害品の排除に対して努力義務を課すなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁による新法を創設すること、また国境を越えたコンテンツの流通が進展するなかで、どの国であっても権利者が知的財産権の侵害対策を有効に行えるよう、国際的な連携をとることを要望いたします。

（デジタルプラットフォームの利用規約）

SNS や EC サイトをはじめとするデジタルプラットフォームを通じた各種サービスは、現代社会において重要な役割を担っています。利用者はサービスを利用するにあたっては、利用規約に基づき、例えば SNS であれば、当該サービスの提供事業者が投稿内容（著作物）を利用する範囲等を確認することになりますが、デジタルプラットフォームにおいては、任意に利用規約を変更し、著作物の利用範囲を大きく変更するなど当初の利用規約を超える運用となっているケースが見られます。当該サービス提供事業者による著作物の利用範囲の変更等、利用規約の変更内容が利用者に不利益を及ぼすと想定される場合には、十分な周知期間と利用者が変更部分についてオプトアウトができるよう法による規制を求めます。

（知財創造教育・知財人材育成の推進）

国立大学法人山口大学では、全学部の 1 年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると思いますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

（教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について）

平成 30 年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなり、令和 3 年度より本格的に運用されています。法改正以降、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでは、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発について検討を継続しており、いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要とな

と考えておりますので、引き続き、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

法人・団体名
12. 一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン
意見の分野
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
I) 商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制について 海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール、SNS）を通じて、国内に向けて商標権侵害物品が多量に販売されている状況が続いている。弊法人が日本の主要 C2C サイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関わる情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2024 年は 100 万件を超える勢いであり依然として大きな数値を示している。 令和 4 年 10 月から、海外の事業者を侵害主体とし、海外の事業者が国内の者に商標権侵害物品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、商標権侵害行為と位置づけるとして頂いた改正商標法及び意匠法並びにこれに伴って改正された関税法を施行して頂き感謝している。 一昨年 10 月の施行以来、個人輸入の規制については徐々に消費者にも認識されつつあると思われるが、依然として、商品が海外から送付される事を知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくない事から、海外から送付される商標権等侵害物品は、商標権等侵害物品である事を知っていたか否かを問わず規制の対象となる事の消費者への周知活動を今後も続ける必要があると考える。又、海外からの送付である事、更には商標権等侵害物品である事を知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないようにするための方策についても今後も模索を続ける必要があると思われるので継続的にご検討を頂きたい（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジット・カード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法が考えられる）。 II) 販売業者の本人確認及び特定商取引法の運用強化について デジプラ法によれば、「消費者が販売業者等と円滑に連絡する事ができるようにするための措置等を講ずるよう努める」とされているが、ある外資系の大手国内 B2C サイト（ショッピング・モール）では、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が未だに多数確認できる。プラットフォーム事業者各自の社内基準によってある程度の出品者確認は実施されていると理解しているが、当該サイトにおいては、プラットフォーム事業者自身が販売している物品も混在しているため、販売者が誰なのか相当の注意を払わないと認識できない（販売者がプラットフォーム事業者自身であるとの誤った印象を与える）、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該表記に行き着いてもアルファベットを連記しただけの不正確な出品者名の表記が散見される等、他の大手国内 B2C サイトと比較した場合、同規模の B2C としては極めて好ましくない状況が依然として確認されている。又、C2C サイト（この段落での、「C2C サイト」は、オークションやフリマアプリを指す）では、利便性や匿名性に重きがおかれ過ぎる傾向があり、結果として、悪質な商標権侵害物品販売業者が連絡先等を表記する事なく商売できる市場を提供し続けている。 プラットフォーム事業者の法的責任の範囲の議論は別としても、誰が販売しているのかを消費者が認識する事ができない、もしくは認識しにくい市場がある事が望ましくないのは明白であり、その市場を管理するプラットフォーム事業者は、少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っているとの理解をすべきであり、その事にはプラットフォーム事業者も異論がないものと推測する。 プラットフォーム事業者は、出品者の本人確認を適切に行っていると主張するかもしれないが、現在、行われている出品者の本人確認は、適切とはいえないと考えている。プラットフォーム事業者は、常識の範囲で必要と考えられる事柄を実施しているのであろうが、事実として身分を偽ってアカウントを取得する者が多いのであるから、それ以上の方法を見つける必要があると思われる。例えば、SMS の送付、身分証明書のコピーの提出や画像の送付、クレジット・カード番号の登録等については、プリペイド携帯を使用したり、偽造した身分証明書の画像を送付したりすれば無効化ができるし、そもそも、第三者が登録し

て発行した番号（電話番号、クレジットカード番号、免許証番号）を認識したとしても、発行した者に照会できない限り、正にただけに過ぎない。本人の顔を確認した上で出品のために必要な暗証番号を記載した書簡を手渡しする方法や、関係省庁の協力を得てマイナンバーカードと紐付けて確認できるシステムの構築等について考察すべきと思料する。

実店舗ではどこの誰が販売をしているのか明らかであるのが普通と考えられる状況にあるにも関わらず、インターネットの市場では同じ事が確立されてない。健全な市場の育成には、各々のプラットフォーム事業者がその運営するプラットフォームの状況に合わせ、販売者を登録する際における本人確認を確実にを行い、それによって得られた情報を特定商取引法に基づく適正な表示を行っていくことが必要と思料するので、是非ご検討を頂きたい。

今般、『「特定商取引法ガイド」通信販売広告Q&A』のQ18「私は個人事業者ですが、バーチャルオフィス等の住所及び電話番号を表示することは可能でしょうか」の回答を根拠として、「所在地・電話番号」を非公開とするシステムを構築し、これがあることを宣伝材料としているプラットフォームが散見されるが、当該Q&Aによれば、「個人事業者、プラットフォーム事業者又はバーチャルオフィス運営事業者のいずれかが不誠実」であれば、特定商取引法上の表示義務を果たしたことはないとのこと記載がされている。すなわち、本人確認が適切に実施されていないプラットフォームの場合は、当該Q&Aを根拠として「所在地・電話番号」を非公開とするシステムをそもそも構築することはできないのであり、仮にそのようにしたいのであるならば、本人確認が有効的に行われるように手当をしなくてはならないということについて、行政指導等を適切にして頂ければありがたい。

III) なりすまし EC サイト対策について

なりすまし EC サイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすまし EC サイト」という）での「商標権侵害物品を購入してしまった」、「クレジット・カード情報を盗まれてしまった」等の消費者被害の事例がさらに増加してきていると認識している。最近では、SNS 等を宣伝で利用し、なりすまし EC サイトに誘導するような手法をとり、スマートフォンにおいては URL が確認しづらい事等が悪用されるようになり、被害が更に防ぎにくくなってきている。更に、なりすまし EC サイトは、海外サーバを利用しているものが殆どであるため、権利者等がこれに対処するだけでは、時間と労力を要する上に十分な結果を得るのは困難だと言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の 5 点についてご検討をお願いしたい。

- インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事
- インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事
- 検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事
- SNS 運営者へ対策の強化を働きかける事
- 中国、ベトナム、フィリピン政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

A) なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすまし EC サイトに対処する事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考ええる。

この件について、ご検討を頂きたい。

B) なりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事

商標権者及び消費者保護の観点から、なりすまし EC サイトへのアクセスをブロックする事についてご検討を頂きたい。

ホスティングサーバやミラーリングサーバが所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロックは、追加する方策として不完全であるとしても有効であると考ええる。

C) 検索結果からなりすまし EC サイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。
権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（現状では著作権のみであり、商標権に関わる情報は、削除に応じていない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。
検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなど一つの排除方法であろうと考えるが、いずれにしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) SNS 運営者へ対策の強化を働きかける事

スマートフォンで利用される SNS が普及されるにつれ、それによるなりすまし EC サイトの被害が拡大している。

SNS で広告を出し、なりすまし EC サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者も SNS の監視を強めるなどの対策を実施しているが、SNS は一般に商標権侵害物品の検索がしづらいという難点があり、又、SNS から対話アプリ等に誘導して取引が行われると、そもそも権利者（及び対話アプリ運営者）が監視する事が不可能になるという問題がある。

スマートフォンの場合、画面上 URL が必ずしも表示されないの、正規サイトの URL であるかどうかを確認しづらい事等が悪用され被害が益々拡大してきている。

このような状況にあっても、残念ながら「SNS 運営者は知財保護対策に積極的でない」との印象を持っている。SNS は、物販を主体とするサイトよりも、名誉毀損等監視すべき対象が多い事から、自主パトロール等も行き届かない事情があるものと理解しているが、「指摘されたら削除する」、「削除はしっかりと行っており、権利者に協力をしている」という受け身の姿勢でいるように思われ、自らが主体となり利用者保護を行わなければならないとの考えは見受けられないように思われる。

前記した事情や、前提として、SNS の情報発信力の強さは放置すれば悪用され危険なものとなりうること、更には、多くの SNS 運営者が日本企業でないことを勘案すると、関係省庁より SNS 運営者へ対策の強化を働きかけて頂くことが必要だと思われるのでご考察を頂きたい。

今般、著名人や有名企業等になりすましての投資詐欺等が社会問題化し、関係省庁は、その対策を実施されているものと理解しているが、著名なブランド品の商標権侵害物品の販売や詐欺やそれに関わる所謂「闇バイト」の募集等も横行していることについてもご留意を頂きたい。

E) 中国、ベトナム、フィリピン政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

中国、ベトナム、フィリピンから発送される商標権侵害物品が多い事から、源であるこれらの国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすまし EC サイトが日本語で記載されている事から、当該国側からでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提から、なりすまし EC サイト対策は日本と当該国の取締当局の連携を模索すべきだと思料する。

又、海外から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出人）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国、ベトナム、フィリピンに対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

IV) 大阪の某商店街での商標権侵害物品について

諸状況に配慮し具体的な名称の記載はしないが、かねてより、大阪の某商店街における商標権侵害物品の販売が止まらない。

警察による摘発は年に数件行われていると理解しているが、例えば、摘発して店がつぶれても空いた場所を違う者が借り、再度、商標権侵害物品の販売を開始するなど正にイタチごっこが繰り返されている。来年には、大阪・関西万博の開催が予定されており、且つ、アメリカ合衆国の米通商代表部（USTR）が発表している「悪名高き市場」リストにその名前が掲載される危険性もあったと理解をしており、緊急に何らかの対策を実施しないと世界中に本来の姿でない日本の市場を伝播する事になるとの危機感を持っている。

日本の市場は、関係各位の努力もあり「安心・安全」であるとの国際的な評価を得ており、これがインバウンドでの購買意欲増大へとつながっているものと考えているが、某商店街での商標権侵害物品の販売の

横行は、前記の購買意欲にブレーキをかけるものとなりかねないと懸念している。
是非この機会に、商店街の店舗に対する行政からの働きかけや、警察による一斉摘発等についてご考察を頂きたい。

V) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が取締当局の要請に応じて鑑定を行った後、被疑者の個人情報の保護のためとして、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。

折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発して頂きたい。

又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、権利者としては販売事実の詳細を知る事により被害状況を把握できるので、事案に応じて、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、伴い、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断（外観・称呼・観念の共通性、要部判断）の内、称呼類似や要部類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断がなされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を考慮しないというのはあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

又、例えば、偽造品のアクセサリーが台紙に留められており、アクセサリー本体にはブランド名の表示がなく台紙に表示されている場合に、台紙は商品とは別なのでアクセサリーにおけるブランド名の商標の使用とは認めないとの判断がなされた場合もあるが、何をもって商品というかは取引の実情を前提とすべきであるから、台紙は商品と一体のものとしみなすべき事は商標法の観点からは当然であるといえる。

知的財産高等裁判所や裁判所知財専門部の裁判官のような専門家ではない検察のご担当者にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えてるので、何らかの形で同法を含めた知的財産権諸法（不正競争防止法を含む）についての研修の機会や専門家の意見を聞ける仕組みを設ける事についてご一考頂きたい。

VI) 水際対策について

A) 商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正について

一昨年10月に改正商標法及び意匠法の施行とこれに伴い改正された関税法等の施行以降、「個人使用目的である」との意見書の提出が目に見えて減少し、権利者側としても感謝をしている状況にある。

しかし、未だに以下の事項については、ご留意を頂きたいと考えている。

一海外事業者から国内の者に対する商標権等侵害物品の送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっている事が多いという実態がある。現に、認定手続において、輸入者がオンラインマーケットプレイ

スを通じて購入したと述べているが仕出人(差出人)は個人名義であったという例は珍しくない。もちろん、税関が、輸入者に対して商標権等侵害物品を送付したのは仕出人(差出人)とは限らないとの前提で認定をされている事や、実際にも、輸入者が仕出人(差出人)の素性について説明していない場合は仕出人(差出人)が個人名義であっても商標法2条7項を適用して侵害認定がなされていることは認識しているが、改正法の適用を免れるため、仕出人(差出人)は親族・友人等であると称して、海外にある個人を介して商標権等侵害物品を輸入しようとする例が散見されており、今後も増加する事が懸念される。従って、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるように解釈する事や(例えば、個人名義で同時に多数の輸入者に対して輸出しているような場合は事業者とみなす等)、輸入者の側において仕出人(差出人)との個人的関係(親族、友人等)を明確に証明できない場合は海外事業者とみなす事ができるようにする手当てが必要だと考える(親戚と称する者とのSNSのスクショが証拠提出されることがあるが、1)日本語訳が付いていない、2)SNSのアカウント保持者と「親戚」が同一人なのか確認することができない、3)「親戚」の身分証明書が提出されているものの血縁関係があるのかの確認が困難である等の事情があるにも関わらず、税関では親戚と認めてしまう傾向があるとの印象がある)。さらには、海外にいる親族・友人等に海外の事業者(オンライン・オフライン)から商標権侵害物品を購入させ、親族・友人等の名義で日本へ発送させるという事はかねてから広く行われているが、この場合、単に親族・友人等が介在している事をもって、海外の事業者から国内にいる者への直接送付にあたらないうとして、改正商標法の規律外であるとの判断がなされている場合もあるのではないかと懸念している。このような取扱いがなされると、輸入者が商標法2条7項の適用を容易に免れることが可能になり、改正商標法の趣旨は没却される事になるので、この点の対策もご考察頂きたい。

一今般の商標法等改正は、海外から日本へ物品を送付する者の属性に着目して個人輸入を規制しようとするものであるが、改正前商標法等の下で個人使用目的の輸入であると輸入者が主張する場合でも、輸入者の属性からみて業としての輸入にあたると判断すべき事例が存在する。すなわち、個人名義の輸入者には、1)他人の名義を冒用ないし借用して個人になりすました輸入業者(賃貸物件の空室や実在しない番地等を住所として利用する場合も含む)、2)輸入業者ではないが業として(反復継続する意思をもって譲渡等する目的で)輸入している個人、3)真に個人使用目的で輸入している個人、がいると考えられる。1)2)3)いずれにおいても、改正商標法等の下で海外の事業者による送付であると判断されれば、商標権侵害が成立し輸入差止の対象となるものと考えられるが、仮に、送付する側の属性からだけでは直ちに商標権侵害と判断できない場合でも、輸入者の属性等を併せ考えると、業としての輸入に該当すると判断すべき場合があると考えられる。従って、今般の商標法等改正の施行にかかわらず、従来通り、輸入者の属性に着目した輸入差止も併せて積極的に実施して頂きたいと考える。

B) 認定手続について

以下の8項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権等侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用が増加していると認識している。ついては、今まで積極的に行っておられないと理解している国際宅配便に対する検査体制を強化して頂きたい。

b) 国際郵便においては、かなりの場合、仕出人(差出人)の住所・氏名(名称)は、虚偽であったり記載不備であったりもしくは判読不能とされているが、権利者からすれば、送り状そのものから読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知書に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、手書きの事も多い仕出人(差出人)の住所・氏名(名称)を判読するための税関職員の負担や転記における誤記を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知書に記載される情報がより正確なものとなると考える(実際、特にアルファベットの誤読による誤記が少なくない)。

次に、輸入者の住所についての記載は、私書箱センター、架空の住所、民泊施設等、輸入者の真の住所ではない事が多く、輸入者の名義も架空名義である事が少なくない。更に、送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるが、権利者が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するには直接関係がないとして、現在認定手続開始通知書には輸入者の電話番号は記載されていない。しかしながら、そもそも住所・名義を偽って商標権等侵害物品を輸入しようとする者は、故意にこれを輸入しようとする者であって、合法的な事業活動に従事している者でない事は明白であるから、真の輸入者が誰であるかが権利者に開示され、かかる輸入者に対して権利者が権利行使できるようになれば、商標権等侵害物品の輸入を減少させる事ができるようになり、ひいては税関の負担

も軽減されるのではないかと考える。よって、虚偽の住所・名義にて輸入申告した輸入者については制裁を課す事をご検討頂くと共に、輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事をご検討頂きたい。更に、商品そのものの真贋は判断しかねる商品（例えば包装資材、雑誌の付録、販促用の景品、過剰生産在庫等）についても、輸入者が誰であるかによって、権利者の許諾を得て輸入されたものかどうかは明らかになり、商標権侵害物品であると判断できる場合がある。税関の守秘義務との調整が必要である事は理解しているが、認定手続開始前の輸入者情報の開示についてもご検討頂きたい。

c) 税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。また、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。
上記の情報の集積は、商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願いしたい。

d) 認定手続開始通知書その他の税関からの通知を NACCS 経由にして権利者に電子データで送信する事など、同システムが利用できる範囲をさらに広げる事について検討して頂きたい。
昨今、郵便配達で以前より日数を要するようになっている事情に鑑みると、税関からの通知が郵便のみによってなされるというのは、認定手続の進行にあたって重大な支障となりかねない。この点、税関におかれては、新型コロナの感染が拡大していた時期にあつては、通知書原本は原則通り郵送するものの、PDF による写しを権利者担当者に電子メールで送信するという柔軟な対応を臨機応変にお取りいただいた事に感謝しているが、現在ではこのような対応はなされていないようであり、やはり一時的な措置ではない電子データによる通知書の送信については是非ご検討頂きたい。

e) NACCS により認定手続の意見書を提出できるようになったのは、期限の遵守の観点からも大変有り難いことであるが、他方、NACCS で送信できるデータの容量はかなり小さいので、意見書に証拠を添付しようとする、何回にも分けて送信しなければならない。NACCS で一度に送信できるデータの容量の引き上げを検討していただけると有り難い。

f) 認定手続において、輸入者が、侵害部分の切除修正を申し出ることがある。この場合、権利者は、切除修正した疑義貨物の輸入の可否について意見を述べるができるが、税関官署によっては、認定手続開始通知書に記載されている商標が切除されているかどうかだけに着目し、他の商標が依然として疑義貨物に付されているから切除すべきであるとの権利者の意見が容れられないことがある。しかしながら、特に簡素化認定手続においては、権利者の関与なしに認定手続が開始されるので、権利者は認定手続開始通知書に記載する商標について意見を述べる機会がない。にもかかわらず、切除修正においては、認定手続開始通知書に記載された商標の切除修正しか認めないというのは不合理であり、改善をお願いしたい。

g) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器（ハードウェア・ソフトウェア）を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、慎重であられると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれているようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act（2015 年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61）。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QR コード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

h) 輸入者から、購入した業者やサイト名を記載の上で個人使用目的であるとの趣旨の意見書が提出された際には、商標法第 2 条第 7 項に該当する事が明らかなので、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定をして頂けるとありがたい。

c) 輸入差止申立について

以下に記載した内容をご検討頂き、すでに進めて頂いている輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の更なる簡素化等を引き続きお願いできればと考えている。

又、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合や、創業者個人から事業会社に商標権者が変更となった場合に、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂くことを強く希望する。

識別ポイントについて、依然として作成の負担が大きいと感じている。権利者は、世界共通の税関研修用マニュアルを作成していることが多く、(もちろん必要な修正は施すとして)これを識別ポイントに流用することができれば、時間と労力が節約でき、また識別ポイントをタイムリーにアップデートすることも可能になると考えられるが、税関は、税関サイトにある作成例のように、真正品と侵害品を左右に対比した識別ポイントを作成するよう求めるのが基本であるため、日本向けにまた一から識別ポイントを作り直さなければならない。この点、海外の権利者においては、既に研修マニュアルがあるのに、何故これとは別に識別ポイントを作成しなければならないのかが理解しづらいところであり、実際、識別ポイントが支障となって輸入差止申立の申請に至っていない例も存在する。簡素化認定手続においては識別ポイントのみに依拠して真贋を判断するため、税関職員にとって明確に判断可能な内容でなければならないことは認識しているが、権利者が世界共通の研修マニュアルを作成していることもふまえ、より形式にこだわらない柔軟な対応をしていただけると有り難い。

又、輸入差止申立の添付資料(侵害疎明、識別ポイント等)は、画像等を多用するためファイルの容量がかなり大きくなってしまいが、原則としてファイルのインターネット転送が認められていないため、ファイルを分割してメール送信する等の対応が必要であり不便である。昨今では高いレベルでのセキュリティ対策も講じられているファイル転送サービスがあるので、ファイル転送サービスを利用することを認めて頂きたい。

ここまで、水際に於いて侵害品の輸入を阻止して頂くために必要な情報を提示させて頂くのを前提として、輸入差止申立を如何に簡易化し迅速に受理して頂くかについてご検討をお願いしているが、それ以前の問題と思われる事項が発生し、困惑をしている。

1) 税関窓口の引き継ぎが不十分ではないのかと感じることがある。例えば、前任者の指示により修正した侵害疎明が、後任者により元に戻すよう指示されたり、既に提出してある申立て添付資料について、現在有効なのはどれか尋ねられたりというが発生している。

2) 輸入差止申立の書きぶりについて、前例に倣い統一性を重視する傾向にあるが、実際には、担当者が替わると、一貫性がない指示がなされている場合もあるとの認識をしているので、内容が正しければ、前例や統一性にそこまでこだわらなくても良いのではないかと感じている。

3) 侵害疎明の書きぶりについて、明確化等を理由に、かなり細かく修正を求めるが、水際取締りにあたっている現場の職員の方々が、現場で侵害疎明を参照したり、侵害疎明の細かい表現を気にしたりしているとは思えないので、そこまで精緻な侵害疎明を作成する意義があるのか疑問に感じている。

例えば、「〇〇〇国製の真正品は存在しない」と記載すると、真正品を製造している国を全て列挙するよう求められたが、実際には〇〇〇国製と表示した侵害品しか見つからないので、その輸入だけ差し止めれば充分であり、真正品の製造国を全て列挙することは実益に乏しいように思われたことがあった。

是非、現場の職員の方々にアンケートを実施する等して、どのような情報が記載されるとよいと感じておられるかをお聞き頂き、改善すべき点があればそうして頂きたい。

最後に、些細なことであるが、税関の知的財産権ホームページにおいては、輸入差止申立の受理状況を検索できるが、キーワードを入れてもヒットしない等、検索の使い勝手が悪いので改善して頂きたいことを付記する。

D) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

E) 識別研修について

今回の新型コロナ対策の一環とし、オンラインによる識別研修等を工夫の上で実施し、全国の税関を対象

とした一斉研修など、オンラインの利便性を生かした研修を実施して頂いた事について感謝をしている。新型コロナの収束に伴い、現在では、オンライン研修を継続しつつ希望に応じてリアル研修も一部実施しているものと理解しているが、オンライン研修であれば、担当者が海外にあり現地の税関に出向く事が難しい権利者でも実施可能になるので、オンライン研修を継続していただくと共に、更なる識別研修実施機会の増加についてのご考察を頂けるとありがたいと考えている。

なお、現在オンライン研修の会議システムは CISCO WEBEX が利用されているが、権利者で同システムを日常的に使用している者が少なく、画面共有等の操作が特殊で使い勝手が必ずしも良いとは言えないと感じている。セキュリティ面等を考慮して同システムを採用されたとは聞いているが、権利者によっては CISCO WEBEX のダウンロードが社内で許可されておらずブラウザ経由で参加せざるを得ない場合もあり、一般に広く使用されている ZOOM や TEAMS によるオンライン研修の実施も検討していただけると有り難い。この点は、別のシステムの導入する方向で検討されているとも仄聞しているが、もし事実であれば是非とも進めていただきたい。

また、昨今識別研修希望者の募集は、税関ウェブサイトを通じて行われているようであるが、いつ掲載されるかについて個別の連絡がないため、研修実施を希望しているにもかかわらず見落とすおそれがあることを懸念している。輸入差止申立人に対しては、募集の掲載がなされたことを告知していただけると有り難い。

VII) 立法について

A) 損害の回復について

法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。財産開示手続の実効性を担保すると共に第三者からの情報取得手続を定めた改正民事執行法が 2020 年 4 月から施行されたが、今後も損害賠償の実効性を上げることへのご配慮を頂けるとありがたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

商標権侵害について認められる損害賠償額は、商標法第 38 条の推定規定等を援用しても比較的少額であり、抑止的効果が弱いと感じている。悪質な侵害者に対する懲罰的損害賠償の導入等を検討していただきたい。

更に、同条 5 項では、TPP 協定に基づく法定損害賠償が規定されているが、同項によって救済を受けられるのは商標権の取得及び維持に通常要する費用相当額のみであり、損害の回復という観点では必ずしも効果的とはいえない。

法定損害賠償の範囲を拡大することについてもご検討頂きたい。

B) 国際郵便について

国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わらない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が広く悪用されている事は、輸入差止実績において郵便物が占める割合を見れば自明である。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

C) 商標法等について

商標権侵害においては、商標の同一または類似が要件となっているところ、商標の類似を判断するにあたっては、外観・称呼・觀念いずれかが共通する事を前提として、需要者において出所混同を生ずるほど両商標が相紛らわしいかを考慮する事になる。このため、例えば、立体商標の刑事事件の事案で、登録立体商標を模倣している事は明らかであるにもかかわらず、被告人側が、「価格、材質、品質等の違いにより誤認混同のおそれはない」などと主張をしてくる場合が多く、対応に苦慮するケースが多いと認識してい

る。この点、混同のおそれをあまりに具体的に捉えすぎると、粗悪な模倣品の場合はほぼ混同のおそれはなく商標権侵害ではないという不当な結論に至る事になる。混同のおそれはあくまで抽象的なものと考えべきである。

又、類似性の点で微妙ではあるが登録されると不適切な商標（例えばパロディ商標）は、商標法4条1項7号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、同様の理由により権利侵害の場面において、権利者は救済を受けられない事となりやすい。

類似性については従来の判断基準からすると微妙な場合でも、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな場合については、権利侵害が認められるような規定を商標法に設けて頂きたいと思料する。なお、不正競争防止法第2条第1項第2号は、事業者間の公正な競争を確保するため、他人の著名な商品等表示へのフリーライドを規制した規定であり、混同のおそれは要件とされていないものの、他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用する事が要件とされているので、商標法同様、類似性の判断において混同のおそれが考慮されると、結果としてパロディ商標を使用した商品の販売のような本来同号で規制されるべき行為が規制できない事になり不当である。不正競争防止法においても、事業者間の公正な競争を阻害するフリーライドについて、より実効性のある規制を設けて頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるかの判例と特許庁見解（平成17年2月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーム事業者及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法L713-2条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a)指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、・・・後略・・・」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

最後になるが、特徴あるデザインの製品を販売し、その後にその特徴のあるデザインを別の品目の製品に利用し販売する事が、権利者自身によって行われたり、第三者により無断で行われたりされる事も多くなってきている。このような場合を想定の上で権利保護を講じようとする手段が十分でないと感じる。例えば、意匠登録で対策を講じたいところであるが、これは創作非容易性を根拠にされ難しいところであると理解している。出願人が同一である場合に限り創作非容易性についてのハードルを下げて頂ければありがたいが、それが現実的でないのであるならば、著名なデザインに関しては出所表示機能を獲得していると解釈し、商標法第26条1項6号の適用について柔軟に解釈して頂ければ商標登録でも対応し得るかもしれないと思料している。いずれにしても、前述した状況を勘案して頂いた上で、更なる権利保護の手当についてご考察を頂けるとありがたい。

VIII) 消費者行政について

A) 消費者啓発について

特許庁が実施されている消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンにおいて、商標法等改正に伴い、海外から商標権等侵害物品の輸入は出来なくなった事、個人使用目的であっても税関で没収される事を周知し、いよいよ注意するように啓発して頂ければと考えている。

又、その際に、消費者自身が商標権等侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権等侵害物品（偽造品、新品/中古品及び包装資材等の販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも併せて実施して頂けると更にありがたい。

B) 消費者保護について

デジブラ法が消費者の利益の保護を目的とした法律である事を前提とし、且つ、特商法については別項でお願いしている事を考慮し下記の事についてご考慮頂く事を願います。

a) 同法「施行規則第3条」が掲げる重要事項について

商標権以外の例えば意匠権・著作権といった知的財産権を侵害する模倣品等でも消費者は被害を受けている。消費者庁の見解によれば、場合によるとした上で、前記した模倣品は施行規則第3条第3号の「製造者名」等により対応する事が可能であるとの事であるが、それでは万人に対して明確ではなく、商標権以外の知的財産権を侵害する模倣品に対応を求める際に、常に、消費者庁の見解を引き合いに出さなくてはならなくなる。

消費者保護にこそ迅速な対応が求められるはずであるので、重要事項に「意匠権・著作権」も記載して頂

きたい。

b) 同法「施行規則第3条」の商標権侵害の判断の範囲について

消費者庁は、同法「施行規則第3条」の商標は、所謂「偽造品」を指すものであり、一概に「商標権侵害物品」全般を指すものではないとのご見解をお持ちだと理解している。

例えば、インターネットでは、ロット番号を故意に物理的に切り取ったり削り取ったりした商品や無断で小分けした物品（酒や香水等）の販売がされている。これらの物品は、所謂、「偽造品」ではないものの、税関の判断や判例等に照らすと「商標権侵害物品」と判断されるべきではないかと思慮する物品が流通している。コロナウィルス感染症予防のためのワクチン等を例にとるまでもなく、特に口に入れるもの肌に付けるものについては、商標の品質保証機能が損なわれる事が著しく消費者の不利益につながる実質的な差異が生じている事は明白であると思料するので、このような事案もデジプラ法の規制する対象として対応を頂ければと考えている

仮に前述した事象がデジプラ法の規制対象として馴染まないとの判断であるならば、消費者保護の観点から、同法の適用や商標権侵害の概念にこだわらずに他の法令の運用等も視野に入れた上での状況改善のための施策についてのご考察を頂けるとありがたい。

IX) 司法機関（裁判所）について

本意見は、内閣府知的財産戦略推進事務局による意見募集に対して述べる意見であるので、三権分立の建前上、司法機関に対する意見を述べるのは適当ではない事は認識しているが、知的財産権訴訟の実務に関して裁判所に意見を述べる機会がないため、ここに意見を述べる事をお許し頂きたい。

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。又、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあつては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他も推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知的財産高等裁判所はじめ裁判所による商標法4条1項15号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる4条1項11号とは別に15号を規定した趣旨が没却されると思料するので意見としてお聞き頂きたい。

X) 入管について

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人・ベトナム人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらかでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。

XI) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からない場合、銀行に対して、弁護士法第23条の2に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士法第23条の2に基づく照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。又、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法第23条の2が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり（そも

そも、違法行為を行っている者が同意するはずもない)、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第 23 条の 2 の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

XII) 貸店舗について

侵害品が貸店舗で販売される事例を多数認めている。この場合、直接の違法行為を行っているのは貸借人(店舗経営者)であり、店舗の賃貸人は、違法行為が行われている事の認識があっても、販売には関与していないので自分には関係ないとそのまま放置している場合も多いのではないかと推測される。誰が見てもそれと分かるような侵害品を誰でも入れる店舗という場所で販売させておいて、自分が貸した場所での違法行為についての認識がなかったと言う方が難しいように思われる。このような場合、すなわち賃貸人が賃貸した場所で行われている違法行為についての認識を有している場合、過去に違法 DVD の販売に関して店舗の賃貸人が刑事摘発された事例等からすれば、違法行為を幫助したものとして法的な責任を問われる場合があるとの事を周知するように努めて頂きたい。

XIII) 大規模イベントについて

オリンピック、ワールド・カップ、万博等の大規模なイベントが開催される度に、知的財産権侵害の問題がその周辺で発生する。具体的には、会場周辺での侵害品販売、主催者側が有している知的財産権の侵害行為(商標登録されているロゴの無断使用、著作権のある写真の無断転用、アンブッシュマーケティング等)になるが、このような大規模なイベントであれば、関係省庁が開催の広報等に関わっておられるはずであるので、機会がある度に知的財産権の保護についての呼びかけをすること心がけて頂けるとありがたい。

XIV) インターネットについて

C2C サイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権等侵害物品を送りつける例が依然として多発している。

日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと税関に対して多くの輸入者が述べている。出品地を偽った場合は出品禁止にする等、取引プラットフォーム運営者が対策を強化するようにすれば、取引プラットフォーム運営者による対象商品の削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用に課せられている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C2C サイトにおいて、出品者が商標権等侵害物品を販売した場合、取引プラットフォーム運営者が権利者の指摘を受けて ID を無効にする事があるが、商標権等侵害物品の出品は、大抵の場合取引プラットフォーム運営者の利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

次に、現在まで C2C サイトが任意に実施している悪質な商標権等侵害物品販売者の ID の削除並びに再登録を阻止するための ID 削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものとする事が出来ないか、更には C2C サイト間でこれらの情報を共有することができないかについてご検討を頂きたい。

又、出品の際に商標権等侵害物品を出品しないようにとの注意を表示している C2C サイトが存在するが、デジプラ法等でこれを義務化もしくは業界取り決めや政府から指針を示す等によって義務に近いものにならないか考察をして頂きたい。

更に、商標権侵害に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わない ISP がしばしばみられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

又、発信者情報の開示が適切且つ迅速に行われるべきとの社会的な認識が形成された事に伴い、プロバイダ責任制限法の改正やガイドラインの見直しが行われたと認識している。一方、一部の ISP が開示を拒む傾向が強いという事実も否定できない状況にあると認識している。従って、今後、見直された事項が適切に運用され、プロバイダが発信者情報の開示を適切且つ迅速に行うか否か注視して頂き、開示状況に鑑みてもし必要があればそれに応じた施策を迅速に講じて頂きたくお願いをしたい。

最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け

付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法第2条1項19号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自主的にチェックする事は行われていないようである。レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考えている。

インターネット上で発生する問題は、多様化する一方である。例えば、クラウドファンディングでの知的財産権侵害行為なども発生しているが、クラウドファンディングのサイト運営者は、そのようなことが起きているとの認識もあまりなく、必要な対策を実施していないのではないかと感じている。関係省庁におかれては、デジタル技術の進展や新たな活用方法によって発生する問題についての情報を積極的に収集し、適切なタイミングでの対策の実施をするように努めて頂きたい。

法人・団体名
13. 一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
【(A3) AI と知的財産権】 AI と著作権の関係について、2024 年の「考え方」において一定の明確化が図られたことは評価いたします。その一方、現時点においても、ビジネス推進上、解釈が明確でなく不安定な部分が少なからず残されていると認識しております。例えば、「権利者の利益を不当に害する場合」の該当性のより具体的な解釈（一例として、海賊版サイトから学習するわけではないが、結果的に権利侵害に該当する著作物から学習した場合の、「権利者の利益を不当に害する場合」の該当性）等について、技術の進展や実態に照らし、解釈を明確化していくための継続的な取り組みを強く要望します。 また、著作権の問題を含め AI と知的財産の関係について関係当事者が留意すべきポイントとして、文化庁、経済産業省、総務省、内閣府知的財産戦略推進事務局等がそれぞれの観点から複数のガイドラインやチェックリストを発出していますが、情報が統一されておらず、事業者として活用が困難な状況であると考えます。各省庁が連携して、法解釈及び AI ガバナンスの問題を幅広くカバーする統一的なガイドラインが策定されることを要望します。 【F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）】 毎年策定している単年計画だけでなく、10 年、20 年、30 年先の世の中や知財をめぐる状況がどのようなになっているかを描き、これからどのように知財を活用して日本を発展させるべきか、また、そのために知財人材（人財）をどのように育成し、活用していくべきかというビックピクチャーを示した知財ビジョンを策定し、発信すべきと考えます。

法人・団体名
14. 一般社団法人 日本アニメフィルム文化連盟
意見の分野
(A2) 知財・無形資産への投資による価値創造 (A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備 (D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 (D3) 知財活用を支える人材基盤の強化 (E1) 新たなクールジャパン戦略 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見

【(A2) 知財・無形資産への投資による価値創造】

＜サステナビリティを取り巻く現状＞

日本政府がコンテンツ産業を基幹産業とする方針なのであれば、コンテンツ業界に蔓延する「やりがい搾取による価値創造」の現状を改革してほしいと切に願います。

知財推進計画の一環としてクリエイターへの分配率を強化し、コンテンツ業界の包括的成長を支援することこそ、長期的にはコンテンツ立国への近道であると確信しています。

【(A3) AI と知的財産権】

「知的財産推進計画 2024」本文 15 頁に

【知的財産権の侵害リスクとして指摘されるものは、声や労力の保護等、必ずしも知的財産法のルールのみでは解決できない点も複合的に関わる。そのようなリスク等への対応策については、AI ガバナンスの取組との連動が必要であり、生成 AI に関わる幅広い関係者が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して機動的に取り組むことが必要である。】との文言が入ったことを歓迎いたします。

AI と知的財産権については、前回の「「知的財産推進計画 2024」の策定に向けた意見」をはじめ、NAFCA としても度々パブリックコメントを提出しています。

重複する部分も多くありますが、以下、再び提出いたします。

世界最大のアニメ生産国である日本は、アニメ作品の絵や映像、声優の声などが無断で生成 AI の学習元にされることで、経済的にも風評などの面でも多大なダメージを受けます。

著作権 30 条の 4 の目指した理念は、結果的に、あるべき国の知財戦略と逆の方向を向いているのではないのでしょうか。

下記 6 点について、あらためてご留意ください。

(1) 声優等の声が素材として扱われ、特定のキャラクターや声優等を想起させるボイスチェンジャー等として使用、あるいは販売されている事例が散見されます。これは著作権やパブリシティ権の侵害にとどまらず、名誉毀損にもなり得る由々しき事態であると考えます。

(2) 生成 AI の出現によりキャラクターの風貌や声が本物と酷似した模倣品を瞬時に大量に生成することができ、またそれらにどのようなことをさせることも、あるいは言わせることも容易に実現可能となりました。

最高裁判決では「物のパブリシティ権」は否定されているものの、生成 AI が隆盛している現代において、再度「キャラクター」のパブリシティ権について考えることが必要ではないでしょうか。

(3) 従来の著作権法では画風や作風等は保護対象とはされないものの、集中的に追加学習させることにより特定の画風や作風等を再現し、模造品を短期間で多数生成する行為等に対しては、従来の著作権法の範囲に止まらない新たな「生成 AI 法」とも言える議論を開始する必要があると考えます。

(4) 生成 AI の利用有無に関わらず著作権に抵触する事例が散見される昨今、著作権についての幅広く手厚い啓発が急務であると考えます。

(5) 上記の事項を検討する政府の会議等には著作権者や実演家を招聘し、法律家や開発者と同列で意見聴取を行った上、議論にも参加させるべきであると強く考えます。

(6) 生成 AI による安易な翻訳の氾濫が、文化的・政治的なリスクになることを強く懸念しています。知財コンテンツの輸出を増やすためにも、優れた翻訳家の養成が急務でしょう。

参考

●パブリックコメント「AI 時代における知的財産権」<https://nafca.jp/public-comment01/>

●パブリックコメント「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見

<https://nafca.jp/public-comment04/>

●パブリックコメント「「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ（案）」について」

<https://nafca.jp/public-comment07/>

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

A3 でも触れましたが、安易な AI 翻訳は日本産コンテンツの海外での評価を下げることに直結します。アニメなどの作品世界における翻訳は、その作品の価値を大きく左右し得る重要な要素です。にもかかわ

らず機械的な翻訳で「意味が取ればいい」としてしまえば、作品の世界観を崩すだけでなく、作品や脚本家等のブランド及び人格権を毀損することにもつながります。翻訳を「意味を伝えるもの」と捉えるのではなく、作品にとって非常に重要な要素であると捉えていただきたいと思います。

従来の海賊版対策だけでなく、誤った翻訳によるコンテンツが流通した場合の対処法、広報戦略も含めた支援を検討していただきたければと存じます。

【(C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備】

「ジャパンサーチでアニメを検索すると 20 万件以上が見つかるのに、動画は 200 件に満たない数しか視聴できない」といった問い合わせが海外から数件ありました。

ジャパンサーチをはじめとするアーカイブについても、アニメ業界全体と意見交換の機会を持っていたきたく存じます。

私たち NAFCA としては、今後推進されるアニメのデジタルアーカイブは、現役のアニメクリエイターや専門学生、美大生など、アニメ業界での活躍を願う人々にとっての学びの対象として使いやすいものであるべきと考えます。

【(D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成】

「知的財産推進計画 2024」本文 81 頁に

【コンテンツ産業を支える人材の強化のため、他の国・地域との比較においても遜色ない制作環境や、能力ある者にとって魅力ある就労環境を整備することも必要である。その際、国際水準ベースのデジタル化・DX 化の推進のほか、慢性的な長時間労働の是正やコンプライアンスの徹底を進めていく必要があることは、論を待たない。】

との文言が入ったことを歓迎いたします。

ただし、コンテンツ産業の中でも各業界における特有の事情を加味した進め方が必要だと考えています。アニメ業界の場合には一言に「デジタル化・DX 化」と言っても、現状のまま作画を全てデジタル上で行うことが必ずしも最善とは限りません。各クリエイターの生産性向上の観点から、スキャン技術の向上やアニメ業界に特化した国有のソフト開発が待たれているため、その開発及び普及の後押しもぜひご検討ください。

その一方で、アニメ制作でこれまで課題であった全体の作業量把握について、数値化・DX 化が業界内複数の会社で模索中です。こういった動きもぜひ注視し、後押しいただきたいと思います。

また、人材育成については、一部の優秀なクリエイターを重点的に支援するのではなく、業界全体の裾野を広げることによってこそ、突出したクリエイターが生まれる下地が出来るということ、どうかご一考ください。

【(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化】

日本政府がコンテンツ産業を基幹産業として育て、コンテンツ立国を目指すのであれば、基本的な著作権の基礎やネットリテラシーについて、国民的な理解が必要であると考えます。

つきましては、義務教育及び高等教育を通じた著作権の啓発を含めた検討をお願いします。

【(E1) 新たなクールジャパン戦略】

クールジャパンのリポートについては、先日パブリックコメントを提出いたしました。

ぜひ、知的財産推進の観点からも、現場の声としてご一読いただきたいと思います。

私たち NAFCA は、政府のクールジャパン戦略によって、アニメ業界が持続可能な産業となることを心より願い、微力ながら取り組みに協力していきたいと考えています。

●パブリックコメント「新たなクールジャパン戦略の策定に向けた意見」

<https://nafca.jp/public-comment03/>

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

巨大プラットフォームとの交渉については、その委託を受けて制作するアニメスタジオも、著作権（IP）を持ちコンテンツを提供するスタジオも、強力なソフトである日本のコンテンツの強みを生かした有利な交渉をするには至っていないのが現状であると認識しております。
どうぞ政府を挙げてのご支援をお願いいたします。

法人・団体名
15. 一般社団法人 日本レコード協会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
【(A3) AI と知的財産権】 生成 AI の開発・利用に関する法的検討の継続 音楽クリエイターや制作事業者にとって、生成 AI は、自らの創作活動に福音をもたらす可能性がある一方、自らのコンテンツと競合する AI 生成物が短期間のうちに大量に登場することによって自身の創作活動が脅かされる事態は容認できない。 AI と知的財産権の関係については、本年 3 月に文化審議会著作権分科会法制度小委員会が「AI と著作権に関する考え方」を公表し、翌 4 月には AI 時代の知的財産権検討会が「中間とりまとめ」を公表したが、現行法や従前の裁判例の解釈にとどまっておき、権利者の懸念を解消するのに十分なレベルには至っていない。ついては、引き続き、開発・学習段階と生成・利用段階の両面において権利者保護に資するフレームワークを検討する必要がある。 AI 関連技術・サービスが刻々と変化し、海外においても立法の検討や訴訟が目下進行している中、政府は、上記の「考え方」や「中間とりまとめ」を不断に検証するとともに、著作隣接権と生成 AI との関係（アーティストの声を含んだレコード等の利用）や、特定アーティストを真似て音楽パフォーマンスを行うディープフェイク等についても、実効性のある対応を早急に検討すべきである。 【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】 ●インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討 2020 年著作権法改正によりリーチサイト・リーチアプリ規制が導入され、当協会が実施した音楽メディアユーザー実態調査（2024 年 3 月公表）においても違法音楽アプリの利用率は 2%にとどまっているが、海外にホスティングされたリーチサイトが多数存在し、それらにリンクするサイバーロッカーには依然として夥しい数の音源ファイルが国境を越えて違法にアップロードされており、レコード業界は削除要請等の侵害対応を日々強いられている。 政府が 2024 年 5 月 28 日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（更新版）において、サイトブロッキングに係る法制度整備は他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討すると整理されているが、海外における運用状況の精査など、検討再開に向けた準備を進めるべきである。 【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】 ●「レコード演奏・伝達権」の創設 レストラン、クラブ、店舗等で CD を再生したり、ラジオ放送やインターネット配信を受信して伝達したりする等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聞かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者及び実演家にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達利用の対価還元を受けることができていない。 「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界 142 の国・地域（OECD 加盟 38 カ国中 36 カ国）において導入されている。アジア近隣諸国においても、韓国は 2009 年著作権法改正、中国は 2020 年著作権法改正、シンガポールは 2021 年著作権法改正によりレコード製作者に権利が付与され、権利管理の実運用がスタートしているが、日本のレコード会社が海外展開して日本音楽のプレゼンスを持続的に拡大しようとしても、国によっては、日本におけるレコード演奏・伝達権の不備を理由に相互主義が適用されてレコード演奏・伝達の対価還元を受けることができず、海外展開の意欲に水を差す状況になっている。

レコードの演奏・伝達に関する権利保護は、日 EU 経済連携協定及び日英経済連携協定で討議が約束されており、本年 6 月に「知的財産推進計画 2024」と併せて策定された「新たなクールジャパン戦略」においても、国際的ハーモナイゼーションの観点等からレコード製作者・実演家への対価還元を図る方向性が示されている中、政府は、時機を逸することなく、「レコード演奏・伝達権」の創設に向けた具体的検討を推進すべきである。

●動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡解消に向けた措置の検討

動画投稿サイトにおける UGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法（2024 年法改正によって「情報流通プラットフォーム対処法」に改題）の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。電気通信設備・役務の単なる提供を超え、権利侵害コンテンツを含む大量の UGC 公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時に想定されていなかったが、同法の枠組みにより、侵害通知の負担を抱える権利者と UGC 公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に著しい不均衡が生じており、動画投稿サイトでのコンテンツ利用に係る取決めについても、権利者が必ずしも対等な立場で動画投稿サイト運営事業者と話し合うことができない状況にある。

この点、EU では、2019 年 4 月、大量の UGC を公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU 加盟国での国内法化が図られている。

我が国においても、EU の例を参考にしながら、動画投稿サイトに係る法制度の見直しを含め、動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡解消に資する措置を検討すべきである。

法人・団体名
16. 一般社団法人 日本音声 AI 学習データ認証サービス機構
意見の分野
(A3) AI と知的財産権
意見
私たちはコンテンツ産業を今後の日本の産業の柱としていくためには AI の正しい活用の加速が必須であると考えています。しかしながら生成 AI のクリエイティブ領域での利用を問題視する世論はコンテンツビジネスを行う企業にとって大きなハードルとなっています。 そのような状況下で私たちは「AI の学習段階で、AI の学習で使用するデータの適切な管理を行い、問題を起こす可能性のあるデータを AI の学習から排除することが最も確実で安全である。そのためのフェアトレードの仕組みを構築したい」という、AI 活用事業者/AI 開発者の考えに基づき活動を行っています。 AI 領域で起きている様々な問題を速やかに収束させるためには、法的な対策だけではなく技術的対策と、利活用段階での対策が重要であることは以前の内閣府様の発表資料でも言及されていたと思いますので、それを前提に国と民間で協力して進めるべき施策に関する意見を述べさせていただきますので、ご参考としていただければ幸いです。 なお、私たちは現在音声の AI にフォーカスした活動を行っていますが、本意見は音声の領域に限った話ではありませんのでその点ご了承くださいと幸いです。
1) 「基盤学習モデル」と「強化学習モデル」の定義と利活用のルールの明確化 クリエイティブ領域での AI の活用方法には大きく分けて 2 つあると考えています。 A) 汎用的な AI（基盤学習モデル）を活用した制作補助 B) 権利者自身が保有する著作物を用いて個別に学習させた AI（強化学習モデル）を活用した制作補助 A、B が混在すると過去の経験上混乱が生じ建設的な議論ができないため、定義とそれぞれの商用利活用の具体的なルール作りを官民で早急に行うべきだと考えています。
2) AI 学習用データの国家レベルでの集積、活用、収益分配システムの確立 今後 AI の学習、活用のルールが世界中で作られていくことが予想されています。世界中にコンテンツビジネスを行うことを想定した場合、各国の厳しいルールをクリアできる商業利用可能な生成 AI を開発し、利活用していくことが必要です。そのためにはオリジナルデータ製作者の許諾に基づく AI の学習用

データの正しい収集、学習過程の管理、商業制作活動での利活用、適切な収益分配を行うことはとても重要です。またこの活動を民間のみで実施する場合、過当競争や囲い込み、資本の分散等が予想され、それは国力の分散につながるため、共通化できる領域に関しては官民一体の戦略的な取り組みを早急に行うべきだと考えています。

3) 知的財産権侵害が疑われた際の判断基準の明確化と侵害申告手続きの簡素化

現在の AI が生成する出力は「過去に人間が生成した学習データの一部を活用したものに過ぎない」ため利用者が意図せず知的財産権の侵害をしてしまう可能性があります。それを防ぐためには知的財産権侵害の（リスク判定を AI が数値で示すような）判断を支援する仕組みを積極的に開発、最終的な判断を人間が行う形にすべきだと考えます。AI 開発会社側で非合法的なコンテンツを出力しないための「ガードレール」と呼ばれる機能の開発が進んでいますがそれをもっと積極的に活用すべきだと考えています。また、権利者が著作権侵害を訴えやすくするためのルール of 簡素化と DX 化を同時に進め、意図的で悪質な権利侵害を取り締まりやすくすることも重要だと考えています。

以上

法人・団体名
17. 一般社団法人 日本音楽制作者連盟
意見の分野
E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
多岐にわたる技術革新によって、実演等の利用は国内のみならず海外でも多種多様に拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、権利保護と公正な利用にバランスがとれる対価還元を実現する仕組みづくりが喫緊の課題であると考えており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。 (1) レコード演奏・伝達権の導入 我が国の著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の著作者には、演奏権や公の伝達権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為に係る権利（レコード演奏・伝達権）が認められておらず、適切な対価が還元されていない。 このようなレコード演奏・伝達権については、ローマ条約 12 条及び WIPO 実演・レコード条約 15 条に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として認められているものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。その一方、欧州諸国のみならず、現在では韓国をはじめとしたアジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利を実演家及びレコード製作者に認められるようになってきていることから、いわゆるグローバルスタンダードから取り残されている状況にある。 昨今、我が国のアーティストは積極的に様々な国で活動を広げており、デジタルプラットフォーム上での現地ファンの拡大や現地でのコンサート公演などをきっかけとして、アーティストのレコードが現地で演奏・伝達されるケースが増えていると考えられる。本来であれば、この海外進出において得られるはずの対価の一部が、我が国が、国際条約の適用を一部留保し、レコード演奏・伝達権を導入していないことによって、還元されていない状況にある。 2024 年 6 月に知的財産戦略本部が決定した『新たなクールジャパン戦略』では、世界市場を前提として、再投資に回すエコシステムを確立することの重要性を示しており、この実現のためには、諸外国と同等の権利保護の実現が不可欠であるはずだが、レコード演奏・伝達権導入に向けた議論の見通しが未だ不明瞭なままである。 我が国は文化芸術立国を掲げて久しく、多くのアーティストが海外進出を実現し、その活動を支援する観点からも、政府主導でレコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を進めるべきである。 (2) 急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方 生成 AI の技術が急速に進歩したことに伴い、コンテンツの創作活動の一助となりつつあり、一般的な利用も驚くべきスピードで普及している。この背景には、生成 AI の学習段階で大量かつ多様な演奏や歌唱等の実演が含まれるコンテンツのデータを収集していることが要因であると考えられる。学習されたコンテンツの権利者の意思とは関係なく、生成 AI の一般的な利用が促進されることで、元のコンテンツに含まれる実演や歌唱等に類似するコンテンツが生成され、広く頒布、流通されることによって、結果的に元のコンテンツの権利者の創作活動や発表の機会が失われる懸念がある。これについて、現行著作権法上

の著作隣接権に基づく対応やパブリシティ権など従前の判例に基づく対応が考えられるものの、いずれも不明確な点があるため、多くの権利者が、生成AIの利用・普及と保護とのバランスについて危惧し、この状況を踏まえた検討を政府に期待している。

生成AIの技術が実演家をはじめとした権利者に与える影響は、経済的にも、倫理的にも計り知れないものであることを考慮し、諸外国の状況なども参考にしながら、政府全体として現行法や判例ではカバーしきれない範囲に対する問題解決方法についても検討を進めるべきである。

以 上

法人・団体名
18. 一般社団法人 日本音楽著作権協会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備 (D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 (D3) 知財活用を支える人材基盤の強化 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
【(A3) AI と知的財産権】 (1) 生成AIの開発・学習のための著作物の利用については、クリエイター等の権利者から様々な懸念が示されています（文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」4(1)）。こうした懸念の多くは、著作権制度が保護・奨励すべきは人間の個性の発露としての創作であってAIによる機械的な生成ではない、という原点が揺らいでいることに起因するものです。 (2) 懸念の一つである経済的影響については、著作権管理団体の国際組織であるCISAC（著作権協会国際連合）が2024年12月に調査報告書（https://www.cisac.org/Newsroom/news-releases/global-economic-study-shows-human-creators-future-risk-generative-ai）を公表しました。この調査報告書では、音楽分野におけるAI生成物の市場規模は2023年から2028年までの累積で400億ユーロに達し、これに伴い同分野の生成AI事業者の収益規模は同じ期間の累積で80億ユーロに上る一方で、音楽クリエイターの収入は2028年までに24%（同年単体で40億ユーロ）も減少するとの試算（いずれも全世界を対象とするもの）が示されています。 (3) 人間の個性の発露として創作された著作物は、生成AIのために単なるデータとして取り扱われるべきではありません。少なくとも、学習素材として利用されることの可否をクリエイター等の権利者が判断する機会を設けるべきです（選択の機会の確保）。特に、営利目的の生成AI開発に伴う著作物利用についてまで原則として自由に行うことが認められるかに読める現行法の規定は、多くのクリエイターの努力と才能と労力へのフリーライド（ただ乗り）に誘引するものであり、フェアではありません。 (4) 現行著作権法の解釈論に終始することなく、立法論（30条の4の改正等）も含む議論が行われることを強く望みます。 (5) また、生成AIを創作活動に利用するクリエイターやその関係者の懸念を低減するためには、創作的寄与の考え方等について、裁判例の蓄積を待つだけでなく、具体的な事例に即した検討を有識者が行う場を設け、その成果を社会的に共有していくことが望まれます。 【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】 (1) サイトブロッキングは、2021年4月更新の「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」では、第1段階の対策（リーチサイト対策、ダウンロード違法化）及び第2段階の対策（発信者の特定の強化）に続く第3段階の対策として位置付けられていました。しかし、具体的な検討が進んでいないばかりか、2024年5月に再更新された工程表では、「(1)海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組」の注記として記載されるにとどまり、格下げされた印象は否めません。 (2) 工程表における第1段階の対策（リーチサイト対策、ダウンロード違法化）及び第2段階の対策（発信者の特定の強化）については、既に立法措置が講じられましたが、サイト運営者、サーバー及びユーザーの所在国がそれぞれ異なる事案など対応の難しいものも少なくありません。権利者側では、著作権侵害サイトに係る削除要請や広告出稿抑制策、発信者情報開示のための訴訟提起など様々な自助努力を続けていますが、成果は限定的です。 (3) また、仮に第2段階までの対策によって海賊版サイトを閉鎖に追い込むことができたとしても、閉鎖

までの間に運営者が不正な利益を手にしてしまうとすれば、閉鎖をもって成果とすべきではありません。被害を未然に防ぐ取組として、サイトブロッキングの法制化を検討する必要があります。

(4) サイトブロッキングにおいて懸念事項とされている「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止」については、「海賊版サイトに対する閲覧防止措置（ブロッキング）を、法律を制定してインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に求めることは憲法に反するものではない」、「海賊版サイトを運営することは表現の自由（具体的には表現表出の自由）で保護されてはいない」、「海賊版サイトを閲覧することも表現の自由（表現受領の自由、いわゆる知る権利）で保護されるものではない」、「機械的なアクセス先検知まで通信の秘密で保護されるものではない……そうではない場合でも、著作権を保護することとアクセス先を機械的に検知されない利益とを比較考量すれば、前者の利益の方が後者より上回る、したがって、ブロッキングのためのアクセス先検知は通信の秘密を侵害するものではない」という見解が憲法学者によって示されています（大日方信春「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」＝著作権情報センター「コピライト No. 721」所収講演録）。

(5) 工程表の策定から5年余りが経過してもなお海賊版による被害が後を絶たない現実を直視すれば、「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」という常套句に藉口した思考停止は許されません。我が国と同様に表現の自由や通信の秘密を重んじる英仏独などEU諸国において海賊版サイトブロッキングが違憲とされていないことを真摯に受け止め、早急に本格的な検討を進めるべきです。

【(B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備】

(1) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア太平洋地域には大きな改善の余地があります。

(2) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額のおよそ86%を日韓豪の3か国で占めていますが（「CISAC GLOBAL COLLECTIONS Report 2024 (<https://www.cisac.org/global-collections-report-2024>)」42頁）、域内のGDP総額に占めるこの3か国の割合は3割にも達しません。このことは、中国・インド・ASEAN諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。

(3) 域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイターへの対価の還元を促進するため、当協会も地道な取組（CISACアジア太平洋委員会を構成する著作権管理団体による効率的なデータ交換のためのシステム（2023年5月運用開始）の開発・運用への協力、研修生の受入れ、講師の派遣等）を続けていますが、民間の取組には限界があります。

(4) 既に文化庁がアジア太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施されているところですが、各国政府との連携をより一層強化し、積極的かつ継続的に取組を推進していくことが必要であると考えます。

【(D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成】

(1) 一般社団法人日本音楽作家団体協議会が公表した「FCAアンケート2023秋季（音楽作家の実態・意識把握調査）報告書 (<https://fca-rights.jp/survey-2/>)」によれば、「活動が続けるうえで今、必要と感ずること」という問い（三つを上限とする複数回答の質問）に対し、回答者の49.4%が「活動に必要な費用に対する金銭的な補助・助成」を、33.1%が「著作権使用料などに対する世間の理解」を挙げています。

(2) 活動に必要な費用を捻出することができないがために、能力・意欲のあるクリエイターが活動を断念することは、個人のキャリアの問題であるにとどまらず、文化産業にとっての損失というべきです。上の世代のクリエイターの活動環境が厳しければ、次世代がクリエイターを志す上でのハードルも高くなり、文化産業に人材が集まりにくくなってしまいます。

(3) 政府において検討・実施されている支援策（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」23～28頁など）を着実に進めるとともに、上記の観点も踏まえ、現役世代のクリエイターの活動に対する経済的支援を更に充実させるべきです。

(4) また、そのような経済的支援を必要とする状況を改善していくためには、知財教育や普及啓発活動の中で、創作者への適正な対価の還元が文化と産業の両面における持続可能性の観点から重要であるということを広く浸透させていく必要があります。

【(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化】

(1) 「オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の在り

方」について「具体のニーズや利用場面を踏まえて検討を行う」とする動きがあります（令和4年第4回文化審議会著作権分科会法制度小委員会の参考資料2の4頁）。

(2) しかし、メタバース等のネット空間と現実の空間との違い（ネット空間には会場の定員等の物理的な制約がないことなど）を考慮することなく、著作権法38条等の権利制限規定をネット空間にも拡張しようとするのは、適切ではありません。

(3) 「ネット空間の拡大」が進行する中で、ともすれば利用の円滑化が偏重されがちですが、文化の普及発展や文化産業の持続的成長のためには、保護と利用のバランスを欠いてはならず、適切な対価還元によって創造のサイクルを大きく速く回していくことが求められます。

(4) また、メタバース等の新たなサービスのユーザーに著作権に関する知識の普及を図ること、特に、現実空間において著作物を利用する場合との違い（権利制限規定の適用の有無等）や自ら許諾を受ける場合の手續等について周知していくことも重要です。

(5) さらに、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点整理」が取りまとめられた2023年5月から1年以上経過しており、どのような課題が残っているのか、また、技術進展によりどのような課題が新たに生じているのか、フォローアップを行い、議論を深化させていくことが必要です。

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

(1) 現行著作権法30条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。

(2) しかし、現在流通している録音・録画機器・媒体の多くが補償金の対象とされていないことから、一時は40億円を超えていた補償金額も現在はほぼなくなり、このバランスは完全に崩壊しています。

(3) このような状況において、新たな対価還元策が実現するまでの過渡的な措置として、2022年11月、ブルーレイディスクレコーダーが補償金の対象機器に追加指定されました。指定管理団体となった一般社団法人私的録音録画補償金管理協会（sarah）が私的録画補償金の徴収業務開始に向けて準備を進めていますが、追加指定から2年以上が経過した現在も徴収業務は開始されていません。sarahは徴収業務を開始する前に購入した対象機器について遡って補償金を請求することはしないとしており、この状況が長く続けば、クリエイターへの対価還元の機会も失われ続けることになります。制度を実効性のあるものにするためには、政府の強力なリーダーシップと支援が引き続き必要であると考えます。

(4) 2023年4月、当協会がCISAC（著作権協会国際連合）の会長らとともに岸田文雄前首相を表敬訪問し、デジタル社会においてクリエイターが直面している課題に対する政府の支援を求めたのに対し、首相からは「クリエイターへの公正な対価の還元が世界的に重要な課題である。我が国でもこうした課題に対処すべく取組を進める。」という力強い御発言がありました。その取組が迅速かつ着実に進められることを期待します。

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

(1) デジタルプラットフォームサービス（以下「DPS」といいます。）における音楽著作物の利用について、クリエイターに対し、精度の高い対価還元を実現するためには、利用状況に関する正確な情報がDPS事業者から権利者側に提供される必要があります。しかし、その情報提供（以下「利用曲目報告」といいます。）の現状は道半ばであるといわざるを得ず、特に、ユーザーアップロード型のDPSに関しては、利用曲目報告の前提となる利用状況の特定に相応のリソースを要することから、各DPS事業者による任意の取組を待つだけでは、状況の改善を期待することができません。

(2) EUのDSM著作権指令第19条（権利者がライセンスの相手方から著作物の利用状況等に関する情報を取得できるようにすべきことを定めた規定）を参考にした立法措置の検討、ユーザーアップロード型のDPSに係る利用曲目報告の精度向上に資する技術の開発・普及に対する支援といった施策によって、正確な利用曲目報告の実現を後押しすべきです。

法人・団体名
19. 一般社団法人 日本自動車工業会
意見の分野
(B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備
意見
知財推進計画 2024 における、IoT 技術の浸透に伴い、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許で

ある標準必須特許がグローバルな競争に与える影響はますます高まっており。こうした中、標準必須特許の紛争解決のルール形成を巡るグローバルな主導権争いは、近年ますます激化しております(抜粋)。このような認識のもと、我が国でもインフラ整備を強化していく取組みに賛同します。

また、知財推進計画 2024 における、標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けて、2022 年に経済産業省が「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」を公表し、特許庁が「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を行い、引き続き普及を進めている。これらの内容も踏まえつつ、必須性の透明性向上やライセンス対価設定の透明性確保について議論を深めていく(抜粋)との取組みについて賛同します。

昨今の技術開発では、標準規格も含めて一企業の力では実現困難な技術をオープンイノベーションにより実現していく場面が増えており、多くのプレーヤーが関係し、多くの特許と多くの権利者が生まれます。このような多くの特許と多くの権利者の間に生じるであろう知財紛争解決に向けたインフラ整備が肝要と考えます。

他国に目を向けますと、公共の観点や、衡平の観点を取り入れたバランス調整が既に進められていると思われ、例えば社会課題を解決するための重要技術(例:標準必須特許等)や製品全体への貢献度合いが小さい技術に関する特許権での差止めに関して一定の制限がなされております。(独:2021 法改正-衡平の観点、米:eBay 事件、中:2016 司法解釈施行-公益の観点による制限)

ホールドアップ及びリバース・ホールドアップを事前回避する為の法整備は、我が国の国際競争力の向上、より良い社会の実現を目指す上で、インフラ整備の一環として肝要であると考えます。

また、弊会と致しましても、「標準規格は公共財である」との認識に立ち、標準必須特許の実施に際してのルールの透明性の向上を期待しております。例えば、素材、部品から最終製品に到るサプライチェーンの中でライセンスを希望する人が適切な対価を負担し、ライセンスを得ることができるルール作りを行うことで標準規格の積極的な実施と標準必須特許の安定的な活用を実現し、それによって社会全体の便益を高めることが実現できるものと考えます。

法人・団体名
20. 一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター
意見の分野
(A1) 国内のイノベーション投資の促進
意見
知的財産推進計画 2024 では、A. 知的財産の創造 (A1) 国内のイノベーション投資の促進として、イノベーションボックス税制が紹介されている。我が国では、「企業が国内で自ら研究開発を行った特許権や AI 分野のソフトウェアの知的財産から生じる所得」に税制措置を適用するものであり、対象となる所得の範囲は、「知財のライセンス所得」と「知財の譲渡所得」に限定されている。他方、諸外国では、これらの所得に加えて、さらに「知財を活用した製品の所得」も対象とされていることがあり、これによって所得控除額も多額となることから、企業のイノベーションへの投資意欲は益々高まっていくものと予想される。また、我が国では知財のライセンスや譲渡を頻繁に行うことが比較的少ないため、「知財を活用した製品の所得」を対象とするメリットは更に大きいと予想される。 また、我が国では、対象となる知的財産の範囲が「特許権」と「AI 関連のソフトウェアの著作権」に限定されているのに対して、諸外国では、これ以外に、実用新案権や意匠権、医薬品の販売ライセンス等も幅広くその対象に含まれている。さらに、我が国では、「第三者」からのライセンス所得や譲渡所得に限られているのに対し、諸外国では、「グループ会社」も含めたライセンス取得や譲渡所得も対象とされている。したがって、我が国のイノベーションボックス税制は、諸外国よりも制限された内容に留まっている。 しかし、これから、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資をさらに加速化するためには、少なくとも諸外国並み、もしくはそれ以上の制度拡充が必要であると思料する。他方、イノベーションボックス税制を適切に運用していくためには、知的財産部、研究開発部、経理部、事業部などの社内の各部門が連携をとる必要があるが、現時点では十分な体制が整っている企業は少ないと思われる。例えば、「知財を活用した製品の所得」について、製品の売上と特許との紐づけができていない業界(例:食品業界)もあれば、それができていない業界(例:電機業界)もある。このように、イノベーションボックス税制の導入に向けた状況は業界ごとによって異なっているため、業界ごとに分かれた対応が必要となる。さらに、グリーン関連や環境関連など、我が国としてイノベーションを促進したい業界から、現状よりも優遇された税制措置を先んじて行っていくという方策も考えられる。 そこで、機械、電機、化学、食品等の複数の業界に分けて、イノベーションボックス税制を導入した際

の課題、問題点などを議論して整理する業界別の作業部会の創設をご提案したい。業界ごとに取り組むべき課題、問題点を整理してから取り組むことは、イノベーションボックス税制の社会実装化をより早めることにつながると思われる。また、業界ごとに適切な対策が講じられるため、我が国の競争力強化にもつながるものと確信する。なお、当団体は食品業界の知的財産部を代表する団体であり、イノベーションボックス税制を進めていくために必要な課題と具体的な解決策を収集し提案することができるので、作業部会のメンバーとして活動させていただきたい。また、各業界にも当団体と同じような知財団体が存在するため、それらの団体と連携して、イノベーションボックス税制を通じた、社内における知財組織の地位向上や、知財の事業への貢献を経営者に浸透させる活動にもつなげていきたい。そうすることにより、我が国において、知的財産への注目度がさらに集まり、知的財産への投資と知的財産の活用がより一層促進することが期待できるものと思料する。

以上

法人・団体名
21. 一般社団法人 日本新聞協会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権
意見
日本新聞協会は、「知的財産推進計画 2025 の策定に向けた意見募集」に対し、以下の通り意見を述べる。 【「知的財産推進計画 2025」に向けて】 知的財産保護のため、法改正を打ち出すべき 第 1 回構想委員会（10 月 7 日開催）では、「2030 から 40 年を見据え、AI の利活用について議論する」との説明があった。しかし、「知的財産推進計画 2024」が課題とした「著作権を始めとする知的財産権と生成 AI をめぐる懸念・リスク」は払拭されていない。知財計画 2024 は、「法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら機動的に取り組むこと」が必要であるとの方向性を示したものの、現状では各手段が機能していると言い難い。第 1 回構想委で福井健策委員が指摘した通り、特に法と契約をめぐる課題がクリアになっていない。そもそも現行の法体系が生成 AI 時代に沿ったものとは言い難く、著作権法の改正を含めた新たな法整備を打ち出すべきだ。 知的財産の保護は、偽・誤情報対策にも有益 偽・誤情報の流通・拡散が大きな問題となっている。無秩序なデータ収集・学習利用による生成 AI の構築が、偽・誤情報の発信を容易にしていることは否めない。新聞協会が今年 9 月に実施した調査では、生成 AI サービス利用者の「約 6 割が誤った回答が表示された経験を持つ」ことがわかった。知的財産の保護強化を通じ、権利者の同意を得た質の高いデータを AI 開発に用いるよう方向づけることが偽・誤情報対策にも有益だと考える。 【「知的財産推進計画 2024」で積み残した課題】 「法・技術・契約の各手段の相互補完性」が機能していない 生成 AI と知的財産をめぐるリスクへの対応策として、知財計画 2024 は「法、技術、契約の各手段は、相互補完的に役割を果たす相関関係がある」と指摘する。しかし、著作権法をはじめとする法整備は不十分であり、権利者と AI 事業者の契約は進展しておらず、現状では三者の補完関係は機能していない。 こうした問題は、生成 AI の事前学習だけにとどまらない。例えば、主に海外事業者が提供する検索連動型の生成 AI サービス（RAG）は、著作権法の「軽微利用」規定（第 47 条の 5）の条件を満たしておらず、著作権侵害に該当する可能性がある事例が多い。RAG サービスは、新聞記事を含む「寄せ集め」を提供するもので、「検索」とは全く別物である。RAG サービスの急速な広がりではゼロクリックサーチを招き、コンテンツ発信者の収益機会を不当に奪っている。新聞協会が今年 9 月に実施した生成 AI のユーザーを対象にした調査では、生成 AI の回答の参照元（出典）を必ず見る人は 1 割しかいなかった。大手検索サービス事業者は、市場で支配的な地位を利用しサービスを強行しており、学習用と検索用のクローラーを分けていないため、権利者は技術的措置を講じることにもままならず、弊害は大きい。 知的財産の保護においては、対価還元も重要だ。政府が設置した「AI 時代の知的財産権検討会」は今年 5 月に「中間とりまとめ」を公表し、学習データにおける対価還元の必要性を強調している。「AI 開発

者や AI 提供者が、自ら進んで権利者と合意の上で対価還元策を講じることは可能であり、良質な生データや学習データに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元の実現が期待される」(48 ページ)。こうした指摘を踏まえ、実効性のある措置を講じることが求められる。

知的財産を十分に保護せず一面的に生成 AI の発展を促せば、コンテンツ再生産の経済サイクルは機能しなくなる。報道機関は、取材体制を維持できず、縮小を加速させる恐れが強い。そうなれば、コストのかかる調査報道なども困難になる恐れがある。AI が報道機関に代わり取材・報道を担うことはない。ニュースの重要な担い手である新聞・通信社の報道機関としての機能が低下すれば、国民の「知る権利」を阻害しかねない。知財計画 2025 の策定に向け、知的財産の保護を重要な論点と位置づけて検討を進めるべきだ。

知財保護をめぐる法整備は、競争力強化の観点からも喫緊の課題

データの学習に関し、著作権法第 30 条の 4 について、国内事業者の多くが文化庁「AI と著作権に関する考え方」などに沿った対応をしているとみられる一方、権利者の許可を得ずにクロールし事業を展開する海外事業者もいる。競争条件の不均衡が放置されれば、海外事業者による AI 市場の寡占につながるだけでなく、AI 生成物を含めたコンテンツ市場における日本の知的財産・コンテンツの国際競争力の低下にもつながりかねない。法の整備を進め、不均衡を是正することは喫緊の課題である。

著作権法や競争法以外による法規制も排除すべきではない

権利者が AI 学習をコントロールできる技術的措置 (robots.txt によるクロール制限) は、法的に明確な効力がない。クロール情報を公開していない事業者や、robots.txt を無視して許可を得ずにクロールし事業を展開する海外事業者もいると報道されている。

欧州連合 (EU) では、DSM 指令において学習段階でのコンテンツホルダーによるオプトアウトを条件付きで盛り込んでいるほか、米司法省も先ごろ、グーグルの検索サービス市場における支配解消のため、検索の回答に情報が使われることを、ウェブサイト側で拒否できる仕組みの導入を求めている。

知財計画 2025 には、コンテンツの保護に関する内容を「知的財産の保護」の項目に盛り込むとともに、国際的な流れも踏まえ、現行法における課題や生成 AI 時代に対応した法整備の必要性にも触れるよう求める。著作権法や競争法以外による法規制も排除すべきではなく、既存の関係法令の狭間に落ちてしまいがちな問題を複合的に検討するべきだ。

法人・団体名
22. 一般社団法人 日本知的財産協会
意見の分野
(A1) 国内のイノベーション投資の促進 (A2) 知財・無形資産への投資による価値創造 (A3) AI と知的財産権 (B1) 技術流出の防止 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (B3) 産業財産権制度・運用の強化 (B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備 C. 知的財産の活用 (C1) 産学連携による社会実装の推進 (C2) 標準の戦略的活用の推進 (C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備 (C4) 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化 (D1) 研究開発における人材育成・流動化 (D3) 知財活用を支える人材基盤の強化 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略 F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
【(A1) 国内のイノベーション投資の促進】 (A1-1) イノベーション拠点税制について ●イノベーション拠点税制の検討に際しては、2024 年度より、経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課が事務局となって開催する「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究

会」及びその下の「制度デザイン検討ワーキンググループ」にオブザーバーとして弊会に参加の機会をいただいたことに感謝する。

●このイノベーション拠点税制に関して、弊会からは「制度の利用のし易さ（対象となる所得控除額の算出方法の明確化、申請の簡便さなど）」「税控除の対象拡大（対象知財の拡大、対象知財を組み込んだ製品の売却益を含めるなど対象所得の拡大）」を求めたい。その一方で、日本の研究開発投資が伸び悩んでいる現状を鑑み、イノベーション拠点税制のための原資が研究開発税制の税控除を減じることから充てられる状況にあっては、イノベーション拠点税制の「税控除の対象拡大」については、全体最適を優先して慎重に判断する必要が生じてしまう。国内のイノベーション投資を促進するためには、研究開発税制とイノベーション拠点税制双方の税控除拡大が必要と考える。

なお、次の税制改正に向けて、「税控除の対象拡大」などを検討される場合は、その制度設計について、企業知財実務の実態についての情報を引き続きお伝えする準備があることを申し添える。

●知的財産推進計画 2024（以下、弊会からの意見では「推進計画 2024」という）の 8 頁において、「制度をわかりやすく解説したガイドラインの策定や制度の周知等を行う」旨、記載されているが、その周知範囲に海外のスタートアップ等も含めてもらいたい。例えば、ライフサイエンス分野では国内外スタートアップからイノベーションが創出される事例が増加している中、日本における創薬エコシステムの構築を図る上で、国内のスタートアップの数を増加させることが欠かせない。そうしたスタートアップが日本にも拠点をもち、イノベーション創出につながる研究等を国内で実施することの動機付けとなるよう、イノベーション拠点税制の日本における導入やその優位点を海外のスタートアップにも周知いただきたい。

(A1-2) イノベーションマネジメントの高度化について

●推進計画 2024 の 7 頁にある「研究開発を「費用」ではなく「資産」の形成と捉える企業マインドの改革が必要」というのは、そのとおりであるが、日本の研究開発投資が伸び悩んでいるのは、研究開発投資を「費用」として計上していることが原因ではなく、計上のやり方で研究開発投資が左右されるとは考えにくい。

また、国際会計基準で開発費を資産化するためには、「将来の経済的便益が見通せること」がひとつの条件になるが、この条件では中長期を見据えた「化けるかどうかかわからないが、化けると大きな利益をもたらす技術開発への投資」は「資産化」しづらいものになるため、仮に、資産化率を KPI にすると目先の開発に目が向いて、研究開発費全体を高めるモチベーションはむしろ減退する恐れもあることに留意が必要である。やみくもに研究開発投資するのではなく、社会実装を含め、相応の活用視点を持った上で研究開発の投資判断することは必要であるが、その視点は短期視点のみならず中長期視点であるものも含むべきであり、実現可能性低いテーマに対してもチャレンジ精神が沸くようなイノベーションマネジメントであるべきと考える。

【(A2) 知財・無形資産への投資による価値創造】

(A2-1) コーポレートガバナンスの仕組みの活用について

●推進計画 2024 の 13 頁において、「知財・無形資産の投資を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度を推進」とあることは、弊会としても是非とも推進いただきたい事項である。一方、企業価値を高める活動内容は具体的にどのようなものか、それをどこまで開示できるか、投資家に響く好事例がどのようなものであるかは、業界毎に異なるので、表彰対象を選定されたり、表彰制度をもって好事例を周知される際は、業界毎の差についての十分な考慮もお願いしたい。特に、どのような活動が好事例になるかには業界毎の特質があると考えるので、出来るだけ多くの業界の好事例をそれぞれ表彰し、公表いただけると有難い。

●企業と金融機関・投資家との間で、「経営における知財・無形資産の位置付けに対する認識」の乖離が大きいように感じる。その乖離を埋めるため、推進計画 2024 の 13 頁にある「情報開示や投資の専門家も企業に派遣すること等を通じて、経営における知財・無形資産の位置付けの可視化やそのための体制構築と、投資家等のステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の投資・活用の開示を支援」は大いに進めていただきたく、またこの専門家の派遣を通じて得られた知見について、派遣を受けていない企業も広く有効活用できるように、事例紹介などによる周知もお願いしたい。

また、逆に、金融機関・投資家側に対して知財戦略の専門家を派遣することも上記した認識の乖離を埋める一助になると考える。

(A2-2) IP ランドスケープについて

●推進計画 2024 の 13 頁において、「経営戦略に資する IP ランドスケープの普及」との記載があるが、ここで分析対象とする IP は、特許のみならず、自他社の経営情報や事業の情報、市場情報、学会や学術論文の情報など、対象とする情報の幅を広くすればするほど真に経営戦略に資する IP ランドスケープを実行できると考えるが、IP＝特許と狭義に解釈してしまって、上手く IP ランドスケープを進められない企業が一定数存在すると思われる。弊会においても真に経営に資する IP ランドスケープの普及に向けて活動を続けていくが、政府においてもあるべき IP ランドスケープの普及をお願いしたい。

また、医薬分野では、疾患が無数にある中、特定の疾患に対する治療薬の研究開発については、最初に論文・学会などで得られる科学的根拠に基づいてその研究テーマが立案・決定され、この新しい研究テーマに関して、知財の観点から他者の特許状況や研究動向の分析を行い、自社研究方針やアライアンス戦略に反映するといったかたちで IP ランドスケープが活用されることが多い。このように、業種や技術分野の違いにより、IP ランドスケープの内容・位置づけ・活用などは異なることも広めていただくと共に、業種や技術分野の違い合わせたいろいろなパターンの IP ランドスケープの活用例を示していただけると有難い。

(A2-3) SX について

●推進計画 2024 の 13 頁の「SX の実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX 戦略等と並んで重要な鍵であり、SX 銘柄を通じて、知財・無形資産戦略を始めとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する」ことについては、各部門が一体となって企業価値向上に取り組むことが今後益々求められることから、大いに賛同する。

また、「企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度」において、この「統合的な戦略構築」を成功させた好事例が表彰され、公表されることは、それを目指す企業にとっても好ましい。

この知財・無形資産戦略と人的資本戦略などの一体的、統合的な戦略構築が重要であると経営層は理解していると考えるが、それを実現するための現場レベルでの施策は未だ不十分な企業も一定数あると考えられるため、このような好事例の収集と開示は、大いに役立つものと考えている。

【(A3) AI と知的財産権】

(A3-1) AI と知的財産権に関する基本的な考え方

AI と知的財産権等の関係をめぐっては、知財本部の AI 時代の知的財産検討会や、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において昨年度来検討が進められてきたところと承知している。

弊会は、AI は変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切と主張してきており、これらの検討体による検討の方向性は基本的に適当なものと評価できる。

現在、これまでの各省庁の取組をガイドラインやチェックリストのような形で周知する取り組みが進められていると承知していますが、複数の類似したものが乱立すると有用性が損なわれる恐れがありますので、関係省庁で連携して情報の集約・一元化に努めていただきたい。

また、AI と知的財産権等との関係をめぐっては、海外でも制度の在り方に関する議論や様々な裁判が進行中であり、その状況も見つつ、必要に応じた継続的な検討を行っていただくことも併せて要望する。

(A3-2) AI と発明者の認定

●AI が関与する発明につき、どの程度関与した自然人を発明者とするかについて、弊会は、課題解決を目指した人の貢献によって解決に至ったのであれば、発明者になり得るとの立場にたっている。

●AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱い（推進計画 2024 の 17 頁参照）について、できるだけ早急に検討に着手すべきと考える。例えば、AI に大規模言語モデル

(LLM: Large language Models) と検索拡張生成 (RAG: Retrieval Augmented Generation) を組み合わせることで、学習済の情報だけではなく、未学習の情報からも回答を生成することが可能になった場合には、この AI のプログラム自体は人間が構築しているが、AI がプログラムで自律的に学習や検索をして得た情報から発明を創作したと言えるか否か（すなわち、「AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させること」に該当するか否か）議論の余地が出てくる可能性があると考ええる。

また、日々目覚ましいスピードで技術の進展している AI 関連技術については、AI が自律的に発明の技

術的特徴を創作することがそう遠くない将来に現実になることが考えられるとともに、ルールの検討には時間がかかることが見込まれるため、早急に検討に着手いただき、議論を開始するべきと考える。また、検討の進捗状況については、中間経過を適宜公表するなど、検討中の方針に対して、広く意見を提出する機会をいただきたい。

(A3-3) AI と特許審査

●AI 関連出願が急増する中での特許審査の迅速性維持について、方向性には異存ない。ただし、発明の高度化・複合化に伴い、審査の質に影響を与える発明に関する科学的事実の理解が容易ではないケースが増えていると認識している。審査の質の確保は審査制度の根幹であると考えているので、最先端・革新技術を審査官が十分に理解することを前提に、AI を審査に活かすための取組も併せて充実させ、その取組を継続していただくことを要望する。また、「特許審査プロセスにおける AI 技術の活用を含む徹底した効率化」についても、どのような AI をどのように活用しているのかをユーザーに分かるようにして、民間に役立てるようにしていただきたい。

●AI 関連発明の審査事例が今後さらに増加することが予想される中、特許制度ユーザーによる権利化予測やそれに伴ったビジネス計画の立案容易化に資するため、例えば当該発明に関する記載要件の判断手法についての審査基準やガイダンスのグローバルハーモナイゼーションをリードするなど、各国審査の均質化のための活動を日本特許庁が中心となって進めていただくことを要望する。

●AI 関連技術に関する審査事例の追加が、実務の参考になっており役立っている。今後も AI 技術の発展にあわせた実務への指針となるよう、引き続き、新たな事例の追加をご検討いただきたい。

また、事例の追加に加え、昨今の技術の進化や技術常識の変化の速度が著しいことを考えると、例えば、MI（マテリアルインフォマティクス）分野における「化合物の技術分野において、学習済みモデルの予測結果が実際の実験結果に代わり得ることは、出願時の技術常識でないものとする」といった前提自体も変化していくことが予想される。出願人及び第三者にとって権利化可否の予見性を高めるための議論や基準作りを継続して機動的に行っていただきたい。

(A3-4) AI と声の無断利用

●AI 等によって「声」の無断利用の被害に対する懸念が高まっているところ、「声」の無断利用に対する法的保護については、「肖像」の無断利用の場合に比べて、現行法上の保護が不明確又は及ばない領域があると考えられる。そのような領域に対してどのような措置を講ずることが適切かという点について、十分な議論が行われることを要望する。

また、例えばアニメのキャラクターの形成は声優だけでなく、原作者や映画製作者等の寄与度も無視できないところ、そのような多数の寄与者によりコンテンツが形成される場合において、声の無断利用（AI による再現等）により当該寄与者の営業上の利益が侵害されるようなケースに対する扱いについても、十分な議論が行われることを要望する。

(A3-5) AI と意匠創作者認定

●日本における意匠創作者の認定は、発明者の認定と比較し、より具体的な形状などの作出に現実に加担することが求められる場合もあり得る（従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要とする裁判例もあり、発明者認定の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者よりも、実施化の部分をもより重視される場合がある）。その場合、創作者が AI とされる可能性がより高まると考えられる点、また創作非容易性等の考え方の議論の方向性などに注視していきたいと考えている。

●生成 AI 技術の進化は、誰でもデザインを創作できる一方で、ユーザーにおいては、生成 AI と協働した場合に、(1) 自然人がどの程度“生成”に介入すれば創作者として認められるか、(2) 当該創作者への正当な対価に関する社内規程等を構築する為の情報収集が急務となっている。創造活動の健全な発展を促すため、生成 AI 利用時における意匠創作者認定の考え方、貢献度の考え方に関する統一的な見解を示すガイドライン・指針等の策定を要望する。

(A3-6) AI と公知資料の調査

●近年、生成 AI の進化により誰しもが簡単にデザインを創作できるようになっており、世の中に公開されるデザインが爆発的に増え、ユーザーにおける登録予見性・権利の有効性に関する意匠調査の負荷が増大する、または調査自体が困難になることが想定される。しかし、現状、特許庁が提供する公知資料の数量・閲覧方法が限定的であるため、ユーザーにおいて適切な調査ができず、意匠出願が意図せず拒絶査定

となり、また意匠登録された場合であっても無効となるリスクが高まる可能性も考えられる。

そこで以下の改善を要望する。

- (i) 幅広い公知資料の収集と公開 登録の予見性・権利の安定性の向上が見込まれる
- (ii) 公知資料の公開の改善 審査官が審査時に活用する資料と同程度の公知資料をユーザーが閲覧できる環境の提供を要望する。
- (iii) 公知資料の閲覧システムの改善 公開される公知資料の増大に対応した、より直感的で使いやすいインターフェースの導入、画像検索機能の導入など、公知資料を直感的・視覚的に検索できる機能を備え、ユーザーが膨大な公知資料を容易に検索することができるシステムへの改善を要望する。

【(B1) 技術流出の防止】

(B1-1) 特許出願非公開制度について

●安全保障に係る技術の流出防止を図ることは、非常に重要なことであり、経済安全保障推進法に基づき、特許出願の非公開制度が施行されたことも、技術流出防止の観点からは、必要なことであると考ええる。他方で、保全指定に至る過程においては、特定の特許国際分類を一括して非公開制度に該当するかを判断する制度となっており、運用面で適切であるかどうかは、検証が行われるべきであると考ええる。制度の実効性を高め、かつ、結果的に保全指定の対象案件とならない案件が、保全指定の審査のために特許出願が遅延したりする影響を最小限に留めるためにも、検証等を進めていただきたい。

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

(B2-1) E コマースの普及と海賊版・模倣品対策について

●国内のフリマアプリの普及や、越境 EC (E コマース) の普及により、国内においても模倣品被害が増大している状況にあるが、海外を含め、権利者は、EC のプラットフォーム事業者を通じての海賊版・模倣品対策に際し、海賊版・模倣品販売者の情報を取得しにくい環境におかれ、また、プラットフォーム事業者が海賊版・模倣品業者のサイト削除を申し入れても、サイト削除まで時間が長かったり、サイト削除を拒絶する際の理由を開示してもらえない等の問題を抱えている。適切な知財権保護のため、政府には、権利者が抱える権利行使に際しての具体的な問題・課題を収集し、これらを解決するためにプラットフォーム事業者への海賊版・模倣品対策の働きかけをお願いしたい。例えば、権利者が、テスト購入して模倣品であることが明らか場合には、プラットフォーム事業者が権利者に対して迅速に証拠を提供したり、速やかにサイト削除を進めるような環境作りをお願いしたい。また、一部のプラットフォーム事業者においては、サイト削除申請のハードルが高い (例えば裁判所の令状 (court order) を求められる) 場合もあるため、権利者の負担軽減になるような取組みもお願いしたい。

インフラの整備、越境 EC の普及から、海賊版・模倣品の中国から新興国への流出が増大している。しかしながら、これら新興国は、海賊版・模倣品に関する法律や運用が整備されていないことが多い。海賊版・模倣品対策については、製造国である上流での対策も重要だが、消費国である下流での対策も重要であるため、政府には、新興国への法整備の支援をお願いしたい。また、新興国における EC のプラットフォーム業者は、海賊版・模倣品販売者への対処やペナルティが緩いケースが多いので、現地政府がプラットフォーム業者に対して指導するような環境づくりの支援もお願いしたい。

(B2-2) 海外でよく知られている日本ブランドの保護

●日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られている。これらのブランドに関する商標の第三者による冒認出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられる。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっている。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業が第三者に自らのブランドを権利化される、または意に反して使用されるといった事態が生じている。著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぎ、このような事態を解消すべく、日本政府から各国官庁に対し、それぞれの国において著名と認める商標のリストを公開し積極的に保護する制度を創出するよう働きかけることを望む。

また、商標としての使用を目的とせず、その商標のオリジナルたる日本企業に買い取らせる等を狙った悪意の商標出願の対策についても引き続き検討いただくよう要望する。例えば、悪意性があると認定された出願を一定数行った者あるいはその出願の代理を務めた者が代理人として参加する新規出願については、認定時から一定期間経過するまでの間は割増手数料の納付を求めること等も考えられる。

【(B3) 産業財産権制度・運用の強化】

(B3-1) 特許の審査について

●日本における特許査定率は、高い数値を維持しており、このこと自体は、特許出願の質の向上とも捉えることができる。また、審査の質向上に向けての特許庁の取組み（指標）としての出願人アンケート（ユーザー評価）では、特許審査について、「満足」か「比較的満足」と回答された割合が60.9%（R06調査）と高い割合となっている。一方、第三者の立場（侵害回避する立場）から見ると、技術的価値・経済的価値が少ないと感じる発明であっても、例えば、新たに創りだされたパラメータで限定される等、出願テクニックによって特許査定を得たように感じることもあるという声も存在する。

知財制度による産業の発展には、出願人・権利者の立場と、第三者の立場とのバランスが重要であるが、現状の出願人アンケートで測られる「特許の質」は、第三者の立場よりも出願人・権利者の立場が色濃く評価されてしまう恐れがある。出願人アンケートを審査の質を測るひとつの指標として用いるのであれば、出願人・権利者としての立場と第三者としての立場の両方をイメージして回答するように促すなど、出願人・権利者の立場と、第三者の立場とのバランスが明確に測られる問い方にすることを検討いただきたい。このバランスを最適化することが、特許制度の目的である産業の発達に大きく寄与すると考えるためである。

●グローバルな事業が増加し、外国への出願・権利化を積極的に行う必要性が高まっている。その中で、我が国では特許査定を得たが、そのファミリー出願が外国において拒絶される、というケースが相当数、生じている。この中には、外国特許庁での審査において、我が国の審査では引用されなかった文献が発見されたことに起因するケースも含まれるので、審査・調査の質のさらなる向上をお願いしたい。また、これとは別に、各国の法制度や審査の基準が異なることに起因するケースも存在するが、この点については、法制度や審査基準の国際調和をより一層、進めていただくようお願いしたい。

●企業等における知的財産戦略において、量から質への転換が着実に進んでいる、との認識の下、我が国の産業競争力の向上のためには、質の高い審査を通じて、革新的技術について、いち早く特許を付与するという点には賛同する。また、質の高い知的財産が出願・権利化がされるように、出願人においても、AI技術を活用した公知文献の効率的な調査がされることは有益であると考え。そのため、特許庁や関係省庁において、AI技術を用いた公知文献の検索システムの開発がさらに進められることを要望する。さらには、そのような検索システムが、工業所有権情報・研修館のJ-PlatPat等へ組み込みがされれば、知財についての資金力や人財が必ずしも十分でない、大学やスタートアップ等においても活用が見込まれ、産業界全体にとっても有益であると考え。

●推進計画2024の29頁に「AI技術も活用しながら審査の質と生産性の向上を支援し、また各々の特許審査官が複数の技術分野に習熟することも進めることで、強靱な審査体制を整備していき、長期的に安定した審査体制を実現することが求められる」と書かれている。AI技術を活用した審査の品質の向上と審査の迅速化については大いに期待している。また、権利付与後の審判や異議申立に関しても同様にAI技術を活用し、審理の品質向上と迅速化も推進していただきたい。

(B3-2) 意匠の審査について

●3Dデータでの出願およびその登録案件の閲覧が可能な環境の検討

昨今の3Dデータを用いて意匠を創作する実態に鑑み、3Dデータでの出願およびその登録案件の閲覧が可能な環境の検討を要望する。3Dデータでの出願および登録案件の閲覧が可能な環境が提供されることにより、意匠出願の図面作成が容易になることや、意匠調査時の登録意匠の形状把握が容易になるなど、出願人・権利者の立場と第三者の立場（侵害回避する立場）双方の利便性を大幅に向上させることが期待できる。また、意匠出願を審査する場面においても、意匠の形状をより詳細に把握することができるため、審査や先行意匠調査の迅速化・正確性の向上が期待される。

なお、3Dデータでの登録案件について、3Dデータに加えて3Dデータに対応する6面図（自動生成されることが望ましい）が現状のように閲覧できる環境が提供されることを強く要望したい。これにより、3Dデータを1つ1つ動かさずとも意匠を把握できるため、3Dデータでの登録案件に対する意匠クリアランスチェックの効率も高まると考える。

●各国での出願図面の記載等の違いを簡便に調べられる情報の一元化

グローバルに意匠出願する場合に、各国での出願図面の記載等の法制度・運用の違いを網羅的に把握す

ることはユーザーにとって困難である。これまでも特許庁ウェブサイト等を通じて各国の意匠制度に関する情報を提供いただいているが、ウェブ検索の際に、情報公開の場所が一元化されていないこと、また日付がない情報を含め、必ずしも最新ではない情報が公開されたままになっていることが散見されることから、最新の情報であるかの判断に困るケースも多い。企業のグローバル意匠戦略を支援するため、日本と各国における意匠出願ルール（特に図面ルールの差異）と、各国/地域における推奨出願図面等意匠出願に関する情報の一元化、最新情報のタイムリーな公開・更新および古い情報の削除を要望したい。この取り組みは、大企業に限らず、中小企業が外国に出願する際にも大いに役に立つものとする。

具体的には、以下について網羅的に公開することで、ユーザーは意匠出願の最適化が図れ、グローバル展開を加速させることが可能になると考える。

- ・各国における図面ルールの差異（線図の注意点、CGの可否など）
- ・出願地域ごとの推奨出願図面（例：中国、アセアン、欧米等）
- ・最新の法令・制度改正情報

●ハグ制度に基づく国際意匠出願について

各国の方式審査制度/運用の差異により方式的なOAが発せられ、OAが発せられた国では現地代理人対応が必要となる。そのため、ハグ国際出願のコストメリットを十分に享受できず、ユーザーが制度の利用を控えるという実態がある。ハグ国際出願の方式審査OAを減らしより制度活用が進むようにするため、以下を要望する。

- ・各国に方式審査の運用を緩和（統一化）するよう働きかけることを要望する。
- ・ハグ制度に基づく国際意匠出願時の各国の方式審査制度/運用の差異について、ガイドライン等で明示しユーザーへの理解促進への支援を要望する。

●審査時に用いる公知意匠データベースの開放について

ユーザーが実施する「意匠権のクリアランス調査」を効率化するための環境整備等の課題解決に加え、ユーザーが実施する「創作物の登録予見性調査」のためにも、審査用に整備されているデータベースについて、広く一般ユーザーに開放いただくことを要望したい。

●公知資料の閲覧について

前述の審査データベースの開放に関連し、登録査定時に通知される参考文献について、登録予見性判断のため、公報以外の公知資料を閲覧可能とするよう要望したい。

特に、意匠公知資料の公開利用許諾事業を通じて、著作権者から許諾されなかった場合は閲覧できないという問題がある。この問題を解決し公開数を増やす方策をご検討いただきたい。

●関連意匠制度導入の各国への働きかけ

日本の関連意匠制度は長期的なブランド構築とその保護に有益であり、日本と同様にグローバルでの長期的なブランド構築・保護が可能になるよう、各国への働きかけを要望したい。

●検索ツールの開発・導入について

AIを利用したイメージデータによる検索ツール（物品等の意匠を含む）の開発導入を要望する。また、登録件数が増加傾向にある画像意匠を対象としたグラフィックイメージパークの精度のさらなる向上を要望したい。加えて、EUや中国では数多くの意匠が登録されており、グローバルな保護・クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、他国の権利も同時に検索可能なツールの早期開発・導入を要望する。

●新しいタイプの意匠に関する審査基準の改訂について

令和元年の改正により新しいタイプの意匠が保護対象となり、それらの意匠登録出願や登録が増加しており、それらの事例が積み上げられてきている。画像の意匠や関連意匠に関しては、審査基準の見直しや事例集の発行が実施されている。同様に、建築物及び内装の意匠に関する現行の意匠審査基準の定期的な見直しや事例集の発行等有益な情報提供を要望したい。

(B3-3) 商標の審査について

●商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はない。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グルー

プの「類似群コード」が、指定商品・役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面がある。市場規模や競合・類似製品の数や流通量等、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望する。

特に、IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア（審査基準上「電子計算機用プログラム」）やコンピュータ（同基準上「電子応用機械器具」）等の「電気応用機械器具」、電子管、半導体素子、電子回路に対応する類似群コードは現状「11C01」の1つのみとなっている。一方で、上記ソフトウェアといった指定商品はインターネット上の商取引やプロモーション活動を幅広く行う事業者において指定が必要な商品であり、更にこの流れは新型コロナウイルス感染防止対策として「非接触の対応」が推進されている現状で加速している。このような局面において、スマートフォン等情報端末用のアプリケーションをはじめとするソフトウェアの活用は必須であることから、当該類似群コードが付与される商品はあらゆる産業分野の事業者が権利化を検討しなければならない領域へと変化している。

しかしながら、現在は取引実態においては競合しない指定商品・役務を扱う他者の登録状況についても勘案しなければならず、その結果商標の選択の幅が限られる事態となっている。

このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われる指定商品・役務に関しては、相互に類似しないものと推定する等審査運用の見直しが必要と考える。例えば、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードについて、取引実情に合わせた見直し（細分化や統合等）を特許庁やユーザー団体等で適宜議論することが必要であると考え。この見直しの検討にあたり、弊会としても指定商品・役務の取引実情に係る情報共有等に協力する準備がある。また、併せて取引実情等に関する調査事業として商標分野における「特許出願技術動向調査」に相当する調査の実施が考えられる。このような取組により得られる情報は、指定商品・役務の適切な記載にも資するものと思料する。

●商標審査期間の短縮

特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策及び2021年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会により取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」でも商標審査制度の在り方にて今後の新たな取組・改善を講じるとしている。また、2021年11月開催の第10回商標五庁（TM5）年次会合のユーザーセッションにおいて、特許庁より2022年度は一次審査通過（FA Pendency）までの期間を6.5か月、権利化（Total Pendency）までの期間を8か月目標とする説明がされた。この結果、両期間については一時的に短縮傾向となったが、2023年度から再び長期化の傾向が表れている。令和6年10月時点の商標審査着手状況

（審査未着手案件）では、化学、機械、雑貨繊維、一般役務は最短7か月、食品、産業役務は最短6か月、国際商標登録出願は最短8か月と、緩やかではあるが全体的に長期化の傾向にあることから、目標達成のため、以下(i)(ii)のような施策の検討をお願いしたい。

(i) 早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること（商標法第4条第1項第11号）を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趨が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されない。したがって、早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても速やかに審査を進めるよう運用の変更を求める。

(ii) 上述の「類似商品・役務審査基準」の見直しにより、同基準を取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、更なる審査期間の短縮に資するものと思料する。

●商標審査品質の満足度に関する分析

『令和6年度審査の質についてのユーザー評価調査』の結果によると、特許、意匠審査は上位評価（「満足」、「比較的満足」）の割合が60%を超えていることと比較して、商標審査については上位評価割合は52.5%にとどまっている。特許、意匠と比較して商標の審査品質の満足度が低い理由は背景の分析を行い、ユーザーへの情報公開及び対策の公表を求める。

【(B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備】

(B4-1) 差止請求権のあり方について

●2020年（令和2年）に開催された第39回特許制度小委員会「差止請求権のあり方について」で示された「第三者から買い取った特許権により、法外なライセンス料を得ることを目的として、差止めを求めるケース」「権利者の受ける利益が、実施者の被る不利益と比較してごくわずかな場合のケース」などの事例のような権利濫用に該当し得る可能性がある差止が求められると、企業の経済活動や国民の生活に大

きな影響を与える可能性がある。この差止請求権のあり方については、業種毎、各業種内での各社の立ち位置によって、立場・考え方がわかれる中、「現状を維持すべき」「合理的な制限を設けるべき」の様に、産業界の意見を統一するのは極めて困難と思われるが、AIの急速な技術の進展などに伴って産業構造や事業環境が変化している昨今において、発明の保護と利用とのバランスが損なわれないようタイムリーな議論を続けてもらいたい。

(B4-2) サプライチェーンの中での標準必須特許のライセンス対価負担について

●様々な分野において標準必須特許のライセンス交渉が重要となってくる中、「ライセンスの対価負担」について、立場によって利害得失が異なることから、「サプライチェーンの中で関係者が議論して対処されることが重要」であるとの認識を共有し、今後、関係者の議論の在り方などについて検討が深まることを期待する。

つまり、この対価負担は、特許技術を享受するサプライチェーン全体の問題として対処すべきであり、業界ごとのサプライチェーンの関係者が、特許技術の享受の度合等を踏まえ、対価支払の按分や製品・部品価格への転嫁の在り方などについて議論すべきと考える。

ここで、対価負担の在り方の検討に当たっては、業界ごとの収益構造を踏まえ、特定のレイヤーに負担が皺寄せされないよう、公平なものとするべきである。そして、ビジネスモデルが多様化・国際化する中、関係する当事者の利害状況も当然変わっていくので、日本全体或いは世界全体の視点で、利害関係者がどのように負担していくべきか等、負担の在り方に関する議論をお願いしたい。

(B4-3) 禁訴令について

●標準必須特許の紛争解決の主導権争いが激化する中、中国で頻発している「禁訴令」について、知的財産権法の法理として属地主義を採用していることとの関係に鑑み、WTOを中心に各国の動向を注視することに賛成する。

(B4-4) 第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ制度）の著作権法への導入検討について

●令和3年特許法改正によって、特許権等の侵害訴訟において、裁判所が広く一般に対して意見の提出を求めることができる「第三者意見募集制度」が導入されましたが、著作権侵害訴訟においては、同制度は導入されていません。しかし、同制度の趣旨（デジタル・ネットワーク技術が急速に発展する近年においては、裁判所の判断が業界に与える影響が大きい可能性があり、裁判所が事業実態や国際的な観点からの見解などの意見を広く第三者から収集し、適正な判断を示すための資料を得るというもの）は著作権分野にも当てはまるものと思われますので、同制度を著作権侵害訴訟にも導入することについて、政府における検討が行われることを希望する。

(B4-5) ADR・ODR や国際仲裁の活性化について

●ADR・ODR や国際仲裁の活性化に向けたインフラ整備や、人材育成、広報・意識啓発等の環境整備に関する施策のさらなる推進が謳われているが、利用されていない原因や、利用の支障となっている要因などを探ったうえで、利用促進に向けた施策を検討すべきと考える。

日本での知財紛争の解決手段としては訴訟がほとんどで、ADRはほとんど活用されていない状況でオンライン化を推進したり広報活動を強化しても、ADR・ODRの利用推進につながるのかが見通せない。アクセシビリティや認知度不足だけの問題ではなく、ADRが知財紛争の解決手段として適した手段になることが重要だと考える。企業が気付いていないADRの具体的な有用性があるのであれば、有効利用したモデルケース例を提示するなどして、ADRの有効性をより明確に伝えることも検討いただきたい。

【C. 知的財産の活用】

●バリューチェーン型オープンイノベーションにおける知財・無形資産ガバナンスのあり方

バリューチェーンをカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに関連づけて考える場合、特に独占権として認識される知的財産権をどのようにオープンイノベーションに参加する多数プレイヤーが効果的に利用できるか仕組みを作るのかは重要な検討テーマである。

弊会では、カーボンニュートラルに関連するテーマとして、WIPO GREENの運用において、環境技術の Patent プール化または技術パッケージ化を WIPO に提案し、現在それに向けて検討をしているが、特に先進国間では、特許権が技術普及の最大のネックになっているため、さらに検討を進める予定である。

●知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

先の推進計画 2023 では、マッチング・エコシステムとして、開放特許情報データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるヒントのマニュアル作成の検討が予定されていた。特許のデータベースは、それだけでは活用が活発化はせずに、情報として埋もれてしまう傾向が強い。つまりニーズとシーズを仲介するコンサルタントの存在がどのような活動を行うかにより、マッチング・エコシステムが機能するかどうかが決まる。

弊会では、WIPO GREEN 等の活動を通じて、マッチングを仲介する仕事にチャレンジしているが、これは世界各国の環境課題の情報（ニーズ）を、UNDP などを通じて調査し、WIPO GREEN に登録されている環境技術（シーズ）から解決策を発見し、ニーズ側に提案するものである。

もし政府が、本テーマのマッチング・エコシステムを構築するなら、仲介者の存在とどのような活動を期待するか、それは業務として成立し継続性があるかについてまで、検討の範囲を広げて欲しい。

【(C1) 産学連携による社会実装の推進】

(C1-1) 大学知財ガバナンスガイドラインに関して

●推進計画 2024 の 45 頁において、「大学知財ガバナンスガイドライン」を産学連携関連の会議・会合等で説明等を通じて全国の対象大学に浸透させる周知活動を引き続き進め、大学の知財ガバナンスを向上させる。」との記載があるが、その背景として、推進計画 2024 の 42 頁には、『「大学知財ガバナンスガイドライン」を正確に理解することが難しいとの意見がある。また、そのためか「大学知財ガバナンスガイドライン」の趣旨や意図から逸脱した硬直的な契約交渉事例（契約難形から一切変更を認めない等）が散見されるとの意見がある』ことが述べられている。企業サイドも企業の利益のみに重きを置いた契約交渉は避けて柔軟な対応をする必要があるのはもちろんであるが、上記周知活動を進めていただいて、各大学が同ガイドラインに例示された契約条件のみに過度に拘ることなく、相互に Win-Win を目指した柔軟な契約交渉を実現していきたい。

●産学共有特許の実施許諾時の同意の問題に関し、2023 年 3 月に出された「大学知財ガバナンスガイドライン」では、『企業側が「正当な理由」なく社会実装を達成していない場合は、大学判断で実施許諾できることを目指す』とされたものの、「正当な理由」として、「実施に対する社会的な受容が得られなかった（つまり、ニーズがない～少ないと解釈）」場合や、「企業が採用する技術の代替技術であってそれを実施許諾されると競争優位性が阻害される」場合などを例示いただき、大学側に一方的に実施許諾されると企業が不合理を感じて困るようなケースは、合理的に「正当な理由」と認めてもらい得る根拠をいただいた。

また、昨年度の構想委員会の第 2 回の資料 1 の第 15 頁においても、複数大学からの意見として「共同研究成果の社会実装＝第三者へのライセンスと一律に考えるのではなく、実施されない理由を理解する必要がある。共同研究先（＝企業）との関係性も重要」という意見が挙げられており、真の Win-Win を目指した産学連携の端緒を見ることが出来たことを有難く感じている。

その一方で、弊会の会員企業からは、「大学知財ガバナンスガイドライン」が発行されて以降、大学側のスタンスが以前よりも硬化したという声が挙がっているのも事実である。これは、「大学知財ガバナンスガイドライン」の目指すところに、未だ伝わりづらい部分が残っていることに他ならないと考える為、次のステップとしては「正当な理由」が認められるべき理由と、認められるべきでない理由、それぞれの例示を産学双方で意見を出し合って更に解釈を明確にすると共に、その周知を産学双方で徹底することが必要と考える。

日本経済の発展には産学の連携、その成果の創出、社会実装も含めた成果の活用が欠かせないものであり、そのためには、産学双方が Win-Win の精神で連携を強化すべきところ、企業サイドも自己の都合のみを主張するのではなく、Win-Win の精神で臨む必要があるのはもちろんであるが、産学連携を成功させて日本経済を発展させるため、共に意見を出し合って、お互いを高めあっていかなければならないと考えている。

ちなみに日本企業の実務において、海外の大学との産学連携の場合は、本来的に多様な共同研究の内容や背景に即して契約条件を設定するため、大学全般に共通したガイドラインのようなものはない状態、つまり、状況に応じた自由度が高い状態が、むしろ契約合意しやすいケースもある。多くの日本企業で海外の大学への研究委託が日本の大学への研究委託よりも件数や金額が多くなる理由はいくつもあるのだが、その一つに契約の自由度という理由もある。このことは、大学知財ガバナンスガイドラインの存在を否定するわけではなく、企業側または大学側のバックグラウンド技術の存在など、さまざまな共同研究の背景に合わせこのガイドラインをお互いに柔軟に運用すべきであって、これが硬直的に運用されるケースにおいては、日本の産学連携の推進にとって逆の効果もありうることに注意しなければならない。

(C1-2) 産学連携とスタートアップ

●国際卓越大学の議論等で大学発スタートアップの件数が KPI になってきたこともあり、推進計画上の産学連携の関心事がアカデミアとその研究成果を社会実装していくスタートアップとの間の知財移行に集中していることへの懸念が既存企業にはある。既存企業（特に大企業）の R&D 投資が海外の研究機関に流れてしまっている現状を問題にするのであれば、こうした資金を国内の大学（および他の研究機関）が産学連携を通して受けていくための課題に対する考察が重要と思われる。これは当然知財課題が主要な 이슈となるかもしれないが、企業の R&D 投資を呼び込むためのアカデミアのリサーチアドミニストレーションに関わる再点検も検討内容として含まれるべきと考える。

●推進計画 2024 の 39 頁に書かれているように、スタートアップが大学の優れた最先端の研究成果としての知財を活用することは重要であるが、知財を社会実装につなげるためには、マーケティング活動との連携が必要である。革新的技術が生み出されようとする時期から、売れる製品、サービスを生み出すためのマーケティングと結びつける動きがとれるように大学やスタートアップへの啓発や支援は有効であると考ええる。

(C1-3) 医療分野の産学連携

●医薬分野に関しては、近年、医療分野における技術革新は目覚ましい進展を遂げている。

特に、手術支援ロボットの開発や導入は、グローバルな視点から見ても急速に進行し、医療現場の効率化や患者の安全性向上に貢献しています。しかし、これらの技術革新を支えるべき産学連携においては、医療分野での進展が他分野に比べて必ずしも活発ではないという意見もある。このギャップを埋めるためには、大学病院の医師、技術移転機関（TLO）、企業の全てが費用負担の問題や不実施補償の問題を乗り越えて Win-Win の精神で連携を強化すべきところ、企業サイドも自己の都合のみを主張するのではなく、Win-Win の精神で臨む必要があるのはもちろんであるが、産学連携を成功させて日本経済を発展させるため、共に意見を出し合って、お互いを高めあっていかなければならないと考える。

【(C2) 標準の戦略的活用の推進】

(C2-1) 各国の状況を考慮した国家戦略策定とそのフォロー

●推進計画 2024 の 49 頁に示されているように、中国、EU 及び米国では、国家標準戦略とされるものを発表して自国の競争力を強化するために、産業政策やイノベーション政策と一体での戦略的な取り組みを進めようとしており、日本としても国家戦略の策定をされている最中と思われる。

この国家戦略は日本の発展成長のみならず、下記 (C2-2) (C2-3) に示した普及啓発を含めた国内における国際標準活用の意識醸成にも資すると考え、非常に期待している。

その国家戦略を策定するにあたっては、欧米中の実体として、政府補助金含む官・民での連携した活動、特に標準化の仕込み段階及び社会実装における動きなどについて、官のイニシアチブによって、踏み込んだ調査を行ない、日本として欧米中に負けない戦略形成に資する議論につなげていくことを期待している。

一方、各国の状況については、すぐには具体的な情報が入手困難なことも想定されるため、引き続き、知的財産推進計画 2025 に於いて、各国の状況を把握する対応を盛り込んでいただき、その後の戦略/戦術の見直しに反映して頂くことを期待している。

(C2-2) ルール形成を取り込む企業経営戦略の普及啓発

●日本企業・技術が国際的に優位に立つには、ISO や IEC 等のデジュール標準開発だけではなく、より広範な意味でのルール形成戦略（標準化活動、ロビー、Government affairs 等を含む）が重要です。その大所高所の視点で策定した経営戦略が企業にあって初めて、人材等のリソースの配分が可能です。従って、推進計画 2024 の 49 頁にも記載されている通り、資源の脆弱さの課題は、企業の行動変容が進んでいないことの結果であると思われる。

大手企業の中には、ルール形成戦略を明確に打ち出しているところもあるが、日本国として見るとまだ不十分である。ルール形成活動に携わる企業であるなら、その全ての企業で、何のために何をどうしたいのか（何に注力して何に注力しないのか）等の経営戦略の中に、ルール形成戦略を取り込み、それに応じた人材育成やリソース配分を行うことまで含めて、より一層推奨すべきと考える。

(C2-3) 国際標準を活用する企業の裾野を広げる普及啓発

●国際標準の活用に関して、弊会会員企業に対してアンケートを行った。その結果、ルール形成戦略や標準に関わる知財戦略の成功例/失敗例を知りたいという声や、自社の事業や業界が国際標準にどう関わるのか（自社事業への標準を適用する、意義や可能性等）がわからないといった声が、未だに多く寄せられている。企業は、標準化を通じて自社事業に貢献できると判断したならば、自ら積極的に対応します。

従いまして、国際標準活用の普及啓発に当たっては、企業に対する様々なメリット（市場創出・リスク回避等）や国としての取組が広く浸透し認知されるような点を含めた普及啓発をお願いしたい。

(C2-4) 社会課題解決を進めるエコシステム強化

●各国の標準化戦略でも強調されている、環境エネルギーや自然資本等のサステナビリティ関連のルール形成については、重要性は認識しているながらも、民間企業個社単位での主体性をもった参画・関与が難しい面がある。このような基盤的な分野においては、強力な「業界団体（Association）」が必要となり、そのような基盤的な分野への対応強化には、業界を超えた分野横断的な団体の強化が重要です。その課題に対しては、業界を超えた議論を推進し標準を作成する役割を、標準化組織等にもたせて強化することも一つの解決策になると思われる。

(C2-5) 事業活動を促進する支援基盤としての認証機関強化

●推進計画 2024 の 49 頁に記載された＜戦略的な活動を支えるエコシステム＞欄に述べられている様に、国際標準化戦略整備に向けた課題として、民間企業の国際標準戦略に基づく事業活動を促進する支援基盤の脆弱性が課題の一つとなっている。具体的には、日本の認証機関の事業規模・体制が欧米と比べて格段に小規模であることが挙げられている。製品認証・試験の分野は、巨大な装置産業となっており、日本の小規模な認証機関では、海外で立ち行かないため、日本の民間企業は海外の認証機関を使わざるを得ない状況も存在する。そのため、日本の民間企業に大きなコスト負担が生じたり、新技術情報の海外への流出といった懸念も想定される。

そこで、日本の認証機関同士の M&A 等、統廃合を検討し、規模を大きくすることも一つの手段として有効かと思う。現在、日本で製品認証等を行うための装置を有する組織の多くは公益法人であり、国の関与が一定程度は可能と思われ、国主導で組織作りができることは、この課題解決に役に立つのではないかと推察する。

(C2-6) 人材及び育成

●人材の高齢化の課題も取り上げられているが、若手・中堅・ベテラン等、年齢や勤続年数に焦点をあてた人材育成、リソース配分には意味はなく、個々の企業の戦略に応じたリソース配分が可能な状況なのかが重要で、まずはその点を考慮すべきだと思われる。従いまして、企業経営戦略に基づいた人材育成が幅広くできるように、今後とも育成体制の充実に取り組んで頂きたいと考える。特に、国際標準と知的財産をいかに活用して事業戦略を成功に導くのかを考える「戦略人材」が重要であり、その人材を強化/増強することを期待する。

また、企業実務で必要な場合であれば、有料であっても情報や教育にはアクセス可能であると思うが、現状ではそのようなケース以外を含めて標準化人材のすそ野を広げるような対応が必要であると思われる。そのためにも、無償での各種標準関連情報公開や無償或いは極低額な教育や国による標準化教育支援など、標準化を知る・学ぶ際のハードルを下げるような幅広い人材育成策を引き続き検討、拡充して頂きたい。

【(C3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備】

●デジタル化の進展の中で注目を集める生成 AI をはじめとした AI、メタバース・デジタルツイン・Cyber-Physical System (CPS) などの新たな社会課題解決を可能とする新技術においてデータは重要な役割を果たしている。特に産業データ（非個人情報データ）はデジタル社会を構築する重要な基盤となっており、データ利活用が促進できる環境の整備は我が国の産業発展に重要な課題と思慮する。

弊会は、全産業を横断的に網羅する多数の会員企業が、「データを生じさせる機器・サービスのユーザー／機器製造業者／関連サービス提供者／生じたデータの保有者」のうちの 1 つまたは複合的な立場でデータビジネスに携わっている。いずれの立場においても、データを企業競争力の源泉として重要視しており、データを安心、安全かつ公平に利用できるビジネス環境の整備が重要であると考えている。かかるデータ環境（主にルール）の整備に際しては、（１）知的財産法の枠組みの尊重 （２）規制と競争のバランス、（３）予見可能性と透明性の向上、（４）国際的なハーモナイゼーション、が重要な要素であると考えている。

国際連携に関して、我が国が推進する DFFT (Data Free Flow with Trust) を実現するためにも、企業が保有するデータ（営業秘密を含む）の適切な保護と業種横断的なデータ利活用推進の双方観点からバランスの取れたデータ政策を推進することが肝要と考える。経済産業省 産業データサブワーキンググループ（弊会からも委員派遣中）において議論が進む、「データの国際的な共有・利活?や越境移転に伴うリスクと事業者のとりうる対応策を整理」を推進頂き、我が国としてのデータ戦略に関する議論を一層深めて頂くとともに、産業データについて OECD や各国との国際連携を推進頂くことを望む。

データ利活用ルールに関して、データは企業のノウハウを含む営業秘密としての性質も有しており、各企業の特性を生かしたデータのオープン・クローズ戦略が尊重される必要がある。一方でデータ利活用をするビジネスは日々進歩しており、規制や新たな保護は却って将来のデータ利活用を阻害する副作用が生じかねない。そのため、データに関するルールを検討頂く際には、ハードローではなくソフトローがデータの利活用に資するものと思慮する。

データアクセスに関して、諸外国の一部ではデータ利活用のためにデータへのアクセスを許容するルールも策定されているが、データアクセス自体がデータ保有者の望まない営業秘密開示に繋がる等、その副作用も小さくない。加えて、データアクセスを定めるルールへの対応のために、企業は製品設計の見直しや社内体制の整備等を迫られ、重い負担が生じており、却ってデータ利活用を阻害しかねない状況である。データアクセスを許容するルールについては、既存の知的財産制度が尊重されることを前提に、アクセスは明確なルールの下でバランスの取れた範囲に限定されるべきと考える。加えて、データアクセスの態様は、BtoC、BtoG、BtoB によって異なるともいえるところ、アクセスが許容されるそれぞれの趣旨や目的に応じて、その適切な手段（データアクセスの範囲、使用目的、対価の要否等）が異なる点に十分に配慮するなど実体に即した検討が不可欠と考える。TRIPS 協定第 39 条で規定される「開示されていない情報の保護」が適切に履行されるよう、営業秘密の保護範囲が不当に限定解釈されないことが重要です。

データ保護に関して、イノベーションを阻害し得るようなデータの過度な保護も望ましくないと思慮する。データにかかるルールを検討する際は、既存の知的財産制度を尊重しながら、産業界とも適宜ご連携を頂き、ステークホルダーの意見を汲んで頂けるとありがたい。

国際的視座からの対応に関して、各国で様々なデータにかかる施策・ルール化が進んでおり、企業は各国の制度を適切に把握した上で各国のルールに従った対応が求められる。データはグローバルに流通するものであり、企業はビジネスに関連する各国ルールに全て対応する必要があるため、各国の施策・ルールが企業の事業に与える影響や企業の負荷は大きく、データ利活用の大きなハードルとなる。また、各国の施策・ルールが矛盾する場合に、企業がその板挟みとなり対応に苦慮することも生じ得る。前述の経済産業省にて取纏めを進めて頂いているデータマネジメントのマニュアル等をはじめ、関係官庁連携の下、一元化されたルールや留意点等の情報をご提供頂くことは企業のデータ利活用の推進に繋がる。企業がグローバルでのデータ利活用を円滑に進められるよう、各国の施策・ルールの適時の把握・情報提供、そして、企業が適切に対応を進められるよう継続したご支援を望みたい。

●推進計画 2024 の 66 頁において、「2021 年 6 月に策定したデータヘルス改革に関する工程表に沿って各施策に関する取組を推進中であり、2023 年度は、全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大（レセプトに基づく手術情報）、自身の健診情報を閲覧できる仕組みの拡大（事業主健診情報）等を実施した。2024 年度以降も、引き続き、データヘルス改革の各施策に関する取組を着実に進める。」との記載がある。

2024 年 4 月に次世代医療基盤法の改正法が施行されたが、加えて、政省令、基本方針、ガイドライン等の改正など、産業界でのデータの利活用が進む方向での検討を要望したい。

また、データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、ブロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と個人情報の保護の促進を要望したい。

【(C4) 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化】

●中堅企業においては、知財専任者が多くて数名、少ない場合は他の業務との兼務者のみという状況があり、マンパワー不足から将来に向けた新しい取組みにまで手が回らず、また現業で手一杯となることが多く、より高度な知財活動による経験値向上、情報収集、人材育成にまで至るのは難しい。

このような中堅企業に関しては、2024 年が中堅企業元年として位置付けられ、政府も力をいれて支援していると理解している。そうではあるが、知財の分野において、なんらかの施策が実施されてはいないようであり、また、弊会における中堅企業の当事者においても、中堅企業への支援に政府が力を入れていることが周知されているとも言い難い。

そこで、まずは中堅企業への支援が行われていることを中堅企業の知財関係者に向けても周知するとともに、中堅企業に向けた情報発信や知財担当者同士が意見交換をするような機会を設けたり、政府が行っている特定中堅企業者に向けての助成・助言をより対象を広げたり、伴走支援（知財経営コンサルティング、メンタリング）等を通して、経営戦略に基づいた知財経営に取り組む企業を増やし、知財を強みに中堅企業から大企業への発展の後押しをお願いしたい。また、知財担当者向けに留まらず、経営層も巻き込んでの伴走支援をいただけると、なお有難い。

【(D1) 研究開発における人材育成・流動化】

●推進計画 2024 の 80 頁において、「我が国の博士号取得者数の増加等を目指し、博士後期課程学生の処遇向上等に加え、産業界における採用拡大など博士人材が社会の多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けて、博士人材の民間企業における 活躍のための手引き・ガイドライン（仮）、博士人材の活躍状況の透明化、博士課程学生に対するキャリア支援体制、ジョブ型研究インターンシップ等について産業界とも連携して検討を行う。」との記載があります。

創薬エコシステムサミット

(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/30souyaku.html) では「我が国の医療分野を始めとするアカデミアの研究力を維持・向上し、スター・サイエンティストを生み出す」ことも掲げられているところ、博士号取得者数の増加と合わせて、海外（特に米国）大学等での博士号取得/ポスドク支援にも注力いただくようお願いします。世界の研究者やエコシステムのレベル等の体得はスター・サイエンティストの育成に欠かせないと考えます。

●また、推進計画 2024 の 72 頁では、「博士人材の採用」を企業に促す切り口が多いが、企業としては若年の学生（例えば、学卒や前期博士課程修了者）に入社後に身に付けて欲しいスキル・知識があることから、後期博士課程修了者の採用間口を広げることは簡単ではないと思われ、合わせて書かれている「従業員の博士号取得支援」を充実させる方が企業にとっては実現可能性が高いという意見もあるので、むしろ従業員の博士号取得支援を充実させることに重きを置いた博士人材の活躍促進施策の強化も広く検討いただきたい。

【(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化】

(D3-1) オープンイノベーションを支える人材の多様性（DE&I の視点）

●イノベーション創出を促進する知財エコシステムの強化に向け、知財エコシステム全体での多様性と包摂性とをさらに高めていくためには、以下に説明する「継続」と「展開」という 2 つの観点に基づく施策の策定と、実践が重要であると考えます。

(i) 多様な人材の育成に向けた、課題認識の把握・施策実践の「継続」

ジェンダー、障がい、国籍などを問わず、多様性のある人材が、自らの意識で、知財やイノベーションの創出に参加し、意見を発信することができる知財エコシステムを構築していくために、多様な環境をつくるための施策を学んだり、知財制度のユーザー団体や有識者等も交えた「議論の場」を提供していくことが重要であると考えます。その中で、2024 年度は、「女性活躍」を積極的に取り上げ、例えば、「知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究」（特許庁_令和 6 年 3 月発行）などを通じて、知財業界において、女性やジェンダーを考えるためのきっかけを発信いただけることに、感謝する。

その一方で、DE & I の考え方は、短期的に浸透するものではなく、意識して変える必要があるとともに、長期的な目線で、課題認識の把握・課題解決に向けた施策の実行をワンセットとして、継続的に、取り組んでいくことで、少しずつ、浸透していくものと理解している。そのため、引き続き、産官学による協力も視野に、多様な人材の育成に向けた、課題認識の把握・施策実践の継続をお願いしたい。

(ii) 多様性を多面的に捉えた、活動の「展開」

推進計画 2024 の 90 頁に記載された、組織に多様な人材が包摂される環境が、イノベーションや発明の創出・活用に与える影響の調査については、是非進めていただきたい。

多様性の切り口は、推進計画 2024 にも挙げていただいている通り、「ジェンダー」の他に、年齢・企業規模・スタートアップなど、多種多様です。例えば、産業界では、グローバル化が加速し、社内環境においても、様々な国籍の仲間と一緒にチームを組んで協働する機会も多く、また、日本国内においては、労働力アップを目的として、海外からの労働人口も増えており、国籍を超えたチームワークが求められる機会も増えております。そのため、知財活用を支える知財基盤の強化、とりわけ、「オープンイノベーショ

ンを支える人材の多様性」にフォーカスし、施策を講じる際には、「ジェンダー」を、トップバッターとしつつ、知財業界で検討すべき DE&I の他の要因として、国籍・企業規模・年齢・教育・キャリア・価値観、企業タイプ、地域、ライフステージ、障害など様々な切り口にも目を向け、多面的な検討を、継続かつ、長い目線でご検討いただきたい。

(D3-2) オープンイノベーションを支える人材の多様性（知財エコシステム）

●推進計画 2024 の 89 頁には、「ソーシャル・イノベーター、特に、知的財産にまだ馴染みのないようなスタートアップや非営利法人、女性や若者などの多様なプレイヤーが、知的財産やビジネスに精通した専門家からなるチームによるメンタリング支援を受け、知的財産の活用を通じ、他者と共創によって社会課題を解決していくための事業を行う」旨が施策の方向性として記載されている。

この施策は、多様な人材がオープンイノベーションに参画し、支えることを目的としていると考えるが、対象者としての「多様な人材」として上記を含めた誰を想定するか、その対象者にオープンイノベーションのどの部分を担ってもらうかによって、行うべきメンタリングの方向性や支援は異なってくると考える。まずは、多様な人材に何らかの形でオープンイノベーションに関わってもらうことから始めることになると思うが、どのような人材に何を担ってもらうのが知財エコシステムに繋がるのかも検討も併せて進めていただきたい。

(D3-3) 知財戦略支援人材（スタートアップに対する支援）

●推進計画 2024 の 92 頁に記載された、IPAS を通じたスタートアップの知財戦略構築等の充実に關して、スタートアップが持続的に事業を展開していくためには、創業期、成長期、安定期それぞれで適切な知財サポートが必要と考えられる。そこで IPAS によるスタートアップ支援（移管先の INPIT による支援）を創業期のみでなく、成長期、安定期にも拡大することの検討をお願いしたい。

推進計画 2024 の 92 頁に「大企業の知財部スタッフがスタートアップに対して知財担当者として業務支援を行うなど、兼業や副業が促進されることで知財エコシステム全体における労働市場の流動性が高まることにより、スタートアップ等にとって必要な事業戦略・知財戦略を有する人材の需給ギャップが解消することが予測され、産業界におけるニーズ等を踏まえた検討が進められることが期待される。」と記載されている。しかし、それに向けた具体的な施策の検討はこれからだと思われる。例えば大企業の知財部スタッフが兼業や副業を活用してスタートアップや大学を支援する機会が増えることにより、マッチングへの貢献や、人脈を活かした他の専門家（例、公認会計士）への橋渡し役としての貢献なども期待できると考えられるので、INPIT などが窓口となり大企業の知財部スタッフの兼業や副業を後押しする仕組みづくりなどの検討をお願いしたい。

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

(E2-1) デジタル時代の公平な対価還元システムの検討

●コンテンツの利用環境の変化を踏まえた、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討がおこなわれることを期待する。

また、上記の検討の前提として、コンテンツの利用許諾を得たい人が円滑に許諾を得られるように、分野横断型権利情報データベースの整備や、各データベースを用いて具体的にどのようなプロセスで利用許諾を得られることができるのかに関するガイドラインの整備等、現在の対価還元の枠組みを「見える化」するべきと考える。

(E2-2) 新技術の潮流に対する対応について

●メタバースや NFT 等の新技術の潮流に対する対応については、政府の「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」で検討が進められ、昨年 5 月に論点整理がとりまとめられたと承知している。弊会は、論点整理案に対するパブコメにおいて、性急な法改正を行うよりも、技術を活用した仕組みやソフトローによる解決を行うべき旨主張しており、論点整理もその方向に沿ったものとして評価している。他方、論点整理がとりまとめられて 1 年以上が経過していることも踏まえ、技術の進展を踏まえたフォローアップも必要に応じて行っていただきたい。

(E2-3) デジタルアーカイブ社会の実現について

●過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものであると考えられることから、実現に向けた施策を支持する。デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスを

とりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきであると考えます。

(E2-4) 今後のコンテンツ戦略全般について

●今後のコンテンツ戦略を政府が一体的・戦略的に進めていくにあたり、現在の政府の各省庁の所管業務の在り方（例：内閣府が取りまとめを担うものの、実際の政策推進については、著作権は文化庁、意匠・商標は特許庁、不正競争及びコンテンツ産業全般は経済産業省、放送コンテンツは総務省と分散している）が適切かという点については、政府において十分な議論を行うべきと考えます。

コンテンツ戦略全般を担う省庁の設置や、著作権を含めた知的財産法を横断的に所管する組織（IP Office）の設置等が考えられるが、諸外国の例も参考としつつ、屋上屋を架すような結果にならないよう留意しながら、必要な検討を進めていただきたい。

【F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）】

(F-1) 「構想委員会」の主要検討事項 に関する意見

1. IP トランスフォーメーション ～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

●「IP トランスフォーメーション」について、第2回構想委員会において示された視点は、大いに意義があるものと考えている。この視点、すなわち、世界が高付加価値経済に転換している中で、グローバル知的資本を国内に誘引・集積し、AI を積極活用して付加価値を創出し、グローバルでのマーケティングや収益最大化を図りながら、国内外の社会的課題の解決を図るという方向性は、極めて重要である。

これを実現するために、いかに「創造」「保護」「活用」を強化して「新たな知的創造サイクル」を構築するか、企業における各施策の具体的実施に関しては、弊会としても今後の議論を注視しつつ、適切なタイミングで意見発信や意見交換を行う機会が得られることを期待している。

以下では第1回構想委員会において提起された課題や論点をベースとしつつ、第2回構想委員会での議論も加味した弊会の意見を申し述べる。

（1）創造・イノベーションの担い手となる人材が減少する中で、知財・コンテンツの創造力やイノベーション力をどのように維持・強化すべきか

（e x. 研究開発拠点としての環境整備、多様な人材の活用、創造人材の流動性確保・・・）

●研究開発拠点としての環境整備に関して（投資喚起の観点から）

(i) 国内企業による投資

創造力やイノベーション力を維持・強化するためには、研究開発投資を喚起する施策が不可欠である。

この際、研究開発投資自体（＝入力）を直接喚起する施策と、研究開発からの成果（＝出力）にインセンティブを付与することで研究開発を間接的に喚起する施策とをバランスさせつつ、その総和を高めることが重要である。

(ii) 国からの投資

大学、スタートアップ、中小・中堅企業等、資力が不足している開発組織に対する資金面での更なる支援強化が必要である。

(iii) 海外からの投資

日本は、GDP あたりの海外からの対内直接投資が、196 カ国中 194 位（OECD 「FDI (Foreign Direct Investment) in Figures」 2022 年版報告書）と極めて低いことから、国内ビジネスと産学連携の両方に対して、海外企業にいかに日本への投資を促すかの検討が必要である。

産学連携で言えば、海外企業が日本の大学との連携に積極的になるには何が必要かについての検討も必要と思われる。その際、例えば、国内外の大学との連携に積極的な日本企業へのヒアリングを行うことは、産学連携を強化し、海外企業による日本の大学への投資促進につながる示唆を得る契機となるのではないかと考える。

●多様な人材の活用、創造人材の流動性確保に関して

(i) 人材に関しては、ピンポイントな施策は避け、幅広く長期的な視点からの取り組みが必要

第1回構想委員会で委員から「クリエイター・発明者に意識がいきがちだが、創造・保護・活用面においては、ビジネスを分かっている人の存在がすごく大事」との発言があったとおり、イノベーション創出に関わる人材（知的「創造」人材）と、知的創造人材を支援するとともに創出されるイノベーションを保護、活用する戦略を考える人材（知的「推進」人材）との両方の知財人材に対する施策が不可欠と考える。

上記何れの人材に関しても、多様性が不可欠である。とりわけ、ジェンダーと企業規模の違い（大企

業、中堅、中小/スタートアップなど、擁する人材の規模の違い) に応じた施策が重要であり、更には、国籍(国内/国外人材含む)、年齢(学生や専門性・経験の多寡も含む) など幅広いアプローチについても検討する取組を行うべきと考える。

ここで、国籍に関するダイバーシティに関し、国としては、国内の活性化のためにイノベーション人材を海外から国内拠点に引き込む施策を考えるのは理解できる。一方、企業としては、現地ニーズをいち早く察知して商品やサービスなどに繋げるために研究開発拠点を海外に設ける方がビジネス的に有利であるケースがあり、また、現在の為替の状況・人件費の差等の要因もあって、海外人材を日本国内で雇用するのは簡単ではない中、海外現地拠点で海外人材を雇用することを通じて人材のダイバーシティを進め、それを企業の成長に活かすことも考えているので、海外人材に関するダイバーシティについては、国内拠点に閉じた議論にするのではなく、日本企業の海外拠点も含めた議論であり、施策であるべきと考える。

(ii) 人材の流動性について

知財人材が自らの立場を変えるという意味での流動性だけでなく、立場の異なる人たちの人材協働性を高める、例えば産学連携や異業種連携などの推進も重要であると考えます。

(2) 革新的な技術の進展(AI の利活用) への対応

●知財に関わるものが、AI を利活用して実務の高度化・効率化を図ることは、世界の中での日本の競争力を高めるために極めて重要である。

まずは、知財人材自身がAI を積極的に利活用することが不可欠であり、それを支援するためにも、IP トランスフォーメーションのなかで政府が、AI を積極的に開発・利活用するとともに、知財人材がそのAI を広く使えるように提供したり、その利用に関する様々なサポートを行うことを通じて、知財人材のデジタル化を推進していただきたい。

(3) グローバル市場の成長の取り込み

●グローバル市場の成長を大きく取り込んで日本が発展していくためには、世界との連携が重要となると考える。その場合の日本の施策としては、例えば、欧米と同列を目指すよりも世界と組むことを目指す、具体的には、グローバルサウスと欧米とをつなぐ役割を担うことで市場拡大が見込まれるグローバルサウスの成長を取り込むことを狙うなど、グローバル市場成長の取り込みを最大化できる戦略的な施策を国として先導いただきたい。

世界との連携や、グローバルサウスの成長の取り込みを狙うに際しては、第2回構想委員会で議論された「国際的に求心力ある制度・システムの実現」や、「東南アジア諸国等への積極的な知財システムの普及(東南アジア等新興国への協力の強化)」が、知財面から日本企業の海外進出の下支えできる施策のひとつと考える。

●グローバル市場でのビジネスの拡大を考えると、日本からの輸出のみならず、製造拠点・販売拠点・現地ニーズをいち早く察知して商品やサービスなどに繋げるための研究開発拠点を含め、日本企業が積極的に海外に出ていく必要がある。日本企業の海外進出に際しては、これまで各地域のジェトロを始めとした政府機関の存在に大いに助けられたが、これから益々の市場拡大が予想されるグローバルサウスを中心に、これまで以上に現地進出企業に対する政府のサポートをお願いしたい。

また、前述した国籍に関するダイバーシティの部分にも関係するが、現在の為替の状況・人件費の差等の要因もあって、海外人材を日本国内で雇用してダイバーシティを進めるのは簡単ではない中、企業としては、海外現地拠点で海外人材を雇用することを通じて人材のダイバーシティを進め、それを企業の成長に活かしていくことがまずは求められる。その意味でも各地域のジェトロや同様の機能を持った政府機関の現地でのサポートは重要であると考えます。

2. 国際標準戦略の策定

これまでも意見としてお伝えしてきていることではあるが、国際標準戦略についての現時点での弊会の意見を以下の通り申し述べる。

●「国家標準戦略」の策定方針について

標準を自己目的化する標準戦略ではなく、日本が将来的に発展成長し続けるための国家戦略に基づき、その国家戦略を成功に導く国家標準戦略を策定していただきたい。

その観点から、標準の活用を戦略的に考える重要な領域選定にあたって、その領域を改めて列挙/整理するというのではなく、国家の成長戦略を元に、その中のアイテムから、日本の強みや国家(成長)戦略上の位置付けなどを考慮して優先順位付けし、国際標準戦略で重点的に取り組む領域を決定することが望まれる。

●「戦略人材」の重要性について

国家標準戦略では、国際標準と知的財産とをいかに活用することで日本にその技術領域においてリターンが得られるかという戦術を考えることができる「戦略人材」が重要である。戦略人材を確保するために、現状を客観的に把握し、必要な人材確保のための定量目標を立て、それを達成する実行計画を明確にして対応していく必要がある。

●「推進体制」の重要性について

国家戦略を策定した後に、国際標準と知的財産に関する戦術まで含めてその推進にコミットして行ける体制が必要である。そのため、重要技術領域に応じて国家戦略を推進し、国家標準戦略の目標とする日本へのリターンが実現できる体制を構築していただきたい。

(F-2) 臨床試験データ保護制度の法制化に関する意見

●日本において臨床試験データ保護制度を法制化することを要望する。

臨床試験データ保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度である。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間は後発品が承認されないため（後発品は先発品の臨床試験データを利用できない）、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができる。

医薬品の開発は、10年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前は1/1.3万候補品でしたが、現在では1/2.3万候補品になっている。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。

TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており（TRIPS 協定 第39条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条；日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産、第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六条及び第十四・第三十七条）、欧米においてはデータ保護制度が法制化されている。韓国においても 2024 年に薬事法が改正され、データ保護制度が法制化されている。

一方で日本では、臨床試験データ保護を直接規定する法律はない。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四の四）が、臨床試験データ保護の役割も有しているとされているが、再審査制度には臨床試験データの保護を明文化しているものではない。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認であり、臨床試験データ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来、臨床試験データ保護制度は再審査制度とは別にして存在するべきものである。臨床試験データ保護制度は特許と同じく医薬品開発において重要な基盤となる制度である。しかし、将来的に、再審査制度が変更された場合には、臨床試験データ保護の目的に影響を及ぼす可能性が考えられる。また、再審査制度が臨床試験データ保護の目的や役割を反映した形で恒久的維持されるかについても保証されていない。また制度自体が法律として直接規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負担なく知り得る状態にも現状なっていない。

以上のことに鑑みて、欧米と同様に、日本における臨床試験データ保護制度の法制化を要望したい。臨床試験データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できる。

(F-3) 「特許庁」の名称変更に関する意見

●知的財産の産業界横断的活用の促進のための施策として、「特許庁」の名称を「産業財産庁（Japan Industrial Property Office）」、「産業知的財産庁（Japan Industrial Intellectual Property Office）」、もしくは、「知的財産庁（Japan Intellectual Property Office）」への改称を希望する。グローバル視点では、知的財産権を管轄する各国省庁において、特許庁と称するのはほぼ日本だけである。上述の提案には、今さら感があるのであれば、「イノベーション庁（Japan Innovation Office）」や「産業イノベーション庁（Japan Industrial Innovation Office）」など、世界に二つとない新規名称を掲げることで知的財産先進国としてのグローバルリーダーシップを目指すことを期待する。

そもそも知的財産は、技術知財を代表する特許だけではなく、また、長年「ものづくり」を支えてきた

製造業界や技術者だけのためでもなく、知的財産を活用して国家に経済効果をもたらすための産業資産である。これを支える行政組織は、経済産業省下の組織であって、事実、特許庁では特許に限らず多くの知的財産を扱っている。特許庁が発信している「発明、デザイン、商標などの知的創造の成果を保護・活用し、産業の発達に寄与することを目的とし」ていることは賛同するところであるが、ブランディングにおいて非常に大切な組織の名称として、実態とは異なる“特許”庁を冠しているが故に、国民や諸外国に我が国が特許を偏重するかのような誤解を招くメッセージを未だに発信し続けていることを大いに危惧する。

「特許庁」の名称を適切に改称することは、日本発の知財イメージの正しく刷新するとともに、国民への強いメッセージとなり、国民ひとりひとりの意識を変えることができる。これにより、国全体に、各種の知的財産を等しく「創る」、「守る」意識を醸成するだけに留まらず、有機的に「使う」意識を醸し出す方向付けができると考える。その結果、経済産業省発行の価値協創ガイダンスの知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略の方向性を強く支持する国家が形成されるものと信じている。知的財産推進計画 2025 に向けた検討の構想委員会においても持続的に成長可能な「新・知的創造サイクル」構築の必要性が示されており、また、あらゆる産業での知的財産のポテンシャルを最大限に引き出そうしようとしている取組みが議論されており、知的財産は特許だけでないことも自明である。我が国が未来社会の価値創造をリードするためにも、このタイミングでの改称は同推進計画の周知及び遂行を強く支持するものになると考える。ラストチャンスと意識して変革に取り組むことを切に期待する。

需要豊富であった昭和時代の「作れば売れる」環境下で成長を遂げた第二次産業とそれを支えてきた特許庁の日本経済への貢献は少なくないが、日本経済を支える産業構造は、ペティ＝クラークの法則に則り、例外なく昭和終盤より「売るために努力する」サービス産業など、即ち、第三次産業へシフトしている。しかしながら、日本の知的財産界（知的財産関連の会合のほとんど）に関心を持つ企業の多くは製造業であるため、製造・技術・研究に関わる特許についての議論が中心で、その他の知的財産の議論は周辺となっている。特に、成果物を使って（売って）キャッシュフローを創るために必須となる「商標」のプライオリティが低く扱われてきた。一般に日本発のテクノロジー系グローバルプレイヤーを想起するのは容易であるが、サービス産業グローバルプレイヤーを想起することが容易ではないことは、「商標」のサポートが不十分であったことも一要因と危惧される。今日の国民が抱く特許や知的財産への先入観

（「知的財産」＝「特許」、あるいは、「知財」は古臭い表現、など）は、このような背景のもと、上述した“特許”庁というネーミングによる国民への知的財産のブランディングと相まって創り出されたものと考えられる。

「特許庁」の名を適切に改称して知的財産のイメージのリブランディングを実施することで、サービス産業などの種々の産業が知的財産界に参画することを促し、知的財産界が、製造業が培ってきた特許を中心としたノウハウと、サービス産業が培ってきた「商標」などのノウハウとを結集させる共創の場となり、我が国の産業界全体が知的財産を有機的に活用しようとする機運を高める端緒を開いていただくことを希望する。

なお、産業界の状況として、政府が鉄鋼産業・半導体産業に匹敵する産業と見込むコンテンツ産業界では、コンテンツに関わる種々の知的財産を「知的財産」ではなく、「IP（アイピー）」と呼んでいる。これは、国民の間では「知的財産」という言葉に対して技術や特許の印象が強いいため、これを避けた表現となっている可能性があることも認識いただきたい。コンテンツには著作権で保護される「文化資産」と産業活用する「商業資産」の側面がある。知的財産を活用して経済活性化へ繋げグローバルリーダーシップを執るためには、「商標」をはじめとした種々の知的財産のプレゼンスを高めるとともに、知的財産を広義に捉え、サービス産業やコンテンツ産業をも含めた多くの産業界が横断的に関わることを望ましく、これが「新たなクールジャパン戦略」を支える知的財産戦略となる。

日本の将来を担うスタートアップベンチャーたちに知的財産を「使う」ステージにおいて失敗させないためにも、国民の意識付けとともに、知的財産としての「商標」の重要性を意識させたい。

弊会では、2023 年度重点活動項目である「サービス産業研究会」を立ち上げ、製造業に偏らない、広義の知的財産を議論する場の提供を開始し、改革に取り組んでいる。会員向け講演会では、100 社以上の参加を数え、ブランディングや商標戦略などについて多くの会員が興味を持っていることが確認されている。

また、これまで「特許・情報フェア」と称していた国内最大級の知的財産関連コンベンションにおいては、2023 年以降に特許以外のテーマ（2023：「企業ブランディング」、2024：「日本商標協会枠」、「商標ランドスケープ」、他）のカンファレンスが企画され、2024 年には「知財・情報フェア」と改称され、多くの商標やブランディングプロバイダが参加し、特許に限定されない知的財産市場への拡張も認められている。日本国内の知的財産関連団体やイベントにおいても「特許」冠を称しているのはほぼ「特許庁」のみである。

産業界においても、「いかに優れた技術や特許技術であっても商標を効果的に活用したブランディング努力がなければ期待される経済効果は得られない」ことを認識し、知的財産の活用へと変革していることが窺える。

最後に「特許庁」の改称とともに、庁舎1階ギャラリーの展示アイテムの改修を検討いただくことを提案する。意匠、商標（ブランド）などについても的確に展示することで、来場者へ効果的に本推進計画の取組みとしての「改称」をアピールできるものとする。（参考まで、USPTOのギャラリーでは、米国に限らずグローバルのイノベーション、特許、意匠、商標（ブランド）、トレードドレス、他に関わるアイテムが展示されている。）

法人・団体名
23. 一般社団法人 日本動画協会
意見の分野
A. 知的財産の創造 (A3) AI と知的財産権 B. 知的財産の保護 C. 知的財産の活用 D. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍 (E1) 新たなクールジャパン戦略 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
【A. 知的財産の創造】 日本のアニメーション産業は、かつてはメディア企業が制作費を負担して製作者となり、制作会社は下請として作品権利を保有せずに制作のみ行う体制であったが、2000年代以降は、作品を活用して売上を得る企業が共同で出資して制作費を負担し、また制作会社も出資して製作者となる相互扶助的な製作委員会体制に移行してきた。現在ではAmazonスタジオ等の海外の企業も出資して製作委員会に参画するようになっている。 製作委員会の作品制作の資金調達は、業界内の企業が作品の活用の役割を明確にして出資する体制である。このため外部からの資金を得ることには期待しない体制である。また制作会社が出資して製作者となることは、作品を活用してビジネスを行うことを意味し、これまでの制作に加え、そうした社内体制・機能が必要される。また制作費収入と作品出資とその配分は切り離して扱うべきものである。 こうした作品制作に対して、外部の投資家や企業が製作委員会に参画して出資を希望することがあるが、齟齬が生じて破綻することが多い。作品ファンド等の方法も普及していない。 その他のアニメーション産業への投資の手法として、制作会社への資本参加という方法がある。しかし、テレビ局や映画会社、出版社等の関連産業の資本傘下になった制作会社はあるが、異業種の資本参加で、長続きした例は少ない。 このように日本のアニメーション産業は外部投資が容易でない産業である。これは、アニメーション産業全体は成長しているが、作品個々で見た場合には、20作に1作しかヒットして制作費を回収できないといわれるように、利益機会が予測不能なことによる。作品への投資回収を安定的に行うためには1作品あたり5億円程度の制作費を最低でも20作品分、より安定化するためには100～200作品分、金額では100～1,000億円程度の投資を毎年続けることが必要になる。 一方、作品制作を行う制作会社の中には、自転車操業で資金力のない中小・零細企業も多い。こうした制作会社が出資して製作者となるのは容易ではなく、また人材育成やデジタル化への投資も困難な状況にある。 日本のアニメーション産業の発展につながる外部投資とは、毎年1,000億円程度の資金で製作委員会体制組成の繋ぎを担って配当を得る仕組みと、さらにその収益で低利・無担保で中小・零細の制作会社に出資又は貸付を行う仕組みを並立する官民共同のアニメーション産業に特化した投資・金融の仕組みである。 また、国内外の制作拠点の整備に係る公共投資が必要とされている。アニメーション制作のデジタル化が進んだため、遠隔の拠点を結んだ制作が可能になり、国内の地方への制作拠点の進出や、海外での制作拠点の子会社の設立が進んでいる。地方への拠点進出・整備は雇用創出、地場産業の振興などの効果が見込めるため、現在も京都市、静岡市などからアニメーション制作拠点の誘致が行われている。海外では、マレーシア、フィリピン、ベトナムなどに制作拠点の子会社を置く制作会社がある。 このような現状に対して、国から地方にアニメーション制作拠点独自の立地条件の理解と立地優遇制度

の策定・実施を促進していただくとともに、国からも中小企業等への拠点の整備に支援が得られるとよい。海外では政府間のアニメーション産業の振興や共同製作と並んで制作拠点の子会社設立を相手先国の政策としていただき、個々の企業の進出にあたっては、相手先国の公共的支援に加え、中小機構や JETRO を通じた支援が得られるとよい。

【(A3) AI と知的財産権】

アニメーションの制作会社の生成 AI の活用の可能性に期待する声も大きく、各社が生成 AI の活用を模索している。アニメーションの制作の質・量を高める生成 AI の活用が求められている。アニメーション制作における生成 AI 活用の方向性は、主に過去のアニメーション制作の中間生成物の利用を対象に、制作の工程それぞれに活用することを想定しており、他者の著作物を取り込むような活用は想定されていない。

しかし、一般的にはアニメのキャラクターや声優の声、海賊版データを取り込んでコンテンツを生成するようなケースも見られ、こうした活用には憂慮している。

このような現状から、ファンの間には生成 AI の活用、イコール悪とする認識が広がり、アニメーション制作における適正な生成 AI 活用すら排除するような風潮があることにも憂慮している。

また、生成 AI の活用がアニメーションの制作の質・量を高める可能性がある一方、クリエイターの間には生成 AI によって就業の機会、収入が奪われるのではないかという不安も存在している。実際にはそれぞれの工程のクリエイターが生成 AI を活用することによってはじめて、生成 AI によるアニメーション制作が実現するのだが、そのように理解して生成 AI 活用に取り組むクリエイターは多くない。

このような現状から、アニメーション制作における生成 AI 活用については、クリエイター、制作会社、著作権者である製作者、アニメーションを活用するメディア、ファン、社会全体の理解が必要と考える。クリエイター、制作会社間の理解の共有は単独の会社内だけでは難しく、著作権者である製作者、アニメーションを活用するメディアとの理解の共有には産業界をあげた取組が必要とされ、ファン、社会全体との理解の共有には公共政策が必要とされる。2024 年度に設置された制作者・権利者と生成 AI 事業者間での課題共有の場を今後も維持し、生成 AI に係る適正な理解の共有を広げるための支援が必要である。

生成 AI に係る適正な理解の共有の上に、技術開発、普及が成り立つ。アニメーション制作における生成 AI 活用は、制作・制作管理のデジタル化の技術開発と並行して進められるべきものである。アニメーション制作は、業界共通の制作工程によって成り立っているため、個社による技術開発に加えて、業界での共有化が求められる。業界が足並みをそろえて開発、普及を行うための公共支援をいただきたい。また個社がそれぞれ生成 AI 活用を導入する際のコスト等に対しても、公共支援をいただきたい。

【B. 知的財産の保護】

日本のアニメーションの海賊版・模倣品は、製作者が個々に、また CODA 等の共同の取組に個社や弊協会も参加して行ってきた。しかし、海賊版・模倣品は一向に減らず、むしろ海外では増えている。

日本のアニメーションは、映像の上映、放送、ビデオ化、配信に加え、キャラクターや音楽の活用、グッズ化、ゲーム化など多岐に活用されている。こうした活用に対する海賊版・模倣品の対策は、アニメーションの製作者のみならず、映像を公開するメディア企業、ライセンス先のグッズ・ゲーム等メーカーと共同で行うべきものと認識しており、契約でもそれを明示しているが、特に海外では日本の製作者と海外のライセンス先のみでは対策を徹底仕切れない状況にある。

こうした海外での対策、取り締まりには、これまで以上に支援をいただきたいと考えている。特に海外の展開先国の政府の協力による取り締まりなど、国際的な対策の体制整備に期待している。特に今後、海外の展開先の相手国や事業者を拡大していった場合に、海賊版・模倣品のリスクはより高まる。海外展開の取引先、作品数を拡大する施策は、必ず海賊版・模倣品対策を一体として行う必要がある。

【C. 知的財産の活用】

アニメーションに求められるデジタルアーカイブは、完成映像原盤及びその属性情報のみならず。中間生成物も対象とすることに独自性がある。中間生成物は、30 分作品でレイアウト 300 枚程度、原画 1,500 枚程度、動画 6,000 枚程度、動画と同じ量の仕上データ、撮影データ、300 枚程度の背景の量がある。かつてはレイアウト、原画、動画、仕上、背景は全てが紙であり、未だにデジタルデータと紙が入り混じっている。これらは、契約により製作者所有の場合が多いが、制作会社が保管していることが多い。このような中間生成物は、制作に再活用できるのみならず、人材育成の教材となり、また国民の貴重な文化財でもある。

弊協会では、これらのデジタルアーカイブについて議論を重ね、会員社のデジタルアーカイブ構築・活

用や、産業界共同の、また公共的なアーカイブの運用に携わってきた。

先般、「メディア芸術ナショナルセンター」（仮称）におけるマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等のアーカイブの政策が具体化した。その成果に期待しているが、そのみでは不足もあると考える。

現在、個々の制作会社が保管している、完成映像原盤、及び特に中間生成物の行方、そのデジタルアーカイブ構築・活用に課題が残っていると考える。本来、デジタルアーカイブは、完成映像原盤・中間生成物・並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化のように、体系的に構築し、利活用による収益を還元して持続することが望まれるが、中小・零細も含んだ個々の制作会社ではそうしたことをなし得ず、

- (1) 過去作品の所有・製作者が不明瞭なケース
- (2) デジタルアーカイブのコストが事業として長期的に回収が困難
- (3) データの破損・操作ミスによる消去
- (4) サーバーやシステムのバージョン変更の度に伴うコスト
- (5) データの流出
- (6) 生成 AI の台頭
- (7) 長期保存と利活用時にかかるコストが不透明

といったことが課題になっている。

このため、作品製作のコストに対して、デジタルアーカイブ化にかかるコストのバランスが取れず、デジタルアーカイブ構築・活用が困難な状況が常態化している。

アニメーション産業界の中で人材育成やアニメ文化振興に直結する適切なデジタルアーカイブ構築・活用を推進するためには、下記にあげる産業界の特性を踏まえた、産業界全体と個社の連携した一体的な公共政策の整備と支援が必要である。

- (1) アニメに特化したデジタルアーカイブの公共政策としてのスキーム構築が急務とされる。
- (2) アニメに関するデジタルアーカイブのためのマスターデータベースの構築と共有
- (3) ベンダーやメーカーのビジネスに左右されない長期的に安定した運用が可能な基盤となるソフトとハードの開発環境整備

個々のアニメーション制作会社のデジタルアーカイブの構築・活用に対するノウハウやコストの支援、さらにこれをネットワーク化して過去の日本のアニメーションの遺産全体を国民の資産とするような政策が必要とされている。

【D. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍】

アニメーションの制作会社は、作品権利を保有することのない下請制作の立場から、製作委員会出資を通じて製作者の一員となる方向で発展してきた。しかし、発展の度合いは制作会社によって異なり、中小・零細では下請制作の立場に甘んじている制作会社も少なくない。このような現状は、中小・零細の制作会社の投資余力の不足に加え、人材不足に起因するところが多い。

制作会社が出資して製作者となることは、作品を活用してビジネスを行うことを意味し、これまでの制作に加えたビジネスの体制・機能、人材が必要とされる。特に現在では、作品活用ビジネスにおいて海外展開のノウハウが必要不可欠になっている。しかし、作品活用ビジネス、海外展開の経験のない制作会社が、これが可能な人材を確保・育成し、体制・機能を整備することは難しい。

アニメーションの作品活用ビジネス、海外展開のノウハウを持つ人材を育成するためには、実写映画やテレビ番組とは異なる独自の育成が必要とされる。世界的に日本のアニメーションは、上映、放送、ビデオ化、配信を横断した映像展開に加え、キャラクターや音楽の活用、グッズ化、ゲーム化など多岐に活用される、世界最先端のビジネスとなっている。このような海外展開ビジネスを行うためには、言語力、各国・地域の法務、契約の理解、各国・地域のメディア環境の知識等が求められる。

しかし、こうしたノウハウを体系的にまとめたテキストは存在しておらず、人材育成の機関や仕組みもない。国家試験の知的財産管理技能検定を基礎に、アニメーションビジネス人材育成のテキストや育成機関等の育成の仕組みを公共政策として整備していただくことを希望する。

【(E1) 新たなクールジャパン戦略】

コンテンツ産業が基幹産業に位置づけられ、海外展開の売上を 2033 年に現在の 6 倍以上の 30 兆円にする目標が掲げられている。その中でアニメーション産業は分野中 2 番目の売上となっている。

日本のアニメーションは、世界の中の他のコンテンツとの比較や、日本のコンテンツ分野との比較において、コンテンツ特性では「大人向け」、「自由な表現」、「独自の制作・表現手法」、「マンガ・ゲーム・異業種との連携」という特徴があり、産業的には「メディアからの独立」、「制作・表現手法の共有」、「異分

野・異業種との連携」、「零細・中小企業が多い」という特徴がある。

こうした産業が海外展開の売上目標を達成するためには、販売先、販売単価、販売数の拡大という方法がある。このうち、販売単価の向上は個々の取引の努力で実現し、販売数の内の新作数は後に述べる人材不足により当面は頭打ちであることから、旧作の販売で販売数を拡大することになる。そうした中で、売上目標を達成するためには販売先の拡大が最も重要になる。アニメーション産業にとっての海外販売先の拡大とは、中東、アフリカ、東欧、中南米等の未だ普及していない地域の市場の開拓、また映像ビジネスが行き渡った国・地域でも新たなアニメーションの活用用途を拡大することを指す。このような市場と活用の拡大は、日本の他のコンテンツ分野は元より、ハリウッドでも経験したことがない、未曾有のビジネス開拓である。このようなビジネス開拓には、ノウハウ、人材、機会創出、資金のあらゆる面で公的な支援が求められる。コンテンツ一般ではなく、アニメーション産業に特化した海外ビジネス開拓支援制度の創出を希望する。

また、海外展開による産業発展のためには売上のみならず収入の拡大が必要とされる。現在のアニメーションビジネスの海外展開はライセンスに寄っているため、製作者収入は売上の20%程度、制作会社収入は売上の15%程度にとどまっている。この収入比率を向上するためには、日本の製作者や制作会社が海外の消費者に直接販売するようなビジネスモデルの開発が必要とされる。アニメーション産業に特化した海外ビジネス開拓支援には、収入比率を高めるビジネスモデル開発を組み込むことが求められる。

以上のような海外展開を実現するためには、アニメーション産業最大の課題のクリエイター人材の不足を解決する必要がある。2012年頃からの海外需要の高まりにこたえるために、アニメーション制作工程の動画、仕上、背景といった業務の海外制作、海外発注率が高まり、新人採用が減ったため、人材のキャリアアップが滞り、ますます人材不足になるという負のスパイラルが生じている。

このような課題を解決するためには、個々の制作会社のみならず、産業界共同の取組、産学連携の取組、人材育成に係る各種機関・団体の連携が求められる。そうした共同・連携によって、志望者拡大、雇用・フリーランス就業拡大、スキル・キャリアアップのサイクルを回すことが必要とされる。

また、雇用の働き方改革、フリーランスの取引適正化が求められる。現在、弊協会やアニメーション産業では、フリーランスとの契約の適正化の普及や、パートナーシップ構築宣言への取組、クリエイターの研修制度やスキル検定等、様々な取り組みが始まっている。また厚労省の研修・検定への支援制度が活用できると考えられる、新人の雇用・就労への支援の要望も上げている。これらを総合して志望者拡大、雇用・フリーランス就業拡大、スキル・キャリアアップの適正かつ効果的なサイクルを構築するための公的な支援をいただきたい。

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

アニメーション制作のデジタル化は2000年頃から進められてきたが、作画の工程では未だにデジタルに紙が混在する制作を行っており、制作の効率化の妨げになっている。また概ねの素材がデジタルになったにもかかわらず、オンラインで工程を管理する仕組みが未整備である。

こうした背景には、作画や管理の方法が日本独特で海外製のツールが使えない、日本のアニメーション産業のビジネスユースのみでは市場規模が小さく、ツール開発コストの回収が見込めないなどの課題がある。しかし昨今では、大手の制作会社による作画等のツール開発やベンチャー企業による管理システムの開発の取組が進んでいる。

このような、将来の日本のアニメーション制作の根幹となる制作・制作管理のデジタルツールの開発に対して、公的な支援を希望する。また開発のみならず、個々の制作会社がデジタルツールを導入して、デジタル制作・制作管理に転換する時のコストや人材育成、転換時のロスの保障などにも公的な支援を希望する。

法人・団体名
24. 一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会・一般社団法人 デジタル出版者連盟
意見の分野
(E1) 新たなクールジャパン戦略
意見
【総論】 マンガ、アニメ、ゲームなど日本のコンテンツが世界での人気の高まりを見せており、コンテンツに触れるにとどまらず、インバウンド需要につながるなど、日本を知る・体験する・注目するきっかけになっている。 日本の未来を支える産業として、「コンテンツ産業」の存在感が増す中、今後デジタル市場・デジタル空

間における一層の成長発展も期待されている。

こうした環境変化の潮目をしっかりとらえ、これまでのクールジャパン戦略について丁寧な検証を踏まえた上で、さらなる高みを目指して世界市場を前提とするクールジャパンをリブート（再起動）する方針に賛成する。

【方向性】

今後のコンテンツ産業の伸長においては、海外市場の取り込みが前提となる。世界市場において高い利益を上げ、さらに再投資に回して、持続可能なエコシステムを確立するこの方針に賛成する。

【業界として取り組むべきもの】

【海賊版と正規版の関係】

海外市場の取り込みのため、出版分野においても正規版のさらなる流通促進に取り組んでいるところである。これまでの海外展開は、紙の出版物が主だったが、デジタル配信による市場化促進にも課題として向き合っているところで、今後も一層努力していきたい。

この課題とともにあるのが、深刻な海賊版被害である。デジタル化・ネットワーク化の進展は、著作権等に対する侵害行為が国境を超えて拡大する原因ともなっており、海外の事業者が運営する海外向けの海賊版サイトによる被害などが甚大なものとなっている。

これについては、後述する海賊版対策への取り組みとともに、実質的な解決を目指して、利用者が日本のコンテンツに合法的によりアクセスしやすい環境を整備することが必要と考えている。

また海賊版の跋扈は潜在的な日本のコンテンツへのニーズを示しているとも考えられることから、市場開拓の機会ととらえ、海外市場への正規版の展開をなお一層図りたい。

【海賊版対策への期待】

コンテンツの正規版の流通促進、新たなコンテンツクリエーションのためには著作権者等の権利・利益が保護されることが必要である。しかしながら、前述の通りデジタル化・ネットワーク化における海賊版被害は深刻であり、著作権者等側での立証負担や費用負担のハードルの高さもあり、侵害し得の状況が進んでいるのではないかと懸念がある。

海賊版対策については、出版者のみならず、漫画家、行政、広告関連企業、通信事業者などと業界を横断する形での協力でも対策を進めている。ただし、海外においては、当局執行機関の協力が得られない場合や取り締まり能力の不足、当該国における法制度の不備などがあり、今後、政府による対応や支援といった関与が一層求められる場面が見込まれるところである。

そのため、今後とも連絡会議の設置などでの官民の連携をお願いしたい。

特に「在外公館等を通じた現地の言語での周知啓発」など、国としての対応を強化していただけることを望む。

出版分野において創出されるコンテンツに関しては、出版物・電子書籍のみならず、出版権が及ばない商品化等の二次的利用があり、権利行使において効果的な対策が必要となっていると考える。

例えば、EC サイトへ出品された漫画のキャラクター商品や小説のオーディオブックなどの侵害物の削除対応には、出版者が正当な権利行使の権限を有することを証する書面、契約書や筆名を疎明する資料、著者の本人確認書類の提出等といった対応困難な手続が求められるために、事実上対応を諦めざるを得ない場合が生じているという現状がある。出版物等の二次的利用等で生じたコンテンツについても、国内外で侵害品に対する権利行使が実現できることによって、正規品流通が促進されることを望む。

世界市場はもとより、表現の自由と著作者への適切な利益還元に基づいた、持続可能な出版の創作のサイクルを国内においても維持できるように、プラットフォームとの取引における適切な環境整備や侵害品における権利行使（独占的ライセンシーの差止請求権等）の在り方、粗雑な基準でのコンテンツ検閲を排除した中立的な決済の保証、生成 AI のあるべき利用法と規制について、合成の誤謬なき議論と、実効性のある対策が一体感を持って進むことを期待する。

【海外展開に向けた支援】

海賊版対策は喫緊の課題であることは論を俟たないが、それと同時に正規品の普及促進があって初めて、日本発のコンテンツの海外展開が実現する。

出版物の中では、マンガが先行して世界中で人気を博してきたが、マンガ以外の出版コンテンツにおいては、まだ十分な海外展開が実現しているとはいえない。

しかし、近年、日本の文学作品が欧米の主要文学賞を受賞したり最終候補に選ばれたりするケースが増えている。日本発のコンテンツの総合的なプレゼンスの強化や海外への積極的な展開を図る好機であると考

える。

そのためには、以下のような施策の実現に係るご支援を検討いただきたい。

1. 「新たなクールジャパン戦略」でも述べられている通り、海外のニーズを正確に把握するための大規模な読書傾向調査を、例えば海外の出版業界、大学等とも連携して実施することに関してのご支援をお願いしたい。
2. 世界中の出版社が集うフランクフルト・ブックフェア等の海外主要ブックフェアでは、毎年「特別招待国」を選んで、出版物のみならず、その国の文化紹介事業を大きな規模で実施している。しかし、この種の催しには多額の予算が必要であり、民間のみの力では到底実現できるものではなく、公的資金の援助が不可欠である。出版物を通したクールジャパンのPRの場としてふさわしいこのような催しへの支援をお願いしたい。
3. 出版物の海外展開においては、AIを活用した翻訳は研究と一部での実用化は進められているものの、最終的には優れた翻訳者の存在が不可欠である。文化庁で翻訳助成のための施策が進められているところであるが、さらに一層の支援をお願いしたい。

法人・団体名
25. 一般社団法人 日本民間放送連盟
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 (E1) 新たなクールジャパン戦略 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
1. コンテンツの海外展開の推進について 【(E1) 新たなクールジャパン戦略】 ● 「新たなクールジャパン戦略」はコンテンツの分野をゲーム、アニメ、マンガ（出版）、実写（映画／ドラマ／ファクチュアル）、音楽／ライブ・エンターテインメントの5つに分類しているが、放送事業者はバラエティ番組や地域情報番組など多様なコンテンツの海外展開に取り組んでおり、その課題と必要な施策は、映画やアニメとは異なる。そのため「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」のコンテンツ産業活性化戦略と同様に、放送コンテンツは独立した1つの分野として位置付けることが妥当である。 ● （放送コンテンツを追加した）6分野の成長戦略をまんべんなく推進するため、国の施策や支援はコンテンツ産業官民協議会が司令塔となって省庁間の縦割りを排し、例えば映像制作の支援策は映画事業者も放送事業者も活用しやすく工夫するなど、柔軟に設計・運用することを求める。 ● 放送コンテンツの海外展開において、国際見本市はプロモーションのみならず、商談の機会として大変重要な位置付けにある。引き続き国として出展支援を行うことは、極めて適切であると考えらる。 政府に準じた機関が主体となって大規模なナショナルパビリオンを出展している国・地域があることを踏まえ、日本パビリオンの出展は政府が主体となることを明記し、必要経費（出展料、装飾費、PR素材制作費、ローカライズ費用、旅費など）の助成や海外バイヤーとのマッチングサービスを拡充したり、補助金を通年で活用できるように工夫したりするなど、従前の支援策の抜本的な強化を求める。 ● 日本のコンテンツ事業者が国際水準ベースのコンテンツ制作費を円滑に確保できるようにするため、資金調達は民間の取り組みだけに委ねず、政府として新たな支援措置（政府関係金融機関等の低利融資、債務保証やコンテンツの完成保証制度）を講じることを要望する。 ● 諸外国では映像産業への税制上の優遇措置が講じられている。日本でもコンテンツの海外展開に資する税制上の優遇措置（コンテンツ投資促進税制）を新たに講じ、諸外国のコンテンツ事業者と同等の競争環境を整備することが不可欠である。 ● インバウンド誘致や食品等の海外展開を促進するために日本全国の魅力を伝える取り組みの強化が必要であることは、論を俟たない。それは地域に根差してその魅力に精通し、映像コンテンツの高い企画力と制作力を有するローカル局が最も得意とするところである。政府として海外展開のためのローカル局のコンテンツ制作や海外メディアとの連携を支援し、地域の魅力の発信力強化に放

送コンテンツを積極的に活用することを強く求める。日本各地の魅力を世界に発信することはオーバーツーリズムの解消をはじめ、日本社会の課題解決にも資すると考える。

- 世界のコンテンツ市場は大きく変化し続けており、日本のコンテンツ産業の成長戦略も常にアップデートする必要がある。そのため「新たなクールジャパン戦略」に寄せられた意見の検討結果は、毎年改定される「知的財産推進計画」に反映し、その確実な実現を図ることを要望する。

2. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

【(B 2) 海賊版・模倣品対策の強化】

- SNS等における海賊版対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は大きく、他方でプラットフォーム事業者や違法コンテンツの配信者等に広告収入に基づく利益が発生しているという歪な構造を早急に是正する仕組みを構築することを要望する。
- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者等のインターネット関連事業者のより一層の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽SNS等の利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者等について、▽法的責任範囲の再検討、▽海賊版対策への一定の対応義務（削除対応をさらに迅速化すること、明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合は権利者からの削除要請を待たずに削除すること、違法アップローダーの再アップロード防止を強化すること、そもそもユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないようプラットフォーム事業者自身が取り組む等）を課す一など、積極的な協力を促す施策を推進することを要望する。
- 海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせる、いわゆる「ISD（不正ストリーミングデバイス）」など）について、さらなる法規制の強化を要望する。
- 海外サーバーを経由した違法配信について、日本国内の個々の権利者が実行しうる施策には限界があるため、民間で十分な対応ができない国に関する国際的な捜査協力の強化や政府間の国際連携による海賊版対策の枠組み作りを要望する。
- 世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」について、国際的な放送コンテンツの海賊版対策に有効な内容とすることを前提に、日本政府においては早期の条約成立に向け、加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。
- 青少年の多くがスマートフォンを使用し、インターネット上のコンテンツにアクセスする環境のなか、コンテンツの違法アップロードや、それを助長する違法コンテンツ視聴の抑制、および生成AIの使用上の注意など、デジタル時代に対応した著作権教育の強化を推進されたい。

3. 生成AI等に関する検討の継続・推進について

【(A 3) AIと知的財産権】

- 生成AI利活用の具体的な事例を踏まえて、「AIと著作権に関する考え方について」等のガイドラインのアップデートを適時に行い、著作権者等の権利保護と生成AI利用のバランスを図り、社会の発展を推進することを要望する。
- 生成AIなどのデジタル技術を用いたいわゆるディープフェイクについては、すでに著作権・著作隣接権の侵害となる放送番組を使った悪質な事案も発生しており、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧する。AI事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策を具体的に推進していくことを要望する。

4. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

【(D 2) コンテンツ開発や利活用における人材育成】

- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるデジタル時代に対応した新たな方策の検討を要望する。それまでの間、現行の私的録画補償金制度において、対価還元が実現されるよう支援されたい。

5. 海外巨大プラットフォームによる適正な利益還元等について

【(E 2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

- 海外の巨大プラットフォーム事業者によるコンテンツ流通において、公正かつ自由な競争を実現

するため、契約上の課題や収益配分等の実態を把握し、透明性を高め、国内のコンテンツ制作者に適正な利益が還元されるよう要望する。

以 上

法人・団体名
26. 株式会社 KADOKAWA
意見の分野
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (B3) 産業財産権制度・運用の強化
意見
【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】 近年、デジタルコンテンツの急速な普及に伴い、日本コンテンツの海外展開が積極的に行われており、コンテンツ産業の輸出額は鉄鋼産業に迫るものになっています。海賊版は国境を越えて広がる問題であり、その対策には国際的な連携、協力が不可欠です。一般社団法人 ABJ の調べによれば、英語翻訳の海賊版大手 10 サイトへの合計月間アクセス数は 5 億を超え（2024 年 5 月期）、タダ読みされた金額は月間 1311 億円（同）であり、これらのサイトには日本の作品が多く掲載されている状況があります。日本コンテンツに対する権利侵害が海外でも多く発生している現状から、他国との法執行手続きにおける連携や共同対策を推進いただくことでより効果的な海賊版対策の実現につながるものと思料いたします。 具体的には、海外の大手プラットフォームを利用したコンテンツの違法アップロードが依然として多く、容易に違法アップロードから広告収入を得ることができる環境があり、この環境により違法行為が助長されているように思われます。これらのプラットフォームに対する違法行為に基づく広告収入の収受にかかる規制等の法整備が早期に実現することを期待いたします。 2023 年の著作権法改正では、損害賠償額の算定見直しがなされ、著作権者の救済が図られたことに感謝申し上げます。一方で、損害賠償額が認定された場合にも、実際の執行には限界があり、執行の強制力という側面では侵害者からの回収見込みは乏しく、侵害者の「やり得」になっている現状は深刻です。国が損害賠償の執行力を強化し、クリエイターやコンテンツ産業の健全な発展を促進していただきたいと考えております。 また、近年、出版コンテンツにおいては、従来想定されていなかった商品化が増えてきており、例えばオーディオブック等の音声コンテンツでは、出版権での権利行使が難しいケースが生じているため、従前著作権法の改正で検討されている独占的ライセンシーの差止請求権が早期に実現することを強く希望いたします。 さらには、模倣品対策の側面においては、税関における水際対策において、商標権、意匠権だけではなく著作権に基づく対策が強化されるべきであると考えております。特にキャラクターグッズは、グッズ自体に商標が付されていない物が多く、意匠権が及ぶ範囲が限定的であり、商品の入れ替わりが短期間に行われることから意匠登録が現実的ではないため、これらは著作権侵害による権利行使しかできません。従いまして、著作権に基づく水際対策が強化されると、これにより、日本コンテンツの模倣品被害が低減され、クリエイター等の権利保護に寄与することが期待されます。 【(B3) 産業財産権制度・運用の強化】 ●商標審査期間の短縮及び指定商品等の記載に関する情報開示 特許庁では、人員の増強や調査の外部委託等の施策により、一次審査通過（FA Pendency）までの期間および権利化（Total Pendency）につきまして、いずれも長期化していた時期（2019 年～2020 年）に比べて短縮が図られてきておりましたが、2023 年より再び長期化する傾向が見られるようになりました。2024 年 10 月に特許庁より公表されました審査着手状況（審査未着手案件）によりますと、指定商品・役務の分野による多少の差があるものの、いずれも 2023 年の一次審査通過までの期間平均値（6.1）を超えつつあり、長期化傾向が続いていることがうかがい知れます。迅速な権利保護の実現のため、更なる審査期間の短縮のための施策の推進をいただければと思います。 また、審査において指定商品等の記載に関する拒絶理由通知（商標法第 6 条関係）が多く発せられている現状に鑑みまして、出願人側にて出願書類作成の段階で当該通知を回避することがより容易となるよう、「類似商品・役務審査基準」にて例示されていない指定商品・役務であって、過去に審査において認められた指定商品等の記載に関する情報を高い頻度で開示いただくことを希望いたします。「類似商品・役務審査基準」に例示されていない商品・役務の指定に当たり、過去の審査において登録が認められた記載を参考にしておりますところ、本情報の開示が充実することで出願人として適切な指定商品等を記載するこ

とが可能となり、ひいては審査期間の短縮にも資するものと思料いたします。

法人・団体名
27. 株式会社 NTT ドコモ
意見の分野
(B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備
意見
1. 意見を行う理由 標準必須特許の権利者・実施者の双方が Win-Win となるエコシステムを構築し、豊かな社会発展を実現する一助となる。 2. 取るべき施策 2-1. 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きの改訂 当該手引きは改訂を前提としており、初版発行(2018年)から4年後(2022年6月)に第2版が発行された。第2版が発行されて2年が経過し、諸外国では判例・ガイドライン等の蓄積がなされていることから最新動向も踏まえて手引き改訂を検討すべき時期と考える。 また、改訂に際して本手引きの内容は引き続き権利者・実施者の双方にとってバランスの取れたものであるべきと考える。 2-2. 標準必須特許のライセンス交渉に関する理解促進のための教育 知的財産推進計画 2024 においては「高度知財人材の戦略的な育成・活躍」が重点施策の1つとなっているが、標準必須特許のライセンス交渉・協議に対する人材育成は本施策の対象外である。 このため標準必須特許のライセンス交渉・協議に関する理解浸透のため、国が率先して教育機会を作ると考える。具体的には、上記2-1の手引きの説明会・講習会や、これにとどまらない標準必須特許に関する知識の底上げを図るような機会も想定する。 3. その他 弊社は通信事業者の立場であるとともに、標準必須特許の権利者でもあり、標準必須特許を巡る紛争や標準化活動について多くの知見を有する。また、第三者との事業連携等の知見も有することから、上記施策に際しては積極的に貢献させていただきたいと考えている。

法人・団体名
28. 株式会社デンソー
意見の分野
(A1) 国内のイノベーション投資の促進 (A3) AI と知的財産権 D. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍
意見
(A1) 「IP トランスフォーメーション」という表現によって、従前の「知財創造サイクル」(知的財産推進計画 2005) からどのような変化(トランスフォーム)を目指すのかの具体的なイメージを明確にすべき。知的創造サイクルから社会課題を解決することであると思料しますが、具体例を多く盛り込んで欲しい。 (A1) 研究開発費を相場値(5%)に固定されてしまっているという課題認識に関して、これの拡大はその通りであるが、研究開発成果がどのように事業に活かされているか活用推進が十分でない点が課題であると思料する。来年度から施行されるイノベーションボックス税制は知財活用推進を後押しするものであると考えているが、特許・著作権共に制限が多く(例えば著作権はAI 関連のみ等)影響範囲が限定的となっている。運用の難しさはあると思われるが、範囲の積極的拡大についてご検討をお願いしたい。 (A3) AI に対して自然人としての発明者の地位を与えることについて、既に AI が発明を行うスタートアップは多く活動しており、知る限り既存の課題の整理は AI が得意とするが、そこからの価値あるアイデアの創出はまだ難しいのではないかと。AI をサポートツールとして人が発明する形は当分続くと思われる一方、AI に頼りすぎると人が創作活動を行わなくなることの弊害も予想され、発明者の地位を AI に与えることは慎重に検討すべき。

(A3) 「AI の利活用による知的創造サイクルの加速化を図るためには、企業・研究機関のいずれにおいても、グローバル市場での AI 技術の利活用が不可欠となることが予想される。こうした活動を可能とするためには、国内法や国内市場のみを対象としたガイドラインの整備だけでは不十分であり、各国法規との国際協調や国際基準策定への積極的な参画を計画に盛り込むべきと思料する。

(D) 将来のイノベーション推進のために中高生にエンジニアの道を目指す心意気をもつ機会を増やすため、企業のリタイアエンジニアの知見を社会にどう還元するか議論が必要であると思料する。既存の教育制度の中やそれ以外でも何らかの形で人材育成に関わる方策の検討をお願いしたい。

法人・団体名
29. 株式会社知的利益
意見の分野
A. 知的財産の創造 (A3) AI と知的財産権 E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
【A. 知的財産の創造】 下記の表層的な項目は、すべて「価値デザイン」という中層を基盤として吟味することで、見通しが良くなるとともに、知的財産の創造のリスクを低減し、リターンを高めることができる。 (1) イノベーションボックス税制 (2) 知財・無形資産ガバナンスガイドライン (3) 企業価値担保権 (4) サステナビリティ関連財務情報開示 (5) 特許情報開示 知的財産の創造、保護および活用を推進するには、「価値デザイン」を実践できる経営デザインシートの普及活動をすべきである。 プライム上場企業から創業者まで、経営デザインシートの利用をうながすことが、知的財産の創造、保護および活用に極めて有用であり、経営デザインシートでありたい未来を構想し、描写できるようになることで、上記(1)から(5)に共通して必要となる中層のスキルを身につけることができる。 価値創造と、キャッシュ・フローと、知的財産権の関係を原理的にとらえるべきである。資源をビジネスモデルにいれると提供価値を生み出す、という、企業を関数としてとらえる知的資産経営の考え方は、ビジネスモデルの定義等として、〈IR〉フレームワークに採用され、IFRS S1 に採用されている。 ・産業構造審議会 新成長政策部会 経営・知的資産小委員会 中間報告書 p. 7 https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/InterimReport-jpn.pdf ・〈IR〉フレームワーク p. 20 パラグラフ 2. 23(ビジネスモデル) https://integratedreporting.ifrs.org/wp-content/uploads/2021/09/IR-Framework-2021_Japanese-translation.pdf ・IFRS S1 号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 付録 A ビジネスモデル https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/japanese/2023/issued/part-a/ja-issb-2023-a-ifrs-s1-general-requirements-for-disclosure-of-sustainability-related-financial-information.pdf?bypass=on この価値創造メカニズムは、価値創造能力（〈IR〉フレームワーク パラグラフ 3. 17）の開示のフレームワークであり、キャッシュ・フロー生成能力（IFRS S1 パラグラフ 3）の開示フレームワークになった。

知的資産経営の考え方は、内閣府知財戦略推進事務局によって、「価値デザイン」の考え方として整理され、具体的に手を動かして思考できる「経営デザインシート」が生み出された。

・知的財産戦略本部 知財のビジネス価値評価検討タスクフォース ～ 経営をデザインする ～
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/torimatome/houkokusho.pdf

経営デザインシートで事業を描写し、価値創造能力やキャッシュ・フロー生成能力を説明できれば、上記(1)から(5)は中層のレベルで解決し、表層の様々なリスクを低減し、導入できない理由は無くなる。

(1) イノベーションボックス税制は、自社実施について導入されていないが、キャッシュ・フロー生成能力を価値創造メカニズムでとらえ、オランダ型で、獲得した利益から、売上原価（製造能力）による利益と、研究開発費以外の一般販管費（マーケティング）による利益を控除した額を、研究による利益ととらえて法人税を控除すれば良い。計算は当初は手間だが、その計算能力は企業の能力を大幅に高めている。

具体的には、イノベーションボックス税制を適用したい事業について、経営デザインシートを描き、定性的な価値創造ストーリーを明らかにする。そして、価値創造ストーリーと矛盾ない形で、免除ロイヤリティ法で特許権の価値を算出すると、その免除ロイヤリティ料率は、イノベーションボックス税制の対象となる利益を導く料率に近くなるだろう。おそらく、ROIC から wacc を減算した利益（残余利益）より少し小さい程度の値となるだろう。

このような計算能力のある企業が増加すると、赤字となる前に、残余利益のレベルで不採算かの兆候がある事業に対する打ち手を考え始めるだろうから、事業がベストオーナーによって担われ、日本経済の成長性に関する不確実性を減少する方向に日本企業が進化していく。イノベーションボックス税制を自社実施に適用することは、研究開発投資を促すのみでなく、俊敏でレジリエントな企業を増加させる税制となり得る。

(2) 知財・無形資産ガバナンスガイドラインは、経営デザインシートの活用をうながせるように、さらに具体化すべきである。

例えば、サステナビリティの機会を自社が成長する機会ととらえ、「価値デザイン」の考え方で、経営デザインシートで成長後の未来を描いてみる。その未来像からバックキャストして現時点に必要な取り組みの優先順位を定め、必要となる資源について自社開発か外部調達かを判断する。経営デザインシートの活用は、このような研究開発、DX、SX 等の結合性が必要となる難しい経営判断のガバナンスを高めることができる。

さらに、経営デザインシートで未来像を描き、価値創造ストーリーを明確化すると、その先には、より豊かな社内外の対話があり、効果的な投資家エンゲージメントが経営に進化をもたらし、中長期に企業価値を向上させる。

(3) 企業価値担保権は、事業と一体的に移転できるインタンジブルズを含めた経済的価値に着目するものであり、特許権等のインタンジブルズそのものの担保価値への注目とは異なる。

特許権等のインタンジブルズは、価値創造メカニズムのうちの資源であり、製品（アウトカム）、ビジネスモデルや提供価値と切り離されてしまうとその価値を失う。

企業価値担保権は、インタンジブルズそのものではなく、資源を価値に変換するビジネスモデルを含む、価値創造メカニズム全体であるところの、事業である。

このため、経営デザインシートで事業の全体像を描くことが極めて有用である。企業価値担保権の普及を図るのであれば、経営デザインシートの活用を促す具体的な作業に着手すべきである。

(4) サステナビリティ関連財務情報開示の標準は、欧州 CSRD 以外では、IFRS S1, S2 が最有力となり、日本では SSBJ により国内基準化の作業がなされ、義務化の対象範囲は金融庁にて議論されている。IFRS S1 は、〈IR〉フレームワークと同様に、資源を価値に変換する価値創造メカニズムとして企業をモデル化している。

経営デザインシートは価値創造メカニズムの骨格を描くことができ、企業がサステナビリティとの関係でどのような機会に応じて価値を生み出し、キャッシュ・フローを生成し、また失うのかを明確にすること

とができる。

サステナビリティについて独立した項目として取り扱うことも必要であるが、様々な表層に共通する考え方として、経営デザインシートで価値創造メカニズムを描く方法論の普及を図ることが効率的である。

価値デザインは、誰に、どんな価値をていきょうするかを明確にする。「誰に」は市場規模の、「どんな価値を」は利益率（付加価値）の原因であり、経営デザインシートによる記述は、定性的でありながら、定量的な思考の裏付けとなる価値創造ストーリーを提示できる。

(5) 特許情報開示については、統合報告書にて様々な開示が試みられている。それを整理した論考も公表されており、発行体の価値創造能力を理解するために役立つ特許情報開示と、その開示を参照した投資家との対話を推奨することで、知財・無形資産のガバナンスを深めるべきである。

・鈴木健治「統合報告での特許情報の開示とインタンジブルズ・ミックス」（IP ジャーナル 31 号、2024. 12、一般財団法人知的財産研究教育財団）

http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol31/IPJ31_30_36.pdf

製品のパイプラインや、特許取得状況など、単なる事実を示す開示は、財務情報の一部となり得る。つまり、将来の BS を予測するさいに有用な情報となり得る。特許その他知的財産権の開示の充実は、かつては手の内をさらすものとして忌避されてきたが、同業他社の調査能力も格段と高まってほぼ隠し事ができない特許情報の開示は、競争力を維持しながら経営の透明性を高める有力な手法となり得る。

【(A3) AI と知的財産権】

意見 無断学習をどんどん禁止する

AI 学習用にデータを提供したいのか（オプトイン）、それとも、AI 学習されないようにしたいのか（オプトアウト）、意思表示や合意形成を容易にする標準の必要性について、さらに周知すべきである。

AI 学習の対価は、オプトアウトが明確に認められなければ公正で対等な市場とならず、プラットフォームの強力な力を背景に対価は一方的で低額なものとなるか、無料となる。まずオプトアウト（無断学習禁止）ができるようにすべきである。

プラットフォームは、Microsoft（OpenAI と協力関係）、Google（gemini を自社開発で提供、多数の AI システム企業と協力関係）、Amazon（Anthropic と協力関係）、Adobe（Stock サイトを運営するとともに自社サービスに生成 AI 機能を組み込み）などである。

生成 AI 技術とコンテンツの両者について最も日本にとってバランスの良い「オプトインとオプトアウトの技術標準」をつくり、その日本発の技術標準が、国際標準となるように、世界に働きかけることで、生成 AI に関する主導権を取り戻すべきである。

【(A3) AI と知的財産権】

意見 Robots.txt の標準を拡大し、標準を尊重し、準拠するかどうか、生成 AI 事業者（生成物をネットで公表する一般ユーザーを含む）に公開させる。透明性要件として立法により義務化することが望ましい。

robots.txt によるオプトインとオプトアウトについて、議論を加速すべきである。

robots.txt で、次のような標準をつくることが考えられる。

robots.txt

User-agent: * #すべてのクローラー

Disallow: / #全体はクローリング不許可

Allow: /public/ #/public/以下はクローリング許可

User-agent: Gen-AI * #Gen-AI 関係の全てのクローラー

Disallow: /public/images/*.jpg #/public/images/内のすべての jpg ファイルは学習不可

User-agent として生成 AI を一括指定したい。さらに、Search のためのクローラーには許可しつつ、Gen-

AI のエージェントによるアクセスをディレクトリごとに禁止したり、この例では public/images/ ディレクトリ内のすべての jpg ファイルの学習を禁止する。

そして、このような標準の普及について、立法的解決の他、立法および施行までの間など、次の圧力を使うことができる。

圧力 1 [契約] イラストレーターが、イラスト作成に向けた個別に契約をする際に、学習禁止に同意してもらう。

圧力 2 [不使用] この robots.txt に同意しないプラットフォームや生成 AI 事業者（生成物をネットで公表する一般ユーザーを含む）のサービスや商品を使用しない

圧力 3 [競争法] 業界で一斉に同一の回答となるような場合、競争法に反する新たなカルテルとして追求する

圧力 4 [法制化] 透明性要件として法域ごとの当局からも問合せもらう

圧力 5 [市場] 創作物の学習についての公正な取引市場を育成する（生成回数に応じた対価や、使用の契約期間ごとの対価）

圧力 3 の競争法や、圧力 4 の透明性について、知財推進計画で言及できる可能性がある。

【E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略】

(1) コンテンツの海外販売

日本発のコンテンツの海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円とするとの目標を設定することに賛成する。そのための施策として、どのようなコンテンツが人気であるかの情報収集と統計処理がなされると良い。例えば、生成 AI 出力物が海外で人気なのかどうかも早急に調査すべきである。

(2) 生成 AI 出力物である表示の義務化

日本の手仕事であるコンテンツを購入しようとする愛好者は、最近、生成 AI 出力がまん延しているため、手書き（人間の創作物）を探せない。そのため、日本のコンテンツを購入できず、機会損失となっている。

生成 AI 出力物の透明性の実効性ある表示を義務付けなければ、コンテンツ市場自体が縮小し、20 兆円どころではなくなる。

(3) キャラクターの保護制度

知名度のあるキャラクターについて、イメージを悪化させる表現からの保護の在り方を検討すべきである。大日方信春教授の研究など参照して、許容されるパロディの範囲を類型化し、（積極的・消極的両面の）表現の自由について議論しやすいようにして欲しい。

そして、人間であれば名誉毀損となるような、キャラクターへの投資の成果を破壊するような、表現、例えば、アダルト化、喫煙シーン、創作者の意図の冒?などは、民事上、刑事上の責任を負うことについて、正確な注意喚起をすべきである。

法人・団体名
30. 株式会社日本国際映画著作権協会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 (B2) 海賊版・模倣品対策の強化 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
【(A3) AI と知的財産権】 株式会社日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」といいます。）は、2025 年に知的財産戦略本部が発行

予定の知的財産推進計画に関する意見提出の機会をいただきましたことに変感謝します。

JIMCA は、映画興行及びテレビ番組の国際的製作者・配給者 7 社（注 1）を代表する業界団体である Motion Picture Association（モーション・ピクチャー・アソシエーション。以下「MPA」といいます。）の日本支部です。JIMCA は、著作物保護の強化を支持しています。デジタル時代において著作者と著作権者の権利を尊重する強力な著作権保護は、クリエイターの権利、契約の自由、自主的なライセンスの取決めを損なうことのない政策と連動することにより、クリエイティブ産業の繁栄を確保します。

JIMCA は本文書において、知的財産推進計画 2025（案）の基となっている知的財産推進計画 2024 の最終版で議論された、いくつかの分野について意見を述べさせていただきます。

JIMCA は、著作権制度に関する社会の意識を高め、裁判例を共有し、同制度を検証するという知的財産戦略本部に賛同し、文化審議会著作権分科会法制度小委員会を支持します。さらに、JIMCA は施策の方向性に示された、「AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」、すなわち知的財産各法と AI との間における関係が両立するエコシステムを実現させるという目標を支持します。JIMCA は、著作権に関する国際的な法の下で課せられる義務を尊重することと、技術革新と AI ツールの継続的な活用を奨励することとの間の適切なバランスを保ちつつ、すべての関係者にとって必要な確実性を提供する法的枠組みを発展させるための協力の継続を歓迎します。

JIMCA は、著作物を生成 AI プロセスにおいてインプットとして合法的に利用することができる場合に、契約の自由（すなわち、自主的なライセンスの取決めを含みます。）は信頼できる解決方法であり続けるものと考えます。契約交渉により、当事者は市場の動向に基づく条件を設定することができ、その結果、競争が促進されます。また、ライセンスは、例外的な扱いによる不確実な利用と比較して、著作物のより確実な利用をすべての当事者にもたらすものです。例外的な扱いと異なり、ライセンスは、複数の法域において適用することができ、複数の法域における確実な利用を可能とします。

2024 年 3 月に提出した文書に記載しましたとおり、MPA のメンバー企業はすでに、映画制作プロセス、視聴者の視聴体験、ファンエンゲージメントを強化するために AI を利用しています。AI の利用は、最近始まったものではなく、特に特殊効果の分野では長年にわたって制作プロセスにおけるツールとして採用されてきました。

生成 AI における俳優、声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、JIMCA は、機会をいただければ生成 AI とデジタルレプリカとの関係に関する協議に参加させていただきます。米国では、俳優の肖像及び声の利用に関する契約は、俳優組合と製作者協会との間で交渉されています。前記のとおり、契約交渉により、当事者は市場の動向に基づく条件を設定することができ、その結果、競争が促進されます。

注 1： MPA が代表している会社は、Amazon Studios LLC（アマゾン・スタジオ・エルエルシー）、Netflix Studios, LLC（ネットフリックス・スタジオ・エルエルシー）、Paramount Pictures Corporation（パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション）、Sony Pictures Entertainment Inc.（ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント・インク）、Universal City Studios LLC（ユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルシー）、Walt Disney Studios Motion Pictures（ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ）及び Warner Bros. Entertainment Inc.（ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント・インク）です。

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

JIMCA は、日本政府が海賊版対策を、合法的なコンテンツの消費を通じてクリエイターに報酬を支払う創造的なエコシステムを構築する上で重要な要素と見なしていることを心強く思っています。著作物の不正コピーが拡散されると、クリエイターの収入は損なわれ、クリエイティブ産業への投資に悪影響が及びます。この点、JIMCA は、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューを強く支持します。また、検索サイト事業者による検索結果からの海賊版サイトの表示の削除も支持します。

電気通信大学の認定ベンチャーである株式会社フォトニックシステムソリューションズ（以下「PSS」といいます。）による 2023 年 9 月 30 日付の報告書「日本におけるインターネット上の映画・テレビ海賊版サイトの定量化と分析（2020 年 7 月～2023 年 7 月）（Benchmarking and Tracking Online Film & TV Piracy in Japan (July 2020 to July 2023)）」では、日本における海賊版サイトへのアクセス数は引き

続き高い水準で推移していると結論付けています。PSS では、日本の映画／テレビ／アニメ海賊版サイト 1,290 サイトを調査（2020 年 7 月～2023 年 7 月）した結果、「ピーク時における海賊版サイトへの月間総アクセス数は約 2 億 2,800 万件に至っており」「海賊版サイトへのアクセス数は高水準を維持しており、ユーザーは継続的に海賊版サイトを利用している」ことが判明しました。2022 年以降、日本における月間アクセス数が 10 万件を超えるオーディオビジュアル海賊版サイト（映画、テレビ、アニメを対象としたもの。マンガは除く。）は、842 サイトから 1,290 サイトに増加しています。JIMCA では現在、この報告書の更新作業を行っており、準備ができた段階で知的財産戦略本部に対して結果を報告する予定です。サイト・ブロッキングは日本国憲法と整合する方法により日本で実施することができると結論づける学者の意見も存在します（注 2）。サイト・ブロッキングは、海賊版に対する効果的な対策であることが示されてきましたが、それ以上に、昨今の研究では、有料動画配信サービスの合法的な消費を増加させることに直接の因果関係があることが明確に示されています（注 3）。侵害に関するデータ、合憲性に関する研究、また近時のリーチサイト法の施行に代表されるインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューの進展により、日本におけるサイト・ブロッキングを再検討する段階に入っています（注 4）。

さらに、海賊版サイトの運営者は、責任を回避するために様々なインターネットインフラストラクチャサービスの背後に隠れることが頻繁にあります。韓国で情報通信網法の改正が実施された際に韓国政府によって取られた手段に類似するものですが、JIMCA は、「顧客の身元確認（Know Your Business Customer、KYBC）」要件によるなどして、そのようなサービスに対してより大きな責任を負わせること、インターネットインフラストラクチャサービスのプロバイダが、自身のサービスが顧客によって海賊版のために使用されるものでないことを保証するために役割を果たすことを確保するための措置を支持します。

注 2： 熊本大学法学部教授憲法学 大日方信春「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」（法律時報 2021 年 2 月号）、「サイト・ブロッキング法制化におけるプライバシー権と通信の秘密」（法律時報 2022 年 9 月号）

注 3： Danaher et al., The Impact of Online Piracy Website Blocking on Legal Media Consumption, Social Science Research Network（インターネット上の海賊版サイトのブロッキングが合法的媒体による消費に与える影響、社会科学研究ネットワーク）（SSRN）（2024）：

https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4723522;

Motion Picture Association, Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior（モーション・ピクチャー・アソシエーション、オーストラリアにおける海賊版サイトのブロッキングが消費者行動に与える影響の測定）：2018-2019（2021）；

Brett Danaher et al, Website Blocking Revisited: The Effect of the UK November 2014 Blocks（再アクセスされたサイト・ブロッキング：2014 年 11 月英国ブロックによる影響）（2016）. MPA-APAC, Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior: December 2018, February 2020（オーストラリアにおける海賊版サイトのブロッキングによる消費者行動への影響の測定：2018 年 12 月、2020 年 2 月） <https://www.mpa-apac.org/research-docs/measuring-the-effect-of-piracy-website-blocking-in-australia-on-consumer-behavior-december-2018>

注 4： 大日方教授の研究を含む最新の研究では、著作者の著作権は人権であり、「サイト・ブロッキング」に対する適切かつ狭義のアプローチについては、他の基本的人権を妨げないよう救済策を導入することができるため、合憲とみなすことができるとされています。「サイト・ブロッキング」は利用者の IP アドレスを明らかにすることはなく、むしろインターネットサービスプロバイダ（ISP）レベルで利用者のリクエストを別の送り先にリダイレクトさせる「ロードブロック」を設置するものです。大日方教授の論文に示唆されるとおり、「サイト・ブロッキング」は、侵害が明確であり、損害が甚大な場合に合憲となるべきです。

【(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

制作への競争力のある優遇制度は、コンテンツ産業を強化し、ロケ地観光旅行を促進するという知的財産推進計画 2024 及び新しいクールジャパン戦略に沿ったものです。2025 年に開催される大阪・関西万博は、日本を世界にアピールする絶好の機会でもあります。

多くの国において、競争力のある制作優遇制度がインバウンドの増加、国内経済の成長、雇用の創出、地方文化の振興につながる効果的な政策であることが認識されております。

映像作品でロケ地となった場所が、観光客動員に強力な影響があることが、研究（注5）によって示されています。

スクリーンツーリズムは地方経済に長期的な効果をもたらす可能性があります。

MPA は日本が令和5年度に「海外制作会社による国内ロケ誘致等に係る支援」を開始されたことを歓迎します。

私たちは、日本政府に、国際的な制作プロダクションを呼び込むための、確実性と予測可能性を提供するという点で、引き続き優遇制度を強化してほしいと考えます。

具体的には、競争力のある上限を定めた複数年に渡る継続予算、柔軟な申請期間と撮影期間、申請・承認・支払いなどのプロセス全般のわかりやすさと手続きの取りやすさなどがあげられます。

2024年の申請プロセスが3回に分けられ、申請日が早期に発表されたことは申請を後押し、日本の優遇制度への興味をさらに高めました。

しかし、制作計画を立てやすくするためには申請期間はより長期であることが望ましいです。

また、制作者が国に製作のコミットメントを約束したら、優遇制度を撤回しないことを保証することも重要です。

参考までに、日本が競合しているアジア太平洋諸国の例を以下に挙げます。

国	予算と申請期間の制限	優遇制度
オーストラリア	なし	30%、上限なし+州の制度
インド	なし	30%~40%、上限360万ドル（プロジェクト当たり）+州の制度
日本	年ごと	50%、総予算上限680万ドル
ニュージーランド	なし	20%+5%、上限なし
マレーシア	なし	30%~35%、上限なし
タイ	なし	30%、上限なし （タイ政府は最近、上限を30%に上げることを承認）

税制優遇（タックス・インセンティブ）を含む競争力のあるロケーション優遇制度の実現に向けた政策設定により、日本が高価値のテレビや映画のロケ地としてさらに魅力的な国になると強く信じております。

注5：<https://www.o-spi.com/>

法人・団体名
31. 公益財団法人 日本関税協会 知的財産情報センター
意見の分野
(B2) 海賊版・模倣品対策の強化
意見
知的財産推進計画 2025 への要望事項 公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター（CIPIC）を設け、知的財産侵害物品の水際取締りに関する調査研究・情報の発信、税関職員に対する研修等、知的財産侵害物品のより効果的な水際での取締りの実現に向け様々な活動を行っています。弊会からは毎年知的財産推進計画の策定に向けて要望を提出させていただいておりますが、例えば、これまで関心の高かった個人使用目的に仮装した知的財産侵害物品の輸入に対する規制等を始め、多くの法令改正や手続きの簡素化・効率化等を実現していただき感謝申し上げますとともに、2025年度の推進計画策定にあたり、以下の要望を提出いたします。 (1) 水際取締にかかる手続の更なる電子化の推進 2021年9月1日、行政のデジタル化推進を目的としたデジタル庁が設置され、行政手続のデジタル化が急ピッチで進む中、税関における知的財産侵害物品水際取締の一連の手続（差止申立申請から認定手続開始通知及びそれに伴う証拠の提出等）をみると、差止申立申請書の提出等一部業務が既に電子化されているものの、更なる電子化の推進が望まれます。 現在、税関で知的財産侵害疑義物品を発見した際、「認定手続開始通知」を書面により輸入者・輸出者、及び権利者に郵送し、通知日から10日以内に、侵害の該否判定のための意見及び証拠の提出を求められ

ておりますが、昨今の民間事業者におけるペーパーレス化及び IT 化の進展に伴い、事業者側で手続きを行うには、社内システムに郵送された「認定手続開始通知」情報の再入力や PDF 化が必要となります。中には、年間数百件から千件以上の認定開始通知を受領し大きな負担となっている事業者もいるところ、政府のデジタル化推進、企業の働き方改革（在宅勤務）等の観点からも、是非「認定手続開始通知」を始めとする水際取締りにかかる手続の更なる電子化を進めていただきたい。なお、税関から送付される電子ファイルは、テキストデータが取得できる PDF 設定もしくは CSV 形式等のフォーマットを検討していただきたい。

（２）Ｅコマース上の知的財産侵害物品対策

電子商取引（以下、Ｅコマース）の急激な拡大により、独立したネット商店、各種 SNS、Web 上のオークションサイト及びオンラインプラットフォーム上の商店等を通じ、ブランドを模倣する等した知的財産侵害物品の売買が横行しており、これは国境を越えて行われる越境電子商取引においても例外ではありません。この状況に対し、権利者、プラットフォーム、警察、税関及び各種団体等はそれぞれ積極的な対応を行っておりますが、侵害物品を販売する事業者及び個人が多数存在し、十分に対応できているとは言いきれません。

例えば、米国においては、Ｅコマース上の侵害物品対策を強化する超党派の法案「Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-Commerce Act：SHOP SAFE ACT」が 2020 年以降継続的に議会に提出されており、直近では 2024 年 6 月にも提出されています。同法案は、消費者の健康又は安全に危険を及ぼす模倣品がプラットフォーム上で販売された場合、プラットフォーム事業者にも寄与侵害の責任を問うものであるところ、我が国においても、消費者保護の観点から、不正行為を行っているサイト等が迅速に削除されるよう法整備を進めるとともに、ワンストップで当該サイトが削除される体制を整備していただきたい。また、侵害品出品者の正確な情報把握及び当該者への責任追及のため、本人確認の義務化並びに匿名配送の禁止を検討していただきたい。

（３）個人使用目的を仮装した侵害物品輸入規制の特許権及び著作権への拡大

侵害物品の水際阻止に向けて、商標法、意匠法及び関税法が改正され 2022 年 10 月から施行されたことで、個人使用目的を仮装した知的財産侵害物品が税関で差止めできるようになり、大きな効果がありました。

一方、著作権及び特許権を侵害する物品はこの対象には含まれていません。特許権等の侵害に対する同様の改正の必要性に関し、令和 3 年 2 月 5 日に開催された産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、「特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」とされました。令和 5 年の税関による特許権侵害物品の差止件数は、230 件（対前年比 82.1%）、34,127 点（対前年比 98.5%）、著作権侵害物品の差止件数は 863 件（対前年比 102.6%）、79,221 点（対前年比 48.6%）と高い水準で推移しており、「個人使用目的」を理由として、税関による差止めを逃れている侵害物品がないよう、早急に法改正に向けた検討を開始していただきたい。

（４）製品安全関係法対象製品の表示の確認要請の対象拡大

経済産業省及び消費者庁では、インターネット取引における製品の安全確保について、オンラインプラットフォーム運営事業者等との協力を進めていただいていると承知しております。この一環として、プラットフォーム運営事業者等に向けて、2020 年 7 月に「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」が発出され、リチウムイオン蓄電池、カートリッジガスこんろ、携帯用レーザー応用装置が法定表示確認要請対象となり、2022 年 10 月にはここに乗車用ヘルメットが追加されました。世界税関機構（WCO）の「2023 年版不正貿易報告書（Illicit Trade Report）」及び経済協力開発機構（OECD）・欧州連合知的財産庁（EUIPO）が 2022 年に発表した「共同報告書 Dangerous Fakes」の最も多く押収された品目の中に自動車部品の模倣品が立項されている状況にあり、安全に関わる模倣品（エアバッグ等）もこの対象に拡大していただきたい。

法人・団体名
32. 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
意見の分野
(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見

<全文>

デジタル・ネットワーク技術の進展により、A Iやメタバースにおける利用など多種多様な実演の利用が拡大している。このような中で、実演家及び権利者にとって、実演に関する権利保護と公正な利用を実現する仕組みは、益々重要なものとなっており、政府として次の取組みを積極的に進めるべきである。

1. レコード演奏・伝達権の導入

我が国著作権法では、作詞家・作曲家など音楽の作者には、演奏権が認められているものの、実演家及びレコード製作者には、レコードに固定された実演を公衆に聞かせるなどの行為に係る権利（レコード演奏・伝達権）が認められておらず、適切な対価が還元されていない。

このようなレコード演奏・伝達権については、ローマ条約12条及びW I P O実演・レコード条約15条に定める公衆への伝達に係る権利の範疇として認められているものの、我が国は、その適用を一部留保し、実演家及びレコード製作者にレコード演奏・伝達権を認めていない。しかしながら、欧州をはじめとする先進国だけではなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利を実演家及びレコード製作者に認めており、国際的な潮流から取り残されている状況にある。

2023年度の文化審議会著作権分科会「政策小委員会」では、レコード演奏・伝達権について検討が開始されたところであるが、政府全体として、我が国が文化芸術立国を掲げながら、国際的な潮流から取り残されている状況下にあるという問題の深刻さを認識し、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を着実に進めるべきである。

2. バリューギャップ問題の解消に向けた検討

デジタルトランスフォーメーション（D X）時代において、実演家の活動を取り巻く環境は著しく変化しているものの、実演家がコンテンツの創造、ひいては文化芸術の担い手の中心にあることに何ら変わりはなく、実演家の権利が保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られる仕組みをつくる必要がある。

とりわけ、Y o u T u b eのようなユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者が音楽の利用から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される利益の不均衡については、いわゆる「バリューギャップ」が、国際的に問題視されている。

また、実演家については、実態としてレコード製作者への権利譲渡等により、必ずしも適正な対価（公平な報酬）が支払われないという、もう一つの「バリューギャップ問題」も生じている。

欧州では、2019年に「デジタル単一市場における著作権指令」が採択され、ユーザー・アップロード型ストリーミング・サービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元を確保するための措置も講じられた。

国内では、2021年7月「デジタルトランスフォーメーション（D X）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の諮問等を受け、文化審議会著作権分科会の審議事項として検討が重ねられている状況にある。

したがって、政府として、諸外国（特にE U各国）の最新動向にも注視しつつ、バリューギャップ問題の解消に向けて積極的な検討を進めるべきである。

3. A Iの利活用に適切に対応する権利の在り方に関する検討

生成A Iによって、学習された実演と類似したコンテンツが際限なく生成され、それがインターネット等を通じて拡散されることについて、元の実演家が十分にコントロールできず、実演家の活動に大きな支障が生じる懸念がある。

生成A Iによる生成物に対するコントロールは、著作権法に基づく実演家の著作隣接権による対応が考えられるところであるが、生成A Iにより、ある実演家の演奏や歌唱などの実演が学習され、その実演家の実演に類似した生成物が生み出されたとしても、著作物の場合と異なり、学習された実演に係る実演家の著作隣接権が当該生成物に対して及ぶか否かは明らかではない。また、生成A Iによる生成物に対しては、実演家の肖像権・パブリシティ権が及ぶ場合もあると考えられるところであるが、これらの権利は判例を通じて認められてきた権利であることから、その主体や客体、対象となる行為、救済方法などについては明らかではないところも多く、刑事罰が適用されないなど限界もある。

文化審議会著作権分科会「法制度小委員会」による『A Iと著作権に関する基本的な考え方(素案)』では、著作隣接権とA Iとの関係については議論を継続するとしているところであるが、著作物の利用とは前提が異なることに十分に留意しつつ議論を継続するとともに、肖像権・パブリシティ権など生成A Iにおける実演の利用に係る固有の問題についても、生成A Iによる利用実態や諸外国の最新動向にも注視しつつ、政府全体として検討を進めるべきである。

4. 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、パッケージ化、放送、インターネット配信など利用範囲は拡大している。さらには、Netflix や Amazon などの巨大プラットフォームによる、インターネットで公開される映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2020年に発効した『視聴覚的実演に関する北京条約』（以下『北京条約』という）では、視聴覚的固定物に固定された実演に関して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいものの、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない状況にある。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がパッケージ化され販売されたり、放送やインターネットで利用されたりしても、実演家に対して権利が認められていない。実演家をはじめとするクリエイターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効も契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

5. 私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、文化審議会著作権分科会における議論をはじめ、2003年7月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（以下『知的財産推進計画』という）に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

このような中、文化審議会著作権分科会における結論を受けて、関係省庁間での協議が進められた結果、2022年10月にはブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクを私的録画補償金の対象とする政令改正が成立した。形骸化した補償金制度を見直す第一歩として評価するものであるが、私的録画補償金の徴収・分配が早期に再開されることを希望する。

また、我が国では私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにも関わらず、依然として、デジタル方式による私的複製から生じる不利益を補償するための私的録音録画補償金制度は形骸化し、機能不全に陥ったままの状態にある。

現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等を対象とする政令改正を引き続き検討するとともに、現行制度ではカバーできていないクリエイターへの対価還元を実現するために、新たな補償金制度の設計について、空白を生ずることなく早期に結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

法人・団体名

33. 情報統合技術研究合同会社

意見の分野

(A1) 国内のイノベーション投資の促進

意見

「知的財産推進計画 2025」にて検討されている「知財/無形財産への投資による価値創造（特に、新たな知的創造サイクルの構築）」に関して、弊社意見を、令和6年12月16日付けの「資料4」を引用しながら、(1)日本の競争力の現状に対する見解、(2)競争力再興策検討における着眼点、(3)提言の順で以下に申し上げます。

1. 日本の競争力の現状に対する見解

「資料4」のスライド5上段に示されている3点のグラフは、直近の10年前後の指標や統計値の推移を示していますが、その状況を引き起こしたイベントとして、1990年代後半に興隆を開始したインターネット通信サービスが産業界に及ぼした影響と、2001年に中国のWTO加盟等にて顕在化した新興国の興隆にも注目すべきと考えます。

理由は、「我が国の特許出願件数」が、2000年以降に進んだインターネットの普及と期を同じくして、2005年以降に減少し始めており（注1）、「グローバル化の遅れ」も「デジタル化の遅れ」も、「インターネ

ット通信を利用した先端技術ベースのグローバルエコシステム型経済への我が国産業界の適応の遅れ」を証左するデータと解釈可能と思えるからです。(以降、「インターネット通信を利用した先端技術ベースのグローバルエコシステム型経済」を「NASDAQ 型経済システム」と呼ぶこととします。)

この視点に立つため、弊社は、「この NASDAQ 型経済システムへの適応失敗からのリカバリー戦略とならなくてはならない」と考えます。

2. 競争力再興策検討における着眼点

NASDAQ 型経済システムは、20 世紀の“Old Economy”と、少なくとも下記の 3 点で大きく異なっていました。

- (1) 企業マネジメント（開発者の顔が見える経営）
- (2) 投資マネジメント（投資家の顔が見える投資）
- (3) 開発と投資の密なオーケストレーション

先端技術の開発競争は、先行者利益の獲得競争であり、事業化競争と表裏一体で進むことが一般的です。開発と事業立ち上げに先行した企業のみが、先行者利益である高い利益率を享受できるからです。また、先行者利益を獲得した企業のみがその次の世代の開発資金を用意可能となります。

このビジネスは、開発者と投資家に長期にわたって高いモチベーションの維持を要求し激しいストレスを強いますが、その苛烈な労働に対しては、20 世紀の“Old Economy”では有り得なかった程の高額な報酬で“Compensate”することが一般的です。NASDAQ 型経済システムは、そのような“Compensation”を含めた「投資-開発-事業化の緊密な連携」を必要とするビジネス・モデルの上に構築されました。その理解にて、改めて、スライド 5 上段の「グローバルイノベーション指数 (GII) の年次推移図」を見ますと、以下の 3 点の検討が必要である示唆されていると解釈できます。

- a) 我が国にても、NASDAQ 型経済システム（投資家-経営者-開発者の意思疎通と意思決定の最短化を図る企業マネジメントと投資マネジメントの融合）を立ち上げることはできないのか？
- b) GI 値が一貫して上位にあるスイスの政策セットを我が国でも構築できないか？
- c) 同じアジア圏にあって GI 値が高い中国/台湾/韓国/シンガポール等の政策セットを我が国でも進めることができないか？

「(a)の『融合』が必要だ」との認識は我が国でも広く理解されて来ておりますが、今だ、現実には、競争力を再興するには至っていません。実は、北米における「意思疎通と意思決定の最短化を図る企業マネジメントと投資マネジメントの融合」も、1990 年代以降の GAFAM 等の登場によって実現してきたと見るべきです。“Old Economy”の変身は容易でなく、事業体の世代交代を待つ必要があるのであれば、「知的財産推進計画 2025 に向けた取り組み」が重視すべきは、(b)、もしくは、(c)の選択肢となります。

恐らく、選択肢(b)は、「スイスを範に構築する国際イノベーション拠点構築」と、「国家ブランドを利用したグローバル企業との事業化連携」にて、知的創造サイクル(IP トランスフォーメーション)を進める構想となりますが、このシナリオにて、「先行者利益の継続的な獲得を期待できるか」と問う必要があります。

選択肢(c)に関しては、長らく、「中国/台湾/韓国/シンガポールの通貨が安く、日本国内の企業は、電力料金や税制の面でこれらの国の企業に対し不利な環境に置かれている」との理解が、産業界に浸透してきました。

しかしながら、知財開発は、開発資金を他社よりも早く回収して、拡大再投資を進める先端事業であるため、失った業界ポジションの再獲得を目指す場合には、今更の Equal-Fitting では、競争力の再構築を図るトリガーとはなり得ません。

やはり、事業化競争や投資競争との密連携の無い知財開発では、また、「出口のなくなった特許の利用推進」という事態に陥ってしまう可能性があります。失った 30 年の悪循環を断ち切り、次世代への希望を保持するためには、より抜本的な施策を必要とすると見なすべきです。

3. 提言

そこで、研究開発から事業化推進の意思決定スピードを抜本的に改革することを狙った2件のツールの開発と、その利用促進を提言申し上げます。

- (1) 知識マネジメントシステム（KMS）の開発と、企業への採用働きかけ
- (2) 知財経営向けの業務プラットフォーム（WF-PF）の開発と、企業への採用働きかけ

以下に、上記2件のツールの概要を記載致します。

(1) 知識マネジメントシステムの開発

これは、「経営レベルで、知識マネジメントと価値創造の取り組みを明確化し組織化する」ための規定であり、欧州で標準化された品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムに倣ったマネジメントシステムです。

詳細な内容は、まだまだ検討の余地がありますが、少なくとも、

- ・ 目標価値の設定（追及するマーケット価値の設定に関する施策）
- ・ 目標価値を測定技術の明確化（追及する価値を測定する技術に関する施策）
- ・ 目標価値を開発方法の明確化（追及する価値の開発企画、開発計画）
- ・ 価値増強活動の明確化（開発投資、希少性追求活動、Position強化投資、営業活動、等）

を、そのコンテンツとして含む必要があると考えます。

(2) 知財経営向けの業務プラットフォーム開発

これは、知識マネジメントと知財のマネジメントの両方を全てオンライン上で進めるためのITプラットフォームです。(1)の知識マネジメントシステムは、このITプラットフォームの要求仕様となります。

当座は、知財ビジネス活動の全てを複数の人間が手分けして行うことを前提としますが、順次、それぞれの人間が行う業務を順次AI-Agentに置き換え、長期的には、大半の業務をAIにて代換することを狙います(注2)。

これらの開発は、企業経営者が社内の知識マネジメントの状況と知財化プロセスの進捗状況を、経営にフィードバックするスピードを速めるだけでなく、研究開発者自身の知識マネジメントや、知財部門の特許化工程を圧倒的に迅速化し、自動化することを狙っています。或る意味では、経営と開発の両者の業務フローをデジタルトランスフォーメーション（DX）することで、従来、「死の谷」になぞらえる程に深かった「研究開発と事業化の間の越えがたい溝」を狭くすることを進めるためのツールとなります。

尚、AIの時代にあって重要となる知識情報の安全保障策を促進するためにも、本提言は有用且つ必須と考えます。同様のツール開発は、既に北米では進行しておりますが、知識情報の安全を確保するためには、国産ツールが必要と思われますので、本提言の採用をご検討くださるよう、宜しく願い申し上げます。

？

<注釈>

1) 主要国の特許出願件数の推移（1995-2015年）

[出典] https://spc.jst.go.jp/data/techoverview2016/1/1_45.html

2) この業務プラットフォームのアイディアは、2024年3月に北米Mindcorp社が発表したポジションペーパー(下記)を参考にしています。

Nova Spivack, et al. (2024); “Cognition is All You Need -- The Next Layer of AI Above Large Language Models”. URL: <https://arxiv.org/abs/2403.02164>

尚、上記の論文の概要は、弊社（情報統合技術研究合同会社）のホームページに掲載しています。

URL: https://info-integnology.com/pdf/About_Cognition_is_all_you_need.pdf

また、同論文は、セミコンポータル社が公開しているオンラインブログでの記事（人工知能への道：AIRISKを超えて）にて引用しています。

URL: <https://www.semiconportal.com/archive/blog/insiders/okajima/241127-airisk2.html>

法人・団体名
34. 知財ガバナンス研究会
意見の分野
(A1) 国内のイノベーション投資の促進 (A2) 知財・無形資産への投資による価値創造 (D3) 知財活用を支える人材基盤の強化
意見
【(A1) 国内のイノベーション投資の促進】 イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充 知的財産推進計画 2024（P8）に記載のとおり、特許権や AI 分野のソフトウェアの特許権・著作権から生じる所得（譲渡・ライセンス）に税制措置を適用するイノベーション拠点税制が創設され 2025 年 4 月から開始される予定であるが、十分なものとは言えない。 同計画（P8）では、税制の対象範囲について見直しを検討する、と述べられているが、諸外国の制度と遜色がないよう対象範囲を拡充する方向で強力かつ早急に進めていただくためにも、知的財産計画 2025 にも引き続き明記していただきたい。 以下、その理由について簡潔に述べたい。 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ」（令和 5 年 7 月 31 日経済産業省）では、税制優遇制度は、自社の研究開発によって生み出された知財のライセンスによって得られる「(1) ライセンス所得」、その知財を譲渡することで得られる「(2) 譲渡所得」、「(3) その知財を組み込んだ製品・サービスからの所得」の 3 つがあるが、最終的に「(3) 知財を組み込んだ製品・サービスからの所得」が除かれた。更に、対象知財は、特許権と AI 分野のソフトウェアの著作権に限定された。 改訂コーポレートガバナンス・コードや「知財・無形資産ガバナンスガイドライン 2.0」において、知財・無形資産の投資活用戦略が目指すところは、企業が知財・無形資産を活用した高付加価値を提供するビジネスモデルを展開し、企業の中長期的かつ持続的な成長を図ることである。 これは、新たな製品・サービスに知財・無形資産を組み込んで展開することが前提となっている。 しかしながら、今回のイノベーション拠点税制では、知財・無形資産を組み込んだ製品・サービスの提供によって生じた所得は優遇税制の対象になっていない。 多くの事業会社では、特許権や AI 分野のソフトウェアの特許権・著作権の譲渡やライセンスを行っていないため、こうした権利の譲渡やライセンスを事業として行っているごく一部の研究開発型企業にしか恩恵はないものとなっている。 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ」（P28）には、「「インプット」に着目する研究開発税制と比較して、「アウトプット」に着目したインセンティブであるイノベーションボックス税制は、イノベーションを社会実装するための特許取得やその後の投資を誘発する効果が大きく、その結果として研究開発への再投資につながる効果が生じると考えられる」とある。 また、同（P29）にも、アウトプットに着目したインセンティブは、「「技術で勝ってビジネスで負ける」のではなく、「ビジネスでも勝つべく、社会実装に取り組む」者に対して税制優遇で動機付けを行い、更なる研究開発投資をはじめとする事業展開を後押しする。」とある。 このように、「(3) 知財を組み込んだ製品・サービスからの所得」を優遇税制の対象とすることが、我が国のイノベーション拠点税制による研究開発の立地だけでなく、社会実装の立地としての魅力化につながり、更なるイノベーション・研究開発への投資や優秀な人材を呼び寄せるものとなり、日本企業の持続的成長や価値創造、ひいては「知財で日本を元気に」していくことに寄与するものと考えます。 【(A2) 知財・無形資産への投資による価値創造】、【(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化】 <「知的財産推進計画 2024」の重点施策> (A2) 知財・無形資産への投資による価値創造

(D3) 知財活用を支える人材基盤の強化

<意見内容>

1. 知財・無形資産を経営戦略に組み込むための人材育成・環境整備

知財推進計画(A2)における知財・無形資産の投資・活用戦略によって企業の価値創造を実現するためには、その戦略の具体的な実践方法を確立するとともに、その実践を有効に支援する生成AIを活用したIT基盤（以下、「IT基盤」という）を整備することが求められている。さらに、これらの方法や基盤を、企業において的確に活用する、知財推進計画(D3)の知財戦略支援人材をすべての企業において早期に育成していくことが必須になっている。そこで、上記の実践方法の確立、IT基盤の整備、人材育成を進めていくことについて、知的財産計画2025に明記していただきたい。

以下、その背景と理由について、簡潔に述べたい。

知的財産推進計画2024では、(2) 知財・無形資産への投資による価値創造（現状と課題）＜コーポレートガバナンスの仕組みの活用＞（9ページ）の総括として、「今後は、経営者自身が事業ポートフォリオ改革を支える知財ポートフォリオ戦略を把握し、知財戦略を経営戦略に組み込むことが日本企業の経営変革に極めて重要である。」と記載している。

この知財戦略を経営戦略に組み込むための考え方として、知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver. 2.0においては、「IV 企業に求められる知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・開示・発信」（36ページ）のポイントとして、冒頭で、「企業における知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・開示・発信においては、将来その企業が、どのような社会的、経済的価値を創出しようとしているのか、そのためにどのような知財・無形資産を活用して、どのようなビジネスモデルで価値提供とマネタイズを実現することを目指すのかということについて戦略を構築し、戦略的意思を表明することが求められる。」と提示している。

ただ、当研究会での分析によれば、これらの知財・無形資産の投資・活用戦略を実行するためには、高度の知識と経験が求められるとともに、これまで経験していない革新的な業務となるため、多くの日本企業では未だに十分に浸透していない状況にあると認識している。

この要因としては、これらの戦略を有効に実践するために必要となる具体的な知識や実行方法などが未だ蓄積されておらず、それを支えるための手段やITツール等も整備されていないことから、戦略を的確に策定・実行できる人材が育成されていないためと考える。

この具体的な知識・実行方法としては、企業の価値創造に向けたマーケティングやそれに基づく投資判断（R&DやM&Aなど）、この投資に基づく経営戦略における企図する因果パスの策定と実行・評価（知財・無形資産の保護・活用・リスク管理など）に加え、これらの経営活動に対する財務評価、取締役会での監督、社外への情報開示、投資家との対話などのガバナンスに対する考え方などが必要となるため、今後早期にこれらの内容を明確化した上で、具体的な事例を提示していくことが求められている。

また、人材の面では、これら戦略の策定・執行の責任を担う、CFVO（Chief Future Value Creation Officer）、CIP0（Chief Intellectual Property Officer）などの経営者、この戦略を社内展開し経営や事業活動として実行を指導するリーダや、その指導の下で具体的な実務（投資テーマ探索（AsIs-ToBe分析、IPランドスケープなど）、ビジネスモデルの構築（企図する因果パスの策定・実行）、実行結果の評価・情報開示など）を実行する担当者、この戦略の実行状況を監督する取締役、さらにこの戦略の内容や実行を投資判断に活用する投資家などが想定されるが、現状このような人材を有する企業は極めて少ないだけでなく、これら人材を育成するプログラム自体もほとんど存在していないと考えている。

そこで当研究会では、これらの戦略を策定・実行するための具体的な知識や手法を整理するとともに、それらを体系的に取りまとめた知財・無形資産経営人材育成プログラムを策定しているが、日本政府としても、このような戦略手法のPRや事例の蓄積・公表、IT基盤（「投資テーマの探索・シミュレーション」、「企図する因果パスの構築支援」、「知財・無形資産の活用による財務分析」、「投資家視点での情報開示内容の評価や対話支援」など）の整備やそれらに基づく人材育成研修等の支援を行い、その結果、より

多くの日本企業が知財・無形資産投資活用戦略を経営戦略に組み込み、グローバルなビジネス展開やリスクマネジメントを実行して、企業価値創造を推進していけるようにすることが重要であると考えます。

なお、このような知財推進計画(D3)に定める知財戦略支援人材を育成することは、スタートアップ企業だけではなく、大企業も含めた多くの企業にとって必要な取り組みであり、また、このような人材を育成する前提として、実践手法や事例の蓄積・公表を行うとともに、その戦略の策定や実行を支援する IT 基盤は、日本企業の持続的成長や価値創造のためにとても有益であり、その結果「知財で日本を元気に」していくことができるものと考えます。

以上

法人・団体名
35. 中部日本放送株式会社・株式会社 CBC テレビ
意見の分野
E. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略
意見
・地方の魅力を世界に発信しインバウンド需要を喚起し続けるには、ローカル局の制作番組を海外で流通させることが重要で、国による海外見本市の出展経費の助成や番組のローカライズ費用の助成は強化していくべきです。しかし、見本市に出展したとしても、有意義な商談が出来なければ海外セールス自体が単発に終わってしまう可能性もあります。国が主体となって海外のバイヤーとのマッチングの機会を設けたり、ローカル局ならではの強みも鑑みたセールスの機会を創出すること、例えば局の垣根を越えて地域の魅力の発信に資するコンテンツを集約し、共同でセールスする機会を設けること等も検討すべきで、それぞれの事情にあったセールス機会を設けることが必要になると考えます。 ・その一方で、現地のマーケティング、つまり海外でどのようなコンテンツが求められているかをデータとして知ることが重要です。しかし、制作資金が潤沢にないローカル局においては、エリア内の視聴者が求めるものを優先して制作することが多く、海外で求められているものとの整合性を取ることが最も難しい課題であると考えています。ローカル番組の制作段階から海外展開に関する相談を受け付ける仕組みを整備することや、ローカル局を対象とした海外向けコンテンツの制作費支援についても検討すべきです。

法人・団体名
36. 東京都中小企業知的財産交流・研究会等参加企業有志
意見の分野
F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
1. 中小ベンチャー企業等の特許料金等の軽減措置について 財務体質が脆弱な中小ベンチャー企業等にとって、2022 年 4 月以降の特許料・商標登録料・国際出願関係手数料の引き上げに加え、近年の急速な円安・物価上昇の影響が被さり、特許出願をはじめとする産業財産権の取得・維持費用は、いよいよ負担となっております。中小ベンチャー企業等としては、適時に軽減措置を導入することを是非検討いただきたく存じます。 （1）PCT 国際出願（特許、実用新案）関係手数料 2024 年 1 月 1 日以降になされる国際出願又は国際予備審査請求から、「送付手数料+調査手数料+国際出願手数料」と「予備審査手数料+取扱手数料」が、中小企業者は 1/2 に、中小スタートアップ企業は 1/3 に軽減いただきましたことに、感謝申し上げます。近年の円安の影響により、スイスフラン建て外貨で手数料額が定められている WIPO 国際事務局のための手数料は円換算で 2022 年 4 月から 2024 年 11 月にかけて 49%も値上がりしました。今後の為替変動を予測することは困難ですが、かかる料金の変動が中小ベンチャー企業等の外国出願行動にどう影響しているか適時に調査いただき、必要な対策を適宜実施していただきたく存じます。 （2）中小ベンチャー企業等の特許料金等の一律半額制度の適用対象拡大 2019 年 4 月に施行された新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019 年 3 月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や 2019 年 3 月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適

用対象を拡大いただきたく存じます。

理由

旧減免制度では、一部の中小ベンチャー企業等しかこれを利用できませんでしたが、2019年4月からの新減免制度では、すべての中小ベンチャー企業等が減免対象企業として利用できるようになりました。新たに減免対象となった中小ベンチャー企業等にとって、審査請求手続きに関しては、2019年4月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、同年3月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3月31日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小ベンチャー企業等にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。

中小ベンチャー企業等の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、2019年3月31日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

（3）一律半額制度の11年目以降への適用拡大

いわゆる中小ベンチャー企業等の特許料金等の一律半額制度は、その対象が特許料金に関しては10年目までに限定されておりますが、中小ベンチャー企業等にとって、最初の数年間よりも、11年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

理由

特許料は、1～9年目に比べて、10年目以降の金額が大きく、中小ベンチャー企業等にとっては10年目以降の軽減措置の必要性が、1～9年目よりも高いと言えます。特に、中小ベンチャー企業等の保有特許使用率は63.4%と、大企業の35.4%に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第14回（平成29年3月14日）会合配布資料4-3第3頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小ベンチャー企業等にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の50%軽減を、11.5年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、代わりに維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小ベンチャー企業等が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があります。そのためにも、一律半額制度の適用期間を11年目以降にも拡大することが、必要かつ重要と考えます。

（4）意匠制度、商標制度における一律半額制度その他の軽減制度の導入

意匠制度、商標制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたく存じます。

理由

特許・実用新案制度には、中小ベンチャー企業等に適用される一律半額制度があります。しかしながら、意匠制度には、これがありません。イノベーションは、必ずしも発明考案だけから生まれるものではありません。アップル社のiPhoneのように意匠創作からもイノベーションが生まれることはあります。イノベーションの創出に際して、中小ベンチャー企業等の潜在能力を引き出すために、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたく存じます。また、特許実用新案制度とのバランスを考慮しても、意匠制度に中小ベンチャー企業等を対象とする一律半額制度が設けられるべきと考えます。

さらには、商標制度に関しても、中小ベンチャー企業によるイノベーションの創出を支援するために、中小ベンチャー企業等を対象とした一律半額制度その他の軽減制度の導入を検討いただきたく存じます。

（5）関連意匠における費用軽減措置

上記（4）で要望している「意匠制度における一律半額制度の導入」が実現できない場合には、せめて、関連意匠に関する費用軽減措置の導入を検討いただきたく存じます。

理由

先進的な中小ベンチャー企業は、意匠戦略推進のために、関連意匠制度の活用を積極的に行っていますが、費用負担が課題となっています。すなわち、複数の関連意匠を出願したときの意匠登録料は、意匠の

数の単純比例で増加してしまい、中小ベンチャー企業にとって負担になっています。特許料の場合、複数の発明を請求項として1出願に含めることができるので、その負担額は請求項の数の単純比例にはなりません。

例えば、請求項数4の特許権1件と、基礎意匠と関連意匠の合計が4である意匠権ファミリーの生涯維持年金費用合計額（出願料、審査請求料を含む。）を比較すると、意匠の生涯累計費用の方が、特許の生涯累計費用よりも高額になってしまいます。各年次における累計金額で比較しても、いずれの年次も、意匠の方が高額になります。

両者の差は、関連意匠の数、請求項の数が増えると拡がり、また、特許費用に中小ベンチャー企業等に対する一律半額制度を適用して計算すると、両者の差は、さらに拡がります。

以上のように、意匠に関する費用を、特許費用と比較して考えた場合に、関連意匠を中心に中小ベンチャー企業等に対する何らかの費用軽減措置が必要になっていると考えます。

上記（4）において、意匠制度にも特許における一律半額制度と同様の軽減措置の導入を要望していますが、仮に、この一律半額制度が実現できないとしても、関連意匠制度における軽減措置を導入する必要性は高いと考えます。

（6）知財ミックスにおける費用軽減制度の導入（新規意見）

知財ミックスでの権利化について、中小ベンチャー企業を対象とした費用軽減制度の導入を検討いただきたく存じます。

理由

企業のブランド価値向上・競争力向上のためには、特許・意匠・商標を組み合わせる自社の独自性を多面的に保護する知財ミックス戦略が不可欠です。しかしながら中小ベンチャー企業にとってはそのための費用負担が非常に大きいため、知財ミックス戦略の実現には至らず、成長・飛躍の機会を逸失している状況が頻発しております。中小ベンチャー企業のブランド価値向上・競争力向上は、日本の国際競争力強化のための重要課題であり、「知的財産推進計画 2024」における重点施策である中小企業の知財活用強化に繋げるためにも、世界に先駆けて知財ミックス費用軽減制度を創設し、中小ベンチャー企業の知財ミックス戦略の実現を支援していただきたいと存じます。

2. 中小ベンチャー企業における産学連携について

政府は、大学等（大学・国立研究開発法人）と企業の組織的な連携体制の構築を目指し、2016年11月に『産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン』、2020年6月に同【追補版】〔共同研究の契約において、研究成果の活用を第一に考え、大学又は企業の単独保有とする選択肢を含めた契約モデルや考慮すべき要素を整理した「さくらツール」（日本版ランバート・ツールキット）の紹介を含む〕を公表するとともに、大学等向けに追加的に、2022年3月『（上記）ガイドラインを理解するためのFAQ』、2023年3月『（上記ガイドラインにおける）産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック』を公表しました。更に2023年3月に、「（上記ガイドライン）の附属資料であり、これらと一体として大学において活用されることが期待される」との位置付けで、「大学知財イノベーションエコシステムを活用した大学知財の社会実装機会の最大化と大学の資金の好循環を達成しようとする場合に必要となる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方を示す」大学向けの『大学知財ガバナンスガイドライン』を公表しました。

こうした政府の産学連携に対する重層的な取り組みに敬意を表すると共に、大学等が特に中小ベンチャー企業と連携する場合には、企業個別の実情（特に研究成果と事業の関係性、財務体質、契約交渉リテラシー）に十分配慮してWin/Winの関係を構築いただくよう、大学等と政府に引き続きの配慮をお願いいたします。

（1）中小ベンチャー企業がかかわる産学官連携の環境整備

（1-1）企業の実施料支払いと事業化期限にかかる多様な選択肢の提示：契約条件の柔軟性の推進

検討いただきたい一つ目は、共同研究による共有成果を共同研究先の企業が実施したときに企業が大学に支払う実施料（不実施補償）の問題です。企業に独占実施が認められない場合には、大学には自己実施を行う権利が留保されることとなるため、企業が大学に不実施補償を支払うべき実質的理由は本来ありません。大学との共有成果について企業が特許出願費用全額のほか相応の研究開発費用を負担してなお、企業が共有成果を実施したときに大学への実施料支払いを求められる事案が見られます。大学との関係を悪くしたくないことを主な理由としてこうした契約を締結している中小ベンチャー企業も少なくありません。政府及び大学に於かれては、企業による実施料支払の根拠等を不実施補償名目などではなく実態に則して明確にさせていただき、企業が納得できる合意形成に努めていただきたく存じます。

検討いただきたい二つ目は、共同研究による共有成果を共同研究先の企業が「正当な理由なく」一定期間不実施であることを理由に、大学が企業の同意を得ることなく第三者にライセンスできる、としている点です。企業にとっては内外環境の変化を受けて社会実装する最適時期を計った結果、当初見込みを超えて事業化までの時間を要することは珍しくありません。そうした場合であっても大学の判断で不合理とされ競合企業にライセンスされてしまうようであれば、共同研究を行った中小ベンチャー企業が却って不利益を被る結果になりかねません。

かつて、いくつかの大学では、不実施補償にも拘らない選択肢を含む複数の選択肢を共同研究契約ひな形に明記し、企業がその選択肢を基に大学と交渉することが可能となっておりました。また、上記共同研究契約ひな形は、各大学のホームページに掲載され、産学連携を推進する要素の一つとなっていました。ところが、2021年から2022年にかけて、上記大学は、こうした複数の選択肢を記載した共同研究契約ひな形を大学のホームページから削除してしまいました。それと前後して2023年3月に公表された『大学知財ガバナンスガイドライン』では、「不実施補償」に関する考え方は示されない一方、前記の通り「大学知財イノベーションエコシステムを活用した大学知財の社会実装機会の最大化と大学の資金の好循環を達成」という「ガイドライン」の狙いが明記されました。大学が資金確保を優先するあまり、契約条件の柔軟性を失わせるのではないかと懸念しております。

政府は『大学知財ガバナンスガイドライン』の公表に先立つ産業界向け説明（2023年3月6日@経団連）に於いて、「大学は、社会実装機会の最大化および資金の好循環以外に、研究・教育・人材の育成など多岐にわたるミッションを有している。そのため、ミッションのバランスに応じて、ステークホルダーとの信頼関係とコミュニケーションを踏まえつつ、大学自らの経営責任においてガイドラインの活用を判断する。したがって、ガイドラインに記載している内容について、すべての大学に一律に実践を求めるわけではない」と言明されました。その説明通り、政府及び大学に於かれては、立場の弱い中小ベンチャー企業に一方的に負担や不利益が生じることの無いよう、実施料支払いや事業化期限に関し企業が様々な選択肢から選択できる共同研究契約ひな形を提示するなどして、環境整備を推進していただければありがたいと存じます。

（1－2）共同研究契約段階での実施料支払いの要否の明示：契約条件の明確性の推進

大学等が用意している共同研究契約ひな型の中には、実施料（不実施補償料）支払いの要否を明記せずに共同出願契約を締結する際の協議に先送りしている条文を有しているものがあります。このため中小ベンチャー企業は、共同研究契約を締結する段階では、実施料（不実施補償料）支払いを要しない選択肢が残されていると理解して共同研究契約を締結したところ、実際には、大学等としては、実施料（不実施補償料）支払いを不要とするのは極めて例外的な場合と考えており、そのことを共同出願する段階になって、初めて中小ベンチャー企業が認識するに至るケースが散見されています。このような事案においては中小ベンチャー企業にとって「後出しじゃんけん」のように感じられ、そのような経験をした中小ベンチャー企業は、以後産学連携への意欲を失ってしまう結果となりかねません。

実施料（不実施補償料）の支払いが必須であるなら、必須であることを共同研究契約ひな型に明記すべきであり、逆に不要となる場合があるのなら、どのような条件を満たせば実施料（不実施補償料）を不要とするのか、その条件を明確にして、そのことを共同研究契約に盛り込むようにすべきと考えます。政府には、そのようなひな型を大学が用意し、それをホームページで開示するような環境整備を推進していただきたいと存じます。

なお、大学の中には、それまで、実施料（不実施補償料）の支払いが不要となる条件を明記した共同研究契約ひな形を公開していたところ、2021年から2022年にかけて、これを不掲載にした大学が複数あります。これら大学の動きは、「契約条件の明確性の推進」に反しており、ますます中小ベンチャー企業の産学連携に対する意欲を損なうものと考えます。

政府には、このような事象があることを踏まえ、中小ベンチャー企業のかかわる産学連携に関する環境整備の推進に取り組んでいただきたいと存じます。

（1－3）実施料（不実施補償料）の支払いタイミングの再検討

企業が大学に共願契約に基づく実施料（不実施補償料）を支払う契約の殆どは、「実施」したら支払うことになっており、共同開発の成果を実施した製品を売り上げたら、その売り上げに料率を乗じて、実施料（不実施補償料）を算出して支払うことが一般的です。そこには共同開発の成果を使った事業が軌道に乗るようになったかどうか、事業として利益が出るようになったかどうか、事業化までの投資が回収できるようになったかどうか、累積赤字が解消したかどうか等に関係なく支払う条件であることが殆どであると認識しております。

大企業であればこのような契約条件でも問題は小さいと考えますが、中小ベンチャー企業では、会社全

体としても十分な利益が出ているとは限らず、さらに実施料支払いに関係する事業に売上げがあってもその事業から利益が出ていなかったり、仮に利益が出るようになったとしてもそれまでの投資が回収できていなかったりしている場合もあり、タイミング的にこれまでのように単純に売上げが上がったら支払うのが適切とは思われません。

特に創業間もないベンチャーの場合、他に事業もなく、創業暫くは売上げが立ったからと言っても事業として利益が出ていないことが多く、その状況で実施料を支払うことは投資家からの投資資金が大学に回っているだけであり、大学だけが投資家よりも早く資金回収しているようにも思え、適切な条件には思えません。

また、共同出願の中には、その後特許とならず拒絶が確定してしまうものもあり、出願中から支払うことに不合理性を感じている中小ベンチャー企業等もあります。

政府には、実施料を支払うタイミングはどうあるべきか、有識者による議論をしてその結果を公表していただき、中小ベンチャー企業が産学連携に参加しやすい環境整備に努めていただきたく存じます。

(2) 大学発スタートアップ・ベンチャーの育成環境の整備

過去には、大学発スタートアップ・ベンチャーに対して大学が保有する関連知的財産権の譲渡又はライセンスについて契約する際、スタートアップ・ベンチャーの実態を考慮しない高額対価を求めるなど、

「大学発スタートアップ・ベンチャーの育成」とは程遠い事例が見られました。政府には、上記諸ガイドラインの運用状況をウォッチしながら、引き続き、大学発スタートアップ・ベンチャーの育成環境の整備に努めていただきたく存じます。

3. 『製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書』等を踏まえた対策の推進

2019年6月に公表された『製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書』（公正取引委員会）には、多くの中小ベンチャー企業等が、いろいろな形で被害を受けている事例及び受けている畏れの強い事例が報告されています。

2020年11月に公表された『スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（最終報告）』（公正取引委員会）には、スタートアップが知的財産に関して不利な契約を締結している状況が報告されています。

2024年7月に公表された『知的財産権に関する紛争の責任・負担を下請事業者に転嫁する行為への対応について』（経済産業省）には、発注者への納品物について第三者との間に知財権上の紛争が発生した場合に、発注者が例外なく受注側中小企業に責任を転嫁しうる契約が締結されている状況が報告されています。

まずもって、このような実態を明らかにしていただいたこれら調査を高く評価したいと存じます。

これら調査で明らかになった実態を踏まえて、政府には、スタートアップや中小ベンチャー企業等の関わる取引が適正になされるよう、引き続き周知啓発活動を含めて必要な対策を推進していただきたく存じます。また、この問題に関する対策によって、取引実態が改善されているのかどうか継続ウォッチしていただき、そしてその結果を公表していただき、さらに適宜必要な対策を図っていただきたく存じます。

4. 特許情報システム

(1) 全般

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成28年5月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小ベンチャー企業等もありますが、多くの中小ベンチャー企業等は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小ベンチャー企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっております。そこで、可能な限り、J-PlatPat等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

また、日本の中小ベンチャー企業等が、海外、特に米国や欧州の中小ベンチャー企業等とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要であり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小ベンチャー企業等と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使えるJ-PlatPat等の情報システムを米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）あるいは世界知的所有権機関（WIPO）等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると

考えます。

（２）再公表特許の廃止に伴う J-PlatPat 検索の機能改善

PCT 受理官庁としての日本特許庁に日本語で国際出願され、日本に移行された特許出願の再公表特許は 2022 年 1 月以降廃止されました。この結果、J-PlatPat での国内公報検索では、2022 年 1 月以降の再公表特許はヒットしなくなり、同じ発明内容を、J-PlatPat で検索するためには、検索対象を外国文献まで拡げて再公表特許に対応する国際公開公報を検索する必要があります。

しかし、外国文献の J-PlatPat の出力リスト（一覧表示）には、発明の名称も出願人も掲載されておらず、国際公開公報についていえば、同じ日本語文献であるにもかかわらず、国内文献と比較して、情報が不十分なため、出力リスト（一覧表示）だけで検索結果を絞る作業ができません。

多くの有料の商用特許情報検索データベースが、再公表特許廃止に伴って、代わりに、国際公開公報の情報を利用して、これまでと同様、国内公報を対象とした検索で国際公開公報がヒットするように対応しております。J-PlatPat についても、有料の商用特許情報検索データベースと同様に、国内公報の検索でこれがヒットするように対応するべきと考えます。

仮に、上記対応ができない場合には、外国文献を対象とした検索結果の出力リスト（一覧表示）の表示内容を、日本特許庁を受理官庁として日本語でなされた国際出願の国際公開に関しては、番号だけでなく、充実させることを検討するべきと考えます。

（３）J-PlatPat への AI 機能の実装

AI 技術の進歩は著しく、あらゆる分野に応用されており、特許検索、特許調査の分野も例外ではありません。既に商用データベースの検索機能に AI が実装され始めております。J-PlatPat にも AI 機能の実装を検討いただくことを要望します。

（４）使い勝手の改善要望

2023 年末には、当会として要望していた特実検索におけるリーガルステータス絞り込み検索機能、リーガルステータス表示機能、リーガルステータス csv 出力機能が実現し、利便性が大変向上し、感謝申し上げます。

上記に限らず、J-PlatPat は継続的に各種機能の充実・使い勝手の改善がなされておりますが、今後も継続して、特に以下の点を含め機能の充実・使い勝手の改善をお願いいたします。

（４－１）特許・実用新案検索機能に関して、平成 30 年 3 月以前は、キーワード検索対象として、「要約＋請求範囲」を選択できましたが、平成 30 年 3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約＋請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小ベンチャー企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約＋請求範囲」を選択できるようにしていただきたく存じます。

（４－２）商標検索において、同一名称の権利者がいた場合、それぞれの権利者を区別する検索方法として、識別番号での検索がありましたが、先般のシステム変更により、商標登録後の識別番号検索ができなくなりました。東京のように、同一名称の会社が複数存在している場合など、注目している会社の権利かどうかを確認するためには、出願人名による検索結果をひとつひとつ開いて住所を確認しないと、注目している権利者の権利なのかが判別できないという不便さがあります。こういったことから、同じ都道府県下に複数の同一名称の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしいと考えます。

（４－３）特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付ですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。

（４－４）履歴演算機能（検索式どうしの演算）

（４－５）特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備

公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第 1 請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える機能。そして、これら項目を CSV ダウンロードできるようにするべきであり、また、CSV ダウンロードする際に項目を選択できるとより便利と考えます。

（４－６）PATENTSCOPE (WIPO) で実現されているように、統計情報として、基本事項（出願人・権利者など）のトップ 10 表示による簡易パテントマップ機能

（４－７）中韓文献検索システムが J-PlatPat の中に統合されたように、Graphic Image Park も、将来

的には、J-PlatPat の意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようにすること。

(4-8) 特許・実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行(各ボックス)ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1行目で何件、2行目で何件、といった件数表示をされる機能改善。

このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。

(4-9) J-PlatPat における外国文献の日本語翻訳品質の向上。特に中国・韓国文献について、AI 技術の応用による翻訳品質の向上。

(4-10) 論理演算における 500 文字の上限の引き上げ。

(5) 将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映

今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたく存じます。特に、メインの利用者である「中小ベンチャー企業等の声」を反映していただきたく存じます。

(6) 将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知

これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありましたが、マイナーな変更等に関しては、使っていて初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたく存じます。

(7) 外国特許調査サポート体制・コンシェルジュの導入

最近では、中小ベンチャー企業等も海外進出する機会が増え、外国特許庁の特許データベースを使う機会と必要性が増しております。一方で、中小ベンチャー企業等にとっては、言語の問題と利用頻度・慣れの問題もあって、外国特許庁のデータベースを利用するハードルは、J-platpat の利用に比べてはるかに高くなります。そこで、Espacenet (EPO) や PATENTSCOPE (WIPO) を含め、中小ベンチャー企業等が外国特許庁のデータベースを利用するハードルを下げるために、たとえば、J-PlatPat を運用している独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) の中に、外国特許庁のデータベース利用をサポートするサポート体制の構築あるいは外国特許調査コンシェルジュの設置を検討いただきたく存じます。

5. 弁理士制度について

(1) 弁理士の国際化対応について

弁理士の国際化対応研修は重要であり、特に、それまで外国出願業務に携わってきたことのない弁理士が外国出願業務に従事するにあたっては、外国出願の実務において極めて重要な基礎的知識を習得する必要があり、そのような弁理士に対する国際化対応研修の実施と受講の徹底を図るべきと考えます。

理由

中小ベンチャー企業等の海外進出にともなって、中小ベンチャー企業等による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小ベンチャー企業等が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願が的確にかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小ベンチャー企業等の間に立つ国内代理人弁理士が、基礎的知識はもちろんのこと、その国の最新の法制度と運用を熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思われ、引き続き注力されるべきと思いますが、中小ベンチャー企業等が国内出願を依頼する弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない弁理士もあり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかった中小ベンチャー企業等があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、最新の知識を得るための国際化対応研修だけでなく、これから外国出願業務を扱おうとする弁理士が、例えば、国によって新規性喪失例外規定の適用範囲が相違することや、国によって請求範囲の作り方、考え方が相違するなどの基礎的知識を習得するための国際化対応研修を実施し、受講を徹底していくべきと考えます。

(2) 一人弁理士事務所のバックアップ体制について

一人弁理士事務所の弁理士が、高齢化により、あるいは何らかの理由によって、代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小ベンチャー企業等が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小ベンチャー企業等が希

望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組み、バックアップ体制が構築されることが必要と考えます。

理由

中小ベンチャー企業等は、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件に対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小ベンチャー企業等にとって大変な負荷となります。先般の弁理士法改正により、一人弁理士事務所の業務法人化が可能となり、一人弁理士事務所の承継問題が少しでも解決に近づくことを期待しますが、弁理士が一人しかいない状況に変わりはなく、何らかのバックアップ体制の構築は必須であると考えます。

(3) 弁理士紹介制度について

日本弁理士会関東会が2021年10月から始めた「弁理士紹介制度」は、これまでのところ中小ベンチャー企業等の要望に最もマッチした制度と思われ、今後、内容の充実化とともに、全国展開されることが期待されます。(中小ベンチャー企業等の多くが使用している弁理士探索システムとしては、弁理士法第77条の2の規定に基づき日本弁理士会が運営・公開している「弁理士ナビ」がありますが、こちらは登録されている弁理士の専門分野情報が雑多なため、中小ベンチャー企業が自社に適切な弁理士を探す目的にはあまり適さないとの意見が多いです。)

政府としても、日本弁理士会の「弁理士紹介制度」の活動を強力に支援していただきますよう、希望します。

6. 電子出願システムについて

(1) 中小ベンチャー企業・個人にとってやさしい電子出願システム

中小ベンチャー企業・個人の中には、それまでの紙手続きから電子出願手続きに移行しようとして、事前準備している段階で導入を見送ったり、準備して取り掛かったものの失敗して諦めたりした中小ベンチャー企業・個人は少なくありません。原因はいろいろあるようですが、特許庁には、実態を調査し、調査結果に基づいて中小ベンチャー企業・個人が電子出願システムを導入するにあたって、容易に導入できるように、必要な支援を提供していただきたく存じます。

特に、法務省の電子証明書取得システムと、特許庁の電子出願システムにおける電子証明書の読み込み手続きがスムーズになるよう連携すること、好ましくは、特許庁の電子出願システムから、法務省の電子証明書取得システムに入って電子証明書を取得・読み込みができる自動化対応については、早急に検討いただきたく存じます。

(2) 通知のあり方

中小ベンチャー企業・個人の中には、電子出願システムを導入していても、利用頻度が低いため、立ち上げても、何の書類も届いていなかったりして、立ち上げること自体が無駄になっていることが多々あります。このため相当の期間、電子出願システムを立ち上げないでいることも多く、その結果、特許庁から紙書類による通知を受けるといったことが多々あると聞きます。活用頻度の少ない中小ベンチャー企業・個人にとっては、タイムリーに電子出願システムを開けるよう、たとば、通知書類、送達書類があるときには、メールで連絡する機能の追加を検討していただきたく存じます。

なお、特許庁は、2023年3月に取りまとめた「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」報告書の「オンライン発送制度の見直し」の中で、電子メール通知に関して、コストがかかること、出願件数の多いユーザーにとって、管理の手間が増大することなどを理由に採用を見送っておりますが、希望するユーザー向けに電子メール通知が可能となるよう要望します。

7. 出願図面について

(1) 特許出願の図面

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなるが多々あります。また、近年CADもカラー化されており、CAD図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

(2) 意匠出願の図面

電子出願ソフトの出願書類(特に意匠)の図面データのサイズ制限を緩和していただきたいです。ま

た、図面データのサイズ制限による画質低下を改善していただきたいです。直線でも垂直・水平方向以外ではギザギザになり、デザインの表現に影響するためです。

8. 新興国データバンクのデータ更新・改善について

新興国等知財情報データバンク（以下「データバンク」と略す）は、「知的財産推進計画 2011」における「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える 4 つの知的財産戦略」の施策の一つとして構築が謳われ、2012 年 9 月に開設されましたが、10 年以上が経過した今、本来の趣旨である『我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できる』ようにするために、大幅な改善をしていただきたいです。例えば、以下の（１）、（２）が挙げられます。

（１）掲載情報の信頼性向上等

早急に改善が必要と考えられるものに次の３点があります：

（１－１）掲載情報の信頼性向上

検索してヒットした情報が、現在生きていて使えるのか、それとも既に死んで使えないのかわかるようにして、安心して情報を活用できるようにするべきと考えます。中には最新情報として掲載された情報が、掲載時点で既に死んでいた例もあります。また、「知財ガイダンス情報」が「新興国等に進出する際にまず収集すべき知財実務情報」として掲載されていますが、トルコのそれは 2016 年施行の知的財産法で廃止された制度が掲載されている状況です。「知財ガイダンス情報」には作成・掲載年月日の記載もありません。このように、他の情報源で事実を知らなければ認識を誤ってしまうリスクがあり、信頼性の向上は必須と考えます。

（１－２）掲載情報の鮮度の向上・維持

変動する知財制度・運用についてタイムリーな情報が得られるように、元となる情報源の日付～記事作成日付～データバンク掲載日付の間のタイムラグを短縮し、それら日付も一目でわかるように表示すべきと考えます。掲載後に変動があった情報については、その後の関連情報に容易にアクセスできるようにするなど、収録情報のメンテナンスも極めて重要と考えます。

（１－３）検索機能の強化

検索の入口が複数（「世界地図（丸囲み 6 領域）」、「国別・地域別情報一覧」、「記事検索欄」、「Google カスタム検索（サイト内検索（全文検索）」）提供されていますが、その入口によってアクセスできる情報に違いが出ないようにしていただきたいです。また、同義の検索キーワード（たとえば、PPH と特許審査ハイウェイ）によって検索結果に違いが出ないようにしていただきたいです。キーワードの割り振りにも問題があると思われます。現状、検索キーワードを複数入力すると「and 条件」での絞り込みしかできません。漏れ防止のためには、「or 条件」も必要と考えます。データバンクに収録されている情報から必要な情報を抽出して活用できるようにするには、検索機能の強化は必須と考えます。

（２）省庁横断的データベース構築

将来的には、必要な情報を省庁等横断して共有し、他の省庁等の情報源からも本新興国データに反映されるようにすると、本データバンクの利用価値や信頼性が飛躍的に向上して、海外知財リスク対応で頼りになるものと考えます。

理由

特許行政年次報告書によると、ここ数年のデータバンクの収録情報件数は二百余件／年。一方、データバンクに収録されている国・地域は、70 国・5 共同体に上ります。現状、国・地域による収録情報件数のばらつきが大きく、特定の国・地域の情報も掲載後の変化情報が必ずしも反映できていない例がみられます。年間の収録件数の大幅な増加が望まれますが、もう一つの方策として、他の情報源との連携（省庁等横断）が考えられます。新興国等の知財情報は、経済産業省関係だけでも、経済産業省・特許庁の Website やメールマガジン、JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）の Website「知的財産（保護）に関する情報」、JETRO 海外知的財産部のメールマガジンや IPG（海外における日系企業情報交換グループ）等があり、法務省関係でも法務総合研究所国際協力部（ICD）の Website、国際協力部報（ICD NEWS）等多数あります。特許庁や JETRO の情報は速報性がありますが、後日検索することが難しく、データバンクで容易に検索できると有用性が高まり、本来の趣旨にもかなうと考えられます。

9. 商標の早期審査制度の拡充

特許庁の努力により、商標審査の遅延が改善され、一次審査期間が約半年まで短縮されていることは、中小ベンチャー企業を含めて出願人にとって大変好ましい状況です。このような中でも、より一層の早期審査の要望があり、多くのケースは、現行の制度下で早期審査の基準を満たして早期審査を受けることができますが、中には早期審査の基準を満たさず、早期審査を受けたくても受けられないケースがあ

ります。

すなわち、現行制度における商標出願の早期審査の対象は、出願商標を既に使用していること（使用の準備を相当程度進めている場合を含む）が条件になります。しかし、以下のケースにおいては、この条件に合致しないものの、早期審査が必要なケースです。

たとえば、第三者が製造販売している商品を購入して自社ブランドで販売する場合、第三者と購入契約を締結してから販売開始までに数か月程度になることがあります。この場合、商標を決定してから販売開始までの期間が極めて短く、通常審査では審査結果の判明前に商品販売を開始せざるを得ません。また、「相当程度準備している状況」に至ってから早期審査を申請しても間に合いません。

そこで、このようなケースを救済するため、早期審査の対象の拡充を希望します。拡充に際しては、例えば、割増料金を支払うことで、早期審査の対象とすることも一案と考えます。

10. 意匠公報以外の引用意匠の閲覧について

意匠出願の審査において、第三者は登録意匠の引用意匠を、意匠公報以外の場合（多くは雑誌に掲載されている物品の写真など）、電子出願端末や J-PlatPat で閲覧することはできません。その理由は、引用意匠に係る物品の写真が著作権で保護されているからと聞いております。このため、第三者は、他の手段で引用意匠を確認せざるを得ず、場合によっては、INPIT に出向いて閲覧しなければならないこともあります。

日本の意匠制度は審査主義での登録制度を特徴としており、そのことが権利活用を容易にしていると言えます。そのメリットを向上させるためにも、引用意匠の閲覧を容易化する措置の実行（例えば著作権法第 30 条の 4 や同第 42 条などの改正）を含めて検討いただきたく存じます。

11. 「特許メモ」の復活について

「特許メモ」に関しては、当会においては、長年その対象を拡充するよう要望しておりましたが、残念ながら、2023 年 6 月をもって廃止されてしまいました。当会が「特許メモ」の拡充を要望してきた理由は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料だからです。特に、審査過程で拒絶理由通知が出されずに許可査定が出された場合に、「特許メモ」は大変参考になります。

特許庁は、廃止の理由として、「品質管理システムが平成 19 年度から導入され、特許査定を含む審査における判断の妥当性（客観性）を担保し、チェックするための体制が順次整備されてきました。加えて、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）などによる包袋情報を含む特許情報の提供・普及が進んだ」ことを挙げておりますが、当会が重視する上記理由は何ら考慮されておりません。

また、一部の権利者及び一部の弁理士が、「特許メモ」があると、対応米国特許の権利行使に支障が出る、との意見を提出していると仄聞しておりますが、多くの中小ベンチャー企業等は、大企業と違って、米国特許出願の権利化よりも、日本の第三者の特許の侵害防止対策の方が重要です。

以上の理由により「特許メモ」の復活を希望します。

12. 特許庁ホームページ内の「お助けサイト」の改善について

（1）ユーザーの視点で行政サービスの改善に挑戦するデザイン経営プロジェクトから生まれ、2020 年 1 月に特許庁ホームページ内に開設された「お助けサイト」は、一人で頑張る知財担当者や初めて出願手続きした人などを対象に、出願後に特許庁から送付される拒絶理由通知書等はどう対応したらよいかを分かりやすく案内するということで、良い取り組みと思います。

通知書を受け取った後の対応の流れ、通知書の見方、拒絶理由の解説、応答期限の確認、対応で使う書類の様式・サンプルひな形、書類の送付先等、対応に必要な情報が段階を踏んで「お助けサイト」にまとめられる点はユーザーにとって便利で評価できます。

しかし、実際に拒絶理由通知を受けた出願に対応するために、意見書・手続補正書のひな形を利用しようとする、まだ戸惑いは解消されていません。拒絶理由には多くの種類がありますが、サンプルひな形で示されているのは、たとえば特許では進歩性違反のケースで一つの請求項に対する引用文献 2 件による例だけです。サンプルひな形に記載の例とは異なる拒絶理由を受けた場合、「お助けサイト」の対象者にはどうしたらよいのか分かりません。拒絶理由の解説欄には、せっかく拒絶理由の種類・該当条文条項名・解説が一覧で示されているのですから、それぞれの拒絶理由に応じた代表的なサンプルひな形を拡充していただきたいです。

また、実際の拒絶理由通知には複数の拒絶理由の組合せ等もっと多様でいろいろなケースがあり、サンプルひな形での対応だけでは限界があると考えられますので、実例を参照できるようにするとよいと思います。

実際の拒絶理由通知書、意見書、手続補正書は J-PlatPat に収録されていますから、J-PlatPat に拒絶理由の種類や該当条文条項名で検索できる機能が追加されれば解決されます。

すぐには無理であれば、現状の J-PlatPat で閲覧できる経過情報の経過記録には拒絶理由条文コードが付記されていますので、まず拒絶理由条文コードで検索できるようにするだけでも助けになります。その際、実際に受けた拒絶理由は、どの拒絶理由条文コードに対応するのかが「お助けサイト」の対象者にもわかるように解説を加えるとよいと思います。たとえば、特許出願に対し、サポート要件（第 36 条第 6 項第 1 号）と進歩性（第 29 条第 2 項）に関する拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由条文コードの 27（第 29 条+第 36 条）で検索する、というようにすることが良いと思います。

このように、「お助けサイト」と J-PlatPat を連携することにより、事例に触れ、登録または拒絶になったケースを参照しながら対応できるようになれば、「お助けサイト」の対象者の知財力が向上し、出願の品質向上につながり、国益にも適うものと考えます。

（２）「お助けサイト」のトップ画面には、「～通知を受け取った方へ～」と題して「拒絶理由通知」と「特許査定」が掲載されていますが、「拒絶査定」については項目として掲載されておられません。法律的には、特許査定を受けたときの対応だけでは不十分なので、拒絶査定を受けたときの対応はどうすれば良いか、方針的なものでも良いので、これを掲載するべきと考えます。

1 3. 特許公報と特許公開公報における代理人と発明者の掲載順序

特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されているが、代理人（特許業務法人）と発明者の掲載順序は本来、発明者が先に来るべきものと考えます。

理由

昨今、イノベーションの創出が声高に叫ばれていますが、そのイノベーション創出の源泉は発明であり、リスペクトされるべきは、その発明者であると考えます。

特許公報、特許公開公報における出願人（権利者）名、代理人（特許事務所）名、発明者名は、この順番で掲載されておりますが、特許業務法人に属していない代理人が複数いる場合には、公報のフロントページに、リスペクトされるべき発明者の氏名は掲載されずに最終ページに掲載されることも多々あります。

発明者へのリスペクトを踏まえ、発明者氏名は、代理人（特許事務所）名よりも前に持ってくるべきと考えます。

なお、いわゆる五庁を構成する日米欧中韓の中で、日本以外の各国の特許公報、特許公開公報等は、国際機関で定めた INID コード順に従い、発明者が、代理人よりも前に優先的に記載されています。

意見 以上

東京都中小企業知的財産交流・研究会 参加企業等 有志名簿（2024/12/19）

代表会社 東京ブラインド工業株式会社

（以下、五十音順）

株式会社 アールシーコア

株式会社 アジャスト

株式会社 アレックス

WOTA 株式会社

エレクトー株式会社

株式会社 エンファシス

カシュー株式会社

株式会社 弘輝

ジェイオーコスメティックス株式会社

株式会社 大王製作所

テック大洋工業株式会社

東京理化器械株式会社

東光薬品工業株式会社

日廣薬品株式会社

日本ゼトック株式会社

日本ペットフード株式会社

株式会社 ニューマインド
 パール商事株式会社
 ハドラスホールディングス株式会社
 福永紙工株式会社
 合同会社 Venture Support Japan
 株式会社 マテリアルハウス
 株式会社 山小電機製作所
 ユニパルス株式会社
 株式会社 ルグラン

匿名希望の有志企業 12 社

合計 38 社

以上

法人・団体名
37. 特定非営利活動法人 映像産業振興機構
意見の分野
(D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 (E2) デジタル時代のコンテンツ戦略
意見
1. 意見内容のカテゴリー：(D2) コンテンツ開発や利活用における人材育成 本文 P82「(2) コンテンツ開発や利活用における人材育成」のまとめとして「コンテンツ開発や利活用に関わる人材の育成については、クリエイターやプロデューサー人材を含め、求められる役割に応じた人材の育成が必要であることや、コンテンツ業界において、そのような人材を受け入れ、育てる環境の整備等が求められることに留意しつつ、施策を重層的に推進していくことが必要である。」として記載されています。この方向性を積極的に進めるため、以下を提案します。 1) 政府として、海外のコンテンツ専門教育機関への留学サポート等への支援を通して海外留学者の拡大を図るべきである。 2) コンテンツのプロデュース人材について国内外の優秀な講師を招聘し、知識と技能の一体的な習得を進めることが可能となるように政策的に支援すべきである。この事により、企画段階から海外市場を明確にターゲットに据えたプロデュース能力を持った人材を育成することが可能となる。 3) ジャンル毎に必要な人材のスキル等が違う事から(例えば、プロデューサーの役割がジャンル毎に異なるなど)、ジャンルごとに必要人材を定義し、それぞれ育成の目的及び目標を定めて、グローバルスタンダードを取り入れた育成プログラムを構築し、実行すべきである。(産学官の役割分担も含めて) 4) 一つの IP を多面展開できる人材を育成すること(例えば、コンテンツ業界内での異なるジャンルのネットワークの構築を促進すること)も重要であり、かかる育成に対しても政策的なサポートを進めるべきと考える。 5) 人材育成には時間が掛かることを理解し、支援を継続する強いコミットメントが必要である。継続支援を実施する為にも、現実的な目標値(ゴール)も設定すべきである。 2. 意見内容のカテゴリー：(E2) デジタル時代のコンテンツ戦略 P97 (2)「デジタル時代のコンテンツ戦略」P98に記載のとおり「新たなクールジャパン戦略」に「具体的な施策の方向性」が記載されるとの事であるから、当該資料(以下ページ番号は「新たなクールジャパン戦略」を対象とする。)の該当箇所に言及しつつ意見を提出します。 コンテンツの海外展開に関し、P26において海外売上目標を「日本発のコンテンツの海外市場規模を、2033年までに20兆円とすることを目標値として設定する。参考として、2028年までに10兆円の規模とすることを中間的な目標とする。」とありますが、このように具体的な目標値を設定する事は、官民が協力してコンテンツ産業を振興していく上で、極めて重要であると考えます。

前記の認識のもと、

- 1) 指標のベースになる数値を把握できる仕組みの構築が重要である。そのためにも、各ジャンルのデータの整備について、より正確な統計数値を把握するための各業界団体の活動を国としてもサポートすることが必要と考える。
- 2) P27 に記載の「クリエイターを含めた官民協議会の設置」については、「コンテンツ産業官民協議会」及び「映画戦略企画委員会」が設置され大きな第一歩を踏み出したが、この会をスピード感を以て進めることが必要である。また、コンテンツのジャンルによって課題が異なる故、それぞれのジャンルにおける分科会等を設置することで、国の施策が、各業界の意向を踏まえて、それぞれのコンテンツジャンルの各バリューチェーン全体に対して、適切できめ細かい支援となるように検討を進めるべきである。
- 3) P37 に記載の通り「コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援の一層の強化のため、中期的な財源確保等も含めた在り方について検討を行う。」は各施策を継続的に実行していく上で大変重要な課題であることから、具体的な検討を早急に進めるべきと考える。
- 4) コンテンツを起点に様々な業態と連携し経済波及効果を高めていく必要があるが、P27～28 に記載のロケ誘致による波及効果は非常に高い。従って、ロケ誘致の効果をより良く引き出し、他国との誘致競争上の優位性を確保していくために、ロケを決断するタイミング（ロケ実施の、2-3 年前）に誘致をコミットできるような仕組み（数年間の基金事業）作りが不可欠である。又、P29 において触れられているバーチャルプロダクションスタジオに関する支援策を構築する事で、ロケ誘致との相乗効果を生み出すことが可能になる。
- 5) P27 においてコンテンツの海外展開において JETRO におけるコンテンツ関連の機能強化を進めるとあり、特に JETRO へのコンテンツ専門人材の配置を早急に実現することを要望する。加えて、コンテンツ関連の民間企業や団体との連携を深める事により、海外におけるコンテンツ・マーケティング情報の収集・共有化、海外の現地プレイヤー等とのマッチング機能の強化等が実施できるようにすべきと考える。
- 6) 韓国コンテンツ振興院は、各コンテンツに関する海外からのコンタクト窓口を取りまとめた「WelCon」(<https://welcon.kocca.kr/en/buyer/main>)と呼ばれるサービスを提供している。各コンテンツ情報のみならず韓国コンテンツの最新情報や WelCon マーケットプレイスというコンテンツ産業に特化したグローバルマーケットプレイスもオンライン上で展開している。このような取組により海外市場の拡大を後押ししているものと思われる。日本においても各業界団体が運営する英語によるコンテンツ情報をとりまとめたサイトがあるが、韓国の事例を参考にしつつ、当該情報提供機能が最大限活用されるよう官民によるサポート体制を強化すべきと考える。
- 7) インバウンド需要のコンテンツ業界への波及効果をより確実なものとするため、来日顧客に対するコンサート、演劇等のライブイベントに係る外国語による情報提供を充実させ、チケット購入等がストレスなく行えるような取組に対し国としてサポートを進めるべきである。

法人・団体名
38. 日本ジェネリック製薬協会
意見の分野
F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
結論： (1) パブリックドメインを浸食しうる発明は、真に産業の発展に貢献するとは言い難いため、特許審査を厳格に行い、特許の質を維持していただきたい。 (2) 損害賠償制度の更なる強化策は、日本のイノベーションを妨げるため反対である。 理由： (1) 「パブリックドメインを浸食しうる発明は、真に産業の発展に貢献するとは言い難いため、特許審査を厳格に行い、特許の質を維持していただきたい。」について ・医薬分野において 2009 年に特許庁の審査基準が改訂されて以降、用法・用量特許の保護が強化されて、ある有効成分の効能に関して異なる用法・用量で別の作用効果を得られる場合、その用法・用量について新たな発明として特許が認められる例が増えている。しかし、そのような特許はパブリックドメインを浸食することも多く、またそのような性質から新規性・進歩性に疑義が生じて、無効審判により無効化される例が多く見受けられる。パブリックドメインを浸食しうる発明にかかる特許としては、既存の医薬品の一部の治療レジメンや一部の患者を特定するものが挙げられるが、パブリックドメインはそもそも何らの権利に守られず、公共が自由に実施できるものであり、これを浸食するような発明が真に産業の発展に貢献するとは言い難い。本来特許が与えられるべき発明のみが適切に保護されるよう、特許審査を厳格

に行い、特許の質を維持していただきたい。そうすることで、技術の保護と活用がバランスよく推進され、産業の発展につながるであろう。

・さらに、医薬品業界の事情について掘り下げて述べるが、後発医薬品は先発医薬品企業を持つ数多くの特許を回避して設計され、厚生労働省の承認を受けて、国民に提供される。後発医薬品は先発医薬品よりも安価に提供され、毎年拡大する医療費の抑制に大きく貢献していることは言うまでもない。ここで、厚生労働省が後発医薬品の承認審査にかかる医薬品特許の取扱いについて定めた通知（いわゆる二課長通知*1）によって、物質特許又は用途特許が存在する場合には、後発医薬品が承認されないこととなっているが、上述したようなパブリックドメインを浸食しうる発明にかかる特許が問題になることがしばしば見受けられる。特許が無効であることを示す無効審決書、裁判判決文などがあれば、後発医薬品の承認が認められることもあるが、特許無効審判の手続きには相当の期間を要するため、後発医薬品の承認が遅延して、その分、医療費の抑制という公共の利益が損なわれる。このような事情を鑑みても、特許による保護は適切な範囲に限って行われるべきであり、パブリックドメインを浸食しうる特許を安易に認め、後の無効審判でその真偽を問うことは、結果的に公共の利益を損なうことにつながるの明白である。

・以上の理由から、本来特許が与えられるべき発明のみが適切に保護されるよう、厳格に審査し、特許の質を維持することが重要であるといえる。

*1 「医療用後発医薬品の薬事法上の承認審査及び薬価収載に係る医薬品特許の取扱いについて」（平成21年6月5日付け医政経発第 0605001 号／薬食審査発第 0605014 号）

(2) 「損害賠償制度の更なる強化策は日本のイノベーションを妨げるため反対である。」について

・知的財産推進計画 2024 の施策 2 (4) の「知財紛争解決に向けたインフラ整備」において「権利を侵害された者を適切に救済し、侵害の抑止が図られるよう、損害賠償制度の充実等を求める声も依然として存在している。」とされている。しかし、これ以上の損害賠償制度の強化は、資金力や係争対応能力が追い付いていないスタートアップ企業を委縮させる可能性が高く、知財の活用促進にはつながらない。施策に記載があるように、「仲裁」などのソフトローを通じて紛争を調和的に解決してこそ、相乗効果を生み、知財の活用促進につながると考える。

・医薬品業界についても、例えば(1)で述べたようなパブリックドメインを浸食しうる発明にかかる特許が存在する場合、後発医薬品企業が当該特許は無効または非侵害であると考えて上市しても、その後に特許係争に発展することがある。もし損害賠償制度が強化されることになれば、後発医薬品企業が敗訴した際のリスクが高まることになり、係争を避けるために特許期間中の製造販売を断念し、その結果、後発医薬品の参入時期が遅れることが予想される。後発医薬品の参入は、医療費の抑制に大きな効果を発揮し、公共の利益に資するため、これを損なうような制度は導入すべきではない。

・それだけでなく、後発医薬品企業が係争を避けるようになると、侵害・非侵害の判断を含めた判例が蓄積されないことで、その後も有効性や効力範囲に疑問がある同種の特許が、暗に有効と見なされ続けてしまうという不利益が生じうる。これは医薬品業界に限った問題ではなく、損害賠償制度の更なる強化は、健全な競争（自浄作用）を阻害し、不適切な権利保護を横行させることにつながりかねない。そうなれば、イノベーションを推進し、真に豊かな社会を創造することとは逆の結果を招くであろう。

・以上の理由から、損害賠償制度の更なる強化策に反対する。

法人・団体名
39. 日本製薬工業協会知的財産委員会
意見の分野
(A3) AI と知的財産権 F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
【(A3) AI と知的財産権】 日本特許庁が中心となり、AI デジタル関連発明に関する審査基準やガイダンスのハーモナイゼーションを進めることを要望します。 今後、AI デジタル関連発明の審査基準を作成・更新などを進める際には、産業分野毎に AI 利用の目的や効果などが異なることを考慮いただくことが重要と考えます。各産業分野における AI 技術の進歩スピードも異なることが予想されますので、それらの検討などを進める際には技術水準などについて各産業界から十分な意見聴取をした上で、慎重なご検討をいただくようお願い致します。 また、AI デジタル関連発明の審査事例は各国で今後さらに増加することが予想されます。そこで、特許

制度ユーザーによる権利化予測やそれに伴ったビジネス計画の立案容易化に資するため、例えば当該発明に関する記載要件の判断手法についての審査基準やガイダンスのハーモナイゼーションをリードするなど、各国審査の均質化のための活動を日本特許庁が中心となって進めていただくことを要望します。

推進計画 2024 の P18 において、意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえた意匠審査実務上の課題に関する検討が記載されています。日本における創作者の認定は、発明者の認定と比較し、より具体的な形状などの作出に現実に加担することが求められる場合もあり得ます（従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要とする裁判例もあり、発明者認定の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者よりも、実施化の部分により重視される場合があります）。その場合、創作者が AI とされる可能性がより高まると考えられる点、また創作非容易性等の考え方の議論の方向性などに注視していきたいと考えています。

【F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）】

生物多様性条約の枠組みで、製薬産業の研究開発を阻害する恐れのある遺伝資源及びその情報のアクセスと利益配分（以下、ABS）についての国際的な議論が継続的に行われています。特に、最近問題となっている遺伝資源のデジタル配列情報（以下、DSI）の ABS の仕組みについて、2022 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）の決定により、多国間の仕組みを作ることが確定しました。2024 年にコロンビアのカリで開催された COP16 においては、DSI の ABS に関する多国間の大枠の仕組みが以下の内容で合意され、今後さらに検討が継続されます。

ア）直接的または間接的な DSI の利用により利益を得るユーザーは、その規模に応じて、総利益または総売上の一部をグローバル基金に拠出する。

イ）次の 3 つのうち少なくとも 2 つを満たすユーザー（総資産:2,000 万米ドル、売上高:5,000 万米ドルまたは利益:500 万米ドル）は、利益の 1%または売上の 0.1%をグローバル基金に拠出する

ウ）このようなユーザーが属する可能性のあるセクターとして、製薬、食品、化粧品、育種、バイオテクノロジー、DSI を使用する機器等が上げられる。

エ）しかし、本仕組みは、各国国内法の権利を損なわない。

これらのうちエ）に因り、各国は本枠組みの利益配分とは別に DSI に関して独自の利益配分を国内法で定めることができます。

これらは生物多様性条約本来の趣旨を逸脱するものであり、研究開発のベースとなる DSI の使用を阻害し、利益の 1%または売上の 0.1%をグローバル基金に拠出するとの甚大な経済的負担を課すことに加え、グローバル基金に拠出してもなお各国国内法に基づく DSI 利益配分を多重に課されかねません。また、生物多様性の大きさを拠出金の配分額に反映させようとする動きが顕在化する中、自国の DSI を増やす目的で、DSI のコピー又は虚偽の DSI 情報が作成され、そのような DSI 情報が収載されたデータベースの信頼性を損なう懸念が高まります。このように COP16 が大枠について合意した DSI の ABS は製薬産業の研究開発を阻害し、事業に甚大な経済的負担を課すだけでなく、科学技術の進歩に対する脅威となることは必至と考えられます。

DSI の ABS の多国間の仕組みは、効率的、効果的であるとともに、法的確実性を有し、研究開発を阻害しない、企業に甚大な経済的負担を課さない、多重な利益配分義務が生じる余地を残さない、データベースの信頼性を損なわない、データベースのオープンアクセスが確保されている等、研究開発への負の影響を最小限にするよう、国際的議論への適切な対応を要望します。

また、WHO では 2021 年 12 月の WHO 特別総会で将来のパンデミックに備えるためにパンデミック条約の議論を始めることが決定され、2025 年 5 月の WHO 総会での合意を目指して現在検討中です。パンデミック条約ではパンデミックに係る病原体とその遺伝情報のアクセスと利益配分の仕組み（以下、PABS）を設立することが議論されています。COVID-19 ワクチン研究開発の例を見ても明らかなように迅速な治療薬・ワクチン等の研究開発並びに生産・供給には、迅速な病原体とその遺伝情報のアクセスが必須です。PABS は、迅速なアクセスを妨げるリスクがあり、また、過度な利益配分義務は企業の研究開発意欲を削ぐこととなります。このように PABS は、企業の次期パンデミック対応の推進に逆行する懸念があります。迅速な病原体とその遺伝情報のアクセスの確保及びパンデミック対応の研究開発を委縮させないためにも利益配分は企業の自主性と柔軟性を確保するよう、国際的議論への適切な対応を要望します。

【F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）】

日本において医薬品のデータ保護制度を法制化することを要望します。

医薬品データ保護（regulatory data protection）とは、新薬を開発した製薬会社が得た知的財産である臨床試験データを、新薬の承認後一定期間保護する制度です。医薬品データ保護制度の下では、新薬の承認後一定期間は当該臨床試験データに依拠した後発品の申請はできません（或いは、後発品は承認され

ません)。

新規モダリティのプラットフォーム技術や新薬の有効成分に係る特許出願から新薬の上市までには長期間を要します。また、スタートアップやベンチャーを含む外資系企業は、市場が大きい米欧での医薬品開発を優先し、日本での開発が遅れる場合があることから、特許の市場独占期間では研究開発に費やした投資の回収に不十分な場合が生じます。新規モダリティの革新的治療では、医薬品開発に加え新たな技術開発が必要であり、長期の研究開発と巨額の開発投資が求められます。新薬の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、医薬品データ保護制度により、新薬を開発した製薬会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができます。

新薬の開発は、9～16年の期間と数百億～1千億円以上の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前1/1.3万候補品であったものが現在では1/2.3万候補品になっています (DATA BOOK 2024 日本製薬工業協会 DATABOOK2024_J_ALL. pdf)。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証する医薬品データ保護は極めて重要な制度です。

TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており (TRIPS 協定 第 39 条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ (第十四・四十一条及び第十四・四十二条)；日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ (第十四・三十六条及び第十四・三十七条))、欧米においては医薬品データ保護が法制化されています。

一方で日本では、医薬品データ保護を直接規定する法律はありません。再審査制度 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四条の四) が、医薬品データ保護の役割も有しているとされていますが、再審査制度は臨床試験データの保護を明文化しているものではありません。そもそも、再審査制度の目的は承認された医薬品の有効性と安全性の再確認であり、医薬品データ保護の目的とは全く相違していることから、本来、医薬品データ保護制度は再審査制度とは別にして存在するべきものです。医薬品データ保護制度は、特許と同じく、医薬品開発において重要な基盤となる制度であります。現行のままですと、将来的に再審査制度が変更された場合には、医薬品データ保護に影響を及ぼす可能性が考えられます。再審査制度が医薬品データ保護の目的や役割を反映した形で恒久的に維持されるかについても保証されていません。また制度自体が法律として直接規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負担なく知り得る状態にもなっていません。

韓国では、日本と同様に医薬品データ保護制度がなく再審査制度が代用されていましたが、薬事法第 31 条の 6 及び医薬品等の安全に関する規則第 21 条の 2 として、医薬品データ保護制度を法制化しました (2025 年 2 月 21 日効力発生)。再審査制度の下での保護と同じ保護内容を薬事法に法制化した点で、私共は高く評価しております。

なお、Biotechnology Innovation Organization (BIO) は、日本における医薬品データ保護制度の未立法を含めた幾つかの課題を指摘し、スペシャル 301 条の優先監視国に日本を追加すべきとの意見書を米国通商代表部に提出しました (https://downloads.regulations.gov/USTR-2023-0014-0033/attachment_1.pdf)。幸い、本意見は、スペシャル 301 条の 2024 年度報告書には記載されませんでした。しかし、日本において医薬品データ保護制度が未立法であることは 301 条関税の賦課理由となる可能性があることを踏まえると、監視リストへの追加前に法令化するのが望ましいと考えます。

以上のことに鑑みて、欧米及び韓国と同様に、日本における医薬品データ保護制度の法制化を要望します。医薬品データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

法人・団体名

40. 日本電気株式会社

意見の分野

F. その他 (「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等)

意見

2018 年に経済産業省・特許庁が発表した「デザイン経営宣言」は、デザインを企業の競争力強化を図るための重要な資源と位置づけ、デザインを活用したイノベーションや、組織全体でデザインに取り組むデザイン経営の推進が提唱されました。しかし、宣言から 6 年が経過した現在、以下のような課題が顕在化しています。

1) デザイン経営の普及・浸透に対する課題

デザイン経営という概念は広く認知されつつあるものの、経営への実装や具体的な成果の創出においては、依然として多くの課題が残っています。特に、企業間でのデザイン経営の実践度には大きな差があり、取り組み全体の加速が求められています。また、デザイン経営に対する投資効果の可視化や、経営指標として活用可能なモデルの不足も、普及・浸透を妨げる要因となっています。

2) デザイン政策の中期的な方向性と達成目標の明示に関する課題

デザイン経営宣言後のデザイン政策においては、中期的な方向性や達成目標が依然として明確ではありません。そのため、企業やデザイン業界は政策の将来像を予測しづらく、積極的な投資や行動に結びつきにくい状況にあります。デザイン政策の普及・浸透を促進するには、具体的な成果指標や達成目標を設定し、政策の将来像を明確に示すことが重要です。

3) デザイン経営の実践に必要なリソースの確保に関する課題

企業規模に関わらず、デザイン経営を実践するためには、専門人材、予算、時間といったリソースの確保が不可欠ですが、デザイン経営に対する投資意欲や理解が低い傾向が見られ、この点がデザイン経営の導入を阻む要因となっています。

<意見本文>

企業の競争力を高める上で、デザインの重要性は広く認識されつつあります。しかし、1) で述べたように、多くの経営層がデザイン経営の採用を躊躇しており、その最大の障壁は、デザイン経営の費用対効果に対する懐疑的な見方です。本提言では、デザイン経営の効果を定量的に示し、経営層を説得するための具体的な手法について述べます。これにより、日本企業がデザイン経営を採用し、価値創造を実現するとともに、長期的な企業価値の向上を目指すことを促進します。

a) 評価指標の設定と測定

政府は、デザイン経営と企業価値向上との因果関係や相関性を明確化するために、評価指標の設定を促進すべきである。指標と例としては、デザインに関連する顧客満足度、ブランド認知度、顧客ロイヤルティ、従業員エンゲージメントなどが挙げられる。これらの指標を定性的および定量的に測定する仕組みを整備し、各企業がデザイン経営の効果を正確に把握できるよう支援するべきである。

b) デザイン経営導入による収益貢献度のシミュレーション

デザイン経営の実践による収益貢献度を具体的に示すために、シミュレーションプログラムを開発するべきであると考えます。また、信頼性を担保するために、デザイン経営実践企業の財務、業務、および実際の企業事例や先行研究成果を反映することが望ましく、これにより、各企業は自らの状況に合わせたデザイン経営の導入シナリオを描くことが可能となります。

c) デザイン経営の事例研究による効果測定

特に大企業におけるデザイン経営の成功事例を収集し、導入プロセス、効果、評価の変化などを詳細かつ具体的に分析するべきである。これらの調査結果を「デザイン経営実践ガイド」として取りまとめ、公表することにより、各企業の経営層がデザイン経営の効果をより明確にイメージし、導入に対するインセンティブを高めることができると考えます。

d) デザイン経営を推進する人材育成

デザイン経営の導入に必要なスキル標準を定め、各企業におけるデザイン経営人材の育成を支援、研修プログラムの策定、専門人材の育成、スキルアセスメント開発などにより、デザイン経営の推進に必要な能力を備えた人材の輩出を促進し、デザイン経営の普及を目指すべきである。

デザイン経営をさらに普及・浸透させるためには、その効果を定量的に可視化することが極めて重要です。デザイン経営の効果を明確にし、説得力を高めることで、経営層の意思決定を支援し、日本企業の長期的な企業価値向上につなげることが期待されます。

法人・団体名
41. 日本弁理士会
意見の分野
F. その他（「知的財産推進計画 2025」に新たに盛り込むべき施策等）
意見
（A2）知財・無形資産への投資による価値創造

(C1) 産学連携による社会実装の推進

企業では、「コーポレート」ガバナンスコードに知財・無形資産の管理監督義務や開示義務が課せられたことで、特に企業幹部の知財・無形資産に対する関心度や注目度があり、企業としての知財に対する活動が急速に活発化している。そして、知財・無形資産ガバナンスガイドラインを遵守している企業ほど、企業価値が高いとの結果が報告されていると思料する。

この知財・無形資産ガバナンスを大学でも積極的に展開する取組を推進していただきたい。

すなわち、大学においても、「アカデミア」ガバナンスコードがあるが、まだ、明示的に「知財・無形資産」という言葉は使われていない。また、大学執行部の知財に対する管理監督や開示義務も課されていない。「アカデミア」ガバナンスコードでも、これらを明示的に提示し、大学（執行部含む）における知財・無形資産に対する意識を高め、教職員全体の知財リテラシーを向上させて、大学としてのビジョンや目標に資する知財活動を推進していただきたい。そうすることにより、企業連携も好循環し、まさに知財エコシステムが実現し、ひいては、我が国の経済が発展することを期待したい。

(A3) AI と知的財産権

海外の裁判情報及び規制情報等について、分かりやすく情報提供していただくことを希望する。

海外では、日本と異なり著作物学習の可否を含めた多くのAI関連訴訟が提起されており、一部判決に至ったものも見受けられる。また、EU AI Act（欧州AI規制法）のような包括的規制を行う地域もみられる。このような海外の裁判情報や規制情報等は、海外進出を狙う日本のAI開発企業にとっては非常に重要な情報であり、場合によっては開発したサービス提供の可否自体にも影響するものである。しかし、情報の把握や整理を各企業が行うには限界があり、ウェブ上の記事・ブログ等は信頼性に乏しいものもあり玉石混交である。そこで、海外の裁判情報及び規制情報等について、整理されたわかりやすい情報提供を適宜行っていただきたい。

(B3) 産業財産権制度・運用の強化

知的財産の創造・保護・活用のエコシステムの再構築が検討されている中、デザイン保護の核を担う意匠制度については、近年、周知啓蒙活動が積極的に行われ、ユーザの制度理解も進み、一定の成果は上げていると見られるものの、主要5庁と比較すると未だ十分に制度利用が進んでいない状況にある。デザインの力が我が国の産業競争力を高めるための貴重な知的資本であることに疑いはなく、意匠制度のより一層の利用促進のためにも、周知啓蒙活動と両輪で、ユーザーニーズに応じた制度・運用の改善は重要である。とりわけ、主要庁（USPTO、CNIPA など）において認められている制度・運用であって日本において認められていない制度・運用など（たとえば補正・分割の制限など）については、早急な検討が望まれる。そこで、デザインの保護に関して、ユーザーニーズに沿った制度・運用強化に向けての取組を積極的に行っていただきたい。

(B4) 知財紛争解決に向けたインフラ整備

標準化、特に、国際標準の市場では、標準必須特許に関する係争も多く、近年はグローバル事業展開をしている企業のみならず、標準に関する知見を有さない我が国企業に対しても標準に関する係争問題が顕在化してきている。そのような中で、英最高裁判所の判決に端を発した「実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方の当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止する ANTI-SUITS-INJUNCTION 問題（以下、ASI 問題）」には十分に対応出来ていないと思料する。ASI 問題に対する司法的整備を早急に推進していただくことを希望する。

(C1) 産学連携による社会実装の推進

産学連携を通じて研究成果を社会実装する際には、現状、大学/アカデミアが出願した特許をライセンスアウトするなどの方法が取られているが、

(1) 権利の強さ・広さに問題がある

(2) 日本出願のみだったり、国際出願されても国数が限られていたりする

(3) 大学が権利者に留まることにこだわる

など、産業界からは、大学発の知財の使いにくさへの声も多く聞かれる。大学による差が大きいことも問題だと思われる。

そこで、大学の知財担当部署に、産業界での知財のニーズに詳しい人材を配置したり、教育の機会を設けたりすることを希望する。また、公的研究資金（科研費、AMED、JST、等）により研究を行った場合、成果の知財化について細かい条件があることもあり、制度作りにも知財の専門家の意見を取り入れて推進していただきたい。

(C2) 標準の戦略的活用の推進

令和6年に改正された産業競争力強化法において企業横断的措置として、企業・大学等の共同研究に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画を主務大臣が認定し、INPIT・NEDOが助言することが明記され、また、令和6年6月より標準化人材をワンストップで検索可能なデータベースである

「STANDirectory」がスタートするなど、標準戦略を支援するための施策が多く実施されてきた。このような施策により構築された枠組みの更なる活用により、成果を出すことを推進していただきたい。

また、標準化戦略において、オープン&クローズ戦略が重要であることは、各種施策及び関係府省においても多く提言されているところ、オープン&クローズ戦略が広く一般に知れ渡っていない現状も感じられる。標準化戦略の目標は標準を取得することではなく、市場を広げ、広がった市場の中でいかに優位性を確保するかである。オープン&クローズ戦略の考え方が重要であることの周知活動を推進していただきたい。

(C4) 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化

意見1

特徴ある農産物（品種登録を含む）やその表記（商標、GI等）について、知的財産を適切に保護することがグローバル競争の観点から極めて重要であり、既に知的財産推進計画2024でも謳われている。農産物は全国の各地域で特徴的なものが多く、地域経済の活性化のために、地域で特徴のある農産物等を積極的に知的財産として保護する必要があることは従前の通りであり、言うまでもない。

農水知財の活性化をより一層促進するためには、特許（バイオテクノロジーの利用による新品種の作出や特徴的な遺伝子の存在によって特定される植物等、バイオ、農業機械、AIアプリ、制御、生産方法等）、商標（通常の商標、地域団体商標、団体商標等）、GI等を総合的に適切に把握して応用できる弁理士の役割は、潜在的な農水知財の掘り起こしを含め、農業ビジネスのグローバル展開と地域経済の発展において重要であると思料する。

知的財産推進計画2025には、弁理士及び日本弁理士会との関わりを明記していただき、全国各地の農水知財に弁理士が取り組みやすい環境を整えることを推進していただきたい。さらに、農水知財の活性化政策や予算をさらに充実させていただき、地域経済の活性化と地域創生に向けた農水知財政策を進めていただきたい。

意見2

現在、日本でGI制度により保護されているのは、農林水産品（所管は農水省）及び酒類（所管は国税庁）の2つある。こうした中、酒類をはじめ品質の良い日本の産品へのフリーライドの一環として、他国での第三者による冒用商標の登録はかなり行われているものと考えられる。そして、こうした商標の登録は、販売の際の大きな足かせとなるとともに、産地偽装にもつながり、ひいては日本産の農産品のブランドイメージを低下させることになりかねないことを危惧する。

知財の重要性を多くの生産者に認識してもらうこと、輸出戦略と知財の戦略とをリンクさせることが、さらなる輸出の増加につながるものと思料する。

また、海外では、伝統的工芸品やサービス等へのGI拡大の動きも出ている。この動きについても情報を収集し、我が国においてもインバウンド需要に応じてサービスの対価に反映できるようにしていただきたい。

意見3

「食料・農業・農村基本法」では基本的施策の1つとして「先端的な技術等を活用した生産性の向上」（同法30条）を規定し、ICT、AI、ロボティクス等を用いたスマート農機の開発とそれによるスマート農業を推進し、農業の省力化と生産性向上が掲げられている。

スマート農業に係る機器及びシステムの開発ではICT、AI、ロボティクス等の技術に限られず植物、栽培、環境等に係る技術や知見等、異分野の技術や知識を融合して実現されるものであって、特許等の知財が数多く創出される。係る分野における知財の戦略的な創出・保護・活用はスマート農業の成長と成功には欠かせないほどに重要である。農林水産業分野の知財活用強化の部分に上記スマート農業の観点からの知財の戦略的創出・保護・活用の重要性について記載していただきたい。

D 高度知財人材の戦略的な育成・活躍

取り組みについて賛成する。日本弁理士会としても、同様の課題認識を有し、研究開発やコンテンツ開発・利活用にも資するよう様々な施策を検討しているところであり、本課題への取り組みについて弁理士

を積極的に活用していただきたい。

(E1) 新たなクールジャパン戦略

「クールジャパンを担う人材」、「コンテンツ産業に関する戦略」について、「デザイン、アート等については、地域や企業においてアートやデザインが活用され再投資が行われていくための環境整備や事例の創出、クリエイターが活躍する機会の創出・拡大に向けた人材育成支援等」（「知的財産推進計画2024」P.96）と示されている一方で、クールジャパンの中心となる対象が、「アニメ、マンガ、ゲーム」の「クリエイター」と読み取れる。

「アニメ・マンガ・ゲーム」は海外において評価されているが、従来の日本文化（例えば、手工芸品・道具などの技術者、原料・材料などの育成者など）を担う現場や今後の取り組みへの言及が少ないと思料する。例えば、「漆芸、陶芸、染織、着物、和紙、金工品、木工品、木材の建築工法など」並びに「これらを支える道具、原料」などに関わる人材についても「クールジャパン」の対象とし、日本文化を「受け継いでいく」人材の育成支援も推進していただきたい。

以上